

平成 30 年度
主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業
報告書

2020 年 3 月

平成 30 年度 主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業

報告書

2020 年 3 月



Meros Consulting

東京都千代田区神田淡路町 1-19-3 ONO ビル 2F

03-3526-2075

www.merosconsulting.com

inquiries@merosconsulting.com

はじめに

本報告書は、農林水産省委託事業「平成 30 年度 主要輸出国の知財制度等実態調査委託事業」の調査結果を取りまとめたものである。

日本では、2014 年 6 月 18 日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」が成立、2015 年 6 月から地理的表示（GI）保護制度の運用が始まった。日本では 2020 年 2 月末現在、88 産品が GI 登録されている。日本・EU 経済連携協定で GI の相互保護が含まれるなど、GI の国際的な認知が高まっており、これを契機として、GI を活用して産品の輸出に取り組もうとする日本の生産者団体もみられるようになってきた。しかし、日本と相互保護の協定を締結していない国において、GI の保護を受けるためには、原則として各国において地理的表示登録をする必要がある。

本調査では、GI を活用して海外への産品輸出振興を図る生産者団体等に向け、輸出先国の GI 制度についての理解を深めることを目的に、日本の農水産物・食品の主要な輸出先となっているアジア 7 カ国（中国、韓国、シンガポール、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア）を対象として、GI 保護制度の調査を実施した。調査では、商標法や地理的表示法等を通じた GI の保護制度の概要を示すとともに、地理的表示の不正使用等の侵害があった場合の対抗手段や手続きについても情報収集・整理した。

各国の GI 保護制度の成立が新しいことや、GI 登録の場合はよりコストや時間を要することなどから、実際には、日本の GI 登録生産者団体が、一般商標として標章（マークや名称）を出願・登録しているケースもある。ただし、一部の国では地名と一般品目名だけの組み合わせでは識別性がないとされる場合があり、図形等を加えて識別性を高めて登録する必要があるが、その場合、同じ地名を用いた別の商標が登録されることを妨げることができないケースがある。実際に、GI 登録生産者団体が一般商標を既に登録した後でも、他者が同じ地名と品目の組み合わせでの別の商標の登録に成功している例がみられる。また、たとえ地名と一般品目名だけの組み合わせで一般商標として登録できたとしても、権利行使にあたって識別性の観点等から十分に保護されない可能性がある。このため、GI 登録生産者団体は、海外での GI 保護を求める場合、登録出願にあたっては、その目的・内容を良く検討して制度を選択することが必要である。

本事業の実施に当たっては、株式会社メロスが浅野国際特許事務所及びその提携先現地代理人を通じて情報収集を行った他、中国と韓国については、中国北京路浩国際特許事務所、法務法人太平洋（韓国）、金・張法律事務所（韓国）及び Winners 弁理士事務所（韓国）にご協力頂き、現地でのヒアリング調査を実施した。また、事業の過程で、明治大学 専門職大学院法務研究科長／専任教授 高倉成男先生、中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士 外村玲子先生、及び茨城大学 人文社会科学部教授 荒木雅也先生の 3 名を検討委員とする検討委員会を開催し、専門的な助言を頂いた。ご協力頂いた方々に深く感謝している。

本報告書が、日本の地理的表示登録産品の海外での地理的表示登録・保護を推進し、日本の農林水産物等の輸出機会の拡大のための参考資料として広く活用されれば幸いである。

【注意事項】

本事業は、農林水産省の委託により、株式会社メロスが実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

【免責事項】

農林水産省及び株式会社メロスは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。また、本報告書は信頼できるとされる各種情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

目次

第 1 部 調査の概要	8
i. 背景と目的	8
ii. 調査対象国	8
iii. 調査項目	9
iv. 調査方法	9
v. 注釈	10
第 2 部 各国における地理的表示保護	12
1. 中国	12
1.1. 地理的表示を保護する制度の概要	12
1.2. 地理的表示及び商標登録の要件・手続・費用	16
1.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	23
1.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況	29
1.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況	29
2. 韓国	38
2.1. 地理的表示を保護する制度	38
2.2. 登録の要件・手続・費用	40
2.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	50
2.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況	55
2.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況	57
3. シンガポール	60
3.1. 地理的表示を保護する制度	60

3.2.	登録の要件・手続・費用	63
3.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	70
3.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	75
3.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	76
4.	ベトナム	79
4.1.	地理的表示を保護する制度	79
4.2.	登録の要件・手続・費用	81
4.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	88
4.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	95
4.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	96
5.	タイ	99
5.1.	地理的表示を保護する制度	99
5.2.	登録の要件・手続・費用	100
5.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	104
5.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	107
5.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	107
6.	マレーシア	110
6.1.	地理的表示を保護する制度	110
6.2.	登録の要件・手続・費用	112
6.3.	地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	117
6.4.	他国との国際協定における GI 保護の状況	121
6.5.	当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	122
7.	インドネシア	125
7.1.	地理的表示を保護する制度	125

7.2. 登録の要件・手続・費用	126
7.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置	130
7.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況	133
7.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例	133

付属資料（関連法等の日本語訳）

- 資料 1 中国 「国外地理的表示産品保護方法」に係る国家知識産権局公告（2019 年 11 月 27 日施行）
- 資料 2 韓国 「農水産物品質管理法」（地理的表示関連部分）（1999 年 7 月 1 日施行）
- 資料 3 シンガポール 「地理的表示法」（2019 年 4 月 1 日施行）
- 資料 4 タイ 「地理的表示保護法」（2004 年 4 月 28 日施行）
- 資料 5 マレーシア 「地理的表示法」（2000 年）
- 資料 6 インドネシア 「商標及び地理的表示法」（2016 年第 20 号）
- 資料 7 インドネシア 「地理的表示規則」（2019 年 12 号）

図表目次

図

図 1	中国の団体、証明商標（地理的表示）登録出願手続きの流れ	21
図 2	中国における外国産品の地理的表示登録申請手続きの流れ	22
図 3	中国における外国産品の農産物地理的表示登録申請手続きの流れ	23
図 4	中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の行政救済手続きの流れ	25
図 5	中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の司法救済手続きの流れ	26
図 6	中国の農業法に基づく地理的表示産品の行政救済手続きの流れ	27
図 7	中国の地理的表示の文言が含まれる司法案件数	30
図 8	韓国の商標法における「地理的表示団体商標」及び「地理的表示証明商標」登録の流れ	46
図 9	韓国の農水産物品質管理法における「地理的表示登録」の流れ	48
図 10	韓国の商標法における不正使用に対する差止め請求及び損害賠償請求の流れ	52
図 11	韓国の商標法における不正使用に対する刑事処罰の流れ	53
図 12	シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ	67
図 13	シンガポールの団体商標・証明商標登録手続きの流れ	68
図 14	シンガポールの地理的表示の司法救済手続きの流れ	72
図 15	ベトナムの知的財産法に基づく地理的表示登録手続きの流れ	84
図 16	ベトナムの知的財産法に基づく商標出願手続きの流れ	86
図 17	ベトナムの知的財産法に基づく知的財産権侵害の行政救済手続きの流れ	90
図 18	ベトナムの知的財産法に基づく水際措置（税関手続きの停止）の流れ	91
図 19	ベトナムの民事訴訟の流れ	92
図 20	ベトナムの刑事訴訟の流れ	93
図 21	タイの地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ	102
図 22	タイの司法救済手続きの流れ	106
図 23	タイの地理的表示登録件数の推移（タイ・外国団体別）	108
図 24	マレーシアの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ	115
図 25	マレーシアの商標法に基づく団体商標/証明商標登録手続きの流れ	116
図 26	マレーシアの取引表示法に基づく救済手続きの流れ	119
図 27	マレーシアの地理的表示登録件数の推移（マレーシア・外国団体別）	123
図 28	インドネシアの商標及び地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ	129
図 29	インドネシアの司法救済手続きの流れ	132

表

表 1	中国の地理的表示を保護する制度の概要	12
表 2	中国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	13
表 3	中国の製品品質法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	14
表 4	中国の農業法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	15

表 5	中国の地理的表示を保護する制度の登録要件等	16
表 6	中国の地理的表示の不正使用の救済手段等	24
表 7	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（中国）	35
表 8	韓国の地理的表示を保護する制度の概要	38
表 9	韓国・商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	39
表 10	韓国・農水産物品質管理法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則	39
表 11	韓国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	40
表 12	韓国の地理的表示を保護する制度の登録要件等	40
表 13	韓国の地理的表示の不正使用の救済手段等	51
表 14	韓国の他国との国際協定における GI 相互保護の状況	56
表 15	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（韓国）	59
表 16	シンガポールの地理的表示を保護する制度の概要	60
表 17	シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	61
表 18	シンガポールの商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	62
表 19	シンガポールの地理的表示を保護する制度の登録要件等	63
表 20	シンガポールの地理的表示の不正使用の救済手段等	70
表 21	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（シンガポール）	77
表 22	ベトナムの地理的表示を保護する制度の概要	79
表 23	ベトナムの地理的表示を保護する制度の登録要件等	81
表 24	ベトナムの地理的表示の不正使用の救済手段等	88
表 25	ベトナムの地理的表示及び証明商標・団体商標の登録数（2019 年 10 月 31 日現在）	96
表 26	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（ベトナム）	98
表 27	タイの地理的表示を保護する制度の概要	99
表 28	タイの地理的表示を保護する制度の登録要件等	100
表 29	タイの地理的表示の不正使用の救済手段等	104
表 30	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（タイ）	109
表 31	マレーシアの地理的表示を保護する制度の概要	110
表 32	地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等	111
表 33	商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標に係る主な現行の法令・規則等	111
表 34	マレーシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等	112
表 35	マレーシアの地理的表示の不正使用の救済手段等	117
表 36	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（マレーシア）	124
表 37	インドネシアの地理的表示を保護する制度の概要	125
表 38	インドネシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等	126
表 39	インドネシアの地理的表示の不正使用の救済手段等	130
表 40	国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（インドネシア）	134

第 1 部 調査の概要

i. 背景と目的

日本では、2014 年 6 月 18 日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が成立、2015 年 6 月から地理的表示（GI）保護制度の運用が始まった。2020 年 2 月末現在、88 産品が地理的表示登録されている。地理的表示への戦略的な取り組みを図り、生産者団体による申請が拡大している。ほかに、商標法に基づく地域団体商標の仕組みもあり、数としては地域団体商標の活用の方が多いが、双方の利点を活用するために両方取得する団体もある。

2019 年 2 月 1 日に日本と欧州連合（EU）の経済連携協定（日 EU EPA）が発効したが、本協定において GI について相互に高いレベルで保護するとされたことから、GI に対する認知は益々高まりつつあり、今後、EU に対する日本の GI 産品の輸出の増加が期待されている。

更に、認知の高まりを契機として、EU 域外の国に対する輸出にも、GI を活用して取り組もうとする日本の GI 登録生産者団体もみられるようになってきた。ただし、相互保護の協定を締結していない国に対しては、各国ごとに地理的表示登録をする必要がある。

上記の背景を鑑み、日本の農林水産物等の輸出機会の拡大に資するため、EU 域外の主要農林水産物輸出国等において、地理的表示登録の要件や侵害時の対応方策、侵害事例等について、情報を収集することが本事業の目的である。

ii. 調査対象国

本事業では、日本の農林水産物等の主要な輸出先から、以下 7 か国を選定して調査を実施した。

1	中国
2	韓国
3	シンガポール
4	ベトナム
5	タイ
6	マレーシア
7	インドネシア

iii. 調査項目

本事業では、対象 7 か国について以下の項目について調査を行った。

- (ア) GI 制度・知的財産制度の概要
- (イ) 他国との国際協定における GI 保護の状況
- (ウ) 当該国における GI・商標登録の要件・手続・費用
- (エ) 当該国における知財侵害や原産地表示違反の現状
- (オ) 知財侵害や原産地表示違反への対抗手段並びにその手続・費用（司法・行政）
- (カ) GI 侵害紛争事例
- (キ) GI 制度を始めとする知財関連法令・関連諸制度

iv. 調査方法

検討委員会

本事業の実施に当たっては、以下のメンバーからなる検討委員会を開催し、専門的な助言を頂いた。

高倉成男	明治大学 専門職大学院法務研究科長 専任教授
外村玲子	中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士
荒木雅也	茨城大学 人文社会科学部 教授

現地代理人からの情報収集

調査項目のうち、(ア) GI 制度・知的財産制度の概要、(イ) 他国との国際協定における GI 保護の状況、(ウ) 当該国における GI・商標登録の要件・手続・費用、(オ) 知財侵害や原産地表示違反への対抗手段並びにその手続・費用、(キ) GI 制度を始めとする知財関連法令・関連諸制度については、調査対象 7 か国について、浅野国際特許事務所及びその提携先現地代理人を通じ、情報収集を実施した。

現地調査の実施

また、GI 保護制度が比較的複雑で、かつ日本からの輸出意欲の高い中国と韓国については、現地代理人からの情報収集を補完するため、JETRO 各国事務所の支援を得て、現地調査を実施した。

中国については、現地の弁理士事務所を通じて、行政機関に対してヒアリングを実施し、韓国については、調査員を派遣して現地調査を実施し、現地の実務者や関連の協会に対してヒアリングを行った。中国及び韓国の補完調査協力先については次頁のとおりである。

中国： 中国北京路浩国際特許事務所
中国北京市豊台区万豊路 68 号銀座和諧広場オフィスタワー20F
+86-10-6211-3695(日本語)
<http://www.cnkip.com/jp/>

韓国：

法務法人太平洋	金・張法律事務所	Winners 弁理士事務所
ソウル市江南区テヘラン路 133	韓国ソウル特別市中区ジョンド ンギル 21-15	ソウル市江南区テヘラン路 7- 22
韓国タイヤビル 8-12F	貞洞ビル 17F	
+82-2-3404-1093 (日本語)	+82-2-764-7003(日本語)	+82-2-3453-7667(韓国語)
hdl@bkl.co.kr	ip-group@kimchang.com	yikh5389@chol.com
http://www.bkl.co.kr/	https://www.kimchang.com/	http://winnerspat.com/

韓国地理的表示生産者協会	高麗大学
ソウル市麻浦区ワールドカップ 北路 6-93 5F	Dr. Myung-Hyun Chung Research Professor, Legal Research Institute
+82-2-6232-7130(韓国語)	ソウル市城北区安岩路 145
http://kpgi.co.kr/	

v. 注釈

本書で用いる用語等について、以下のとおり注釈を付す。

地理的表示の保護制度と一般商標

本調査は、特に GI を独自の法律に基づいて保護する地理的表示制度や、GI に配慮した団体商標／証明商標制度について理解することを主眼とした。

アジア各国における一般的な商標を含む知財制度については、日本貿易機構（ジェトロ）ウェブサイト「アジア各国・地域の知的財産に関する情報」<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ip.html> を参照のこと。

証明商標

本調査対象のアジア諸国では、「証明商標」が、団体商標と並んで地理的表示の保護制度の一つとして法制化されている国がある。日本には地域団体商標は存在するが、証明商標については現行の商標制度では制度化されていないため、注釈を加える。

証明商標制度は、ある商品・サービスについて、商品・サービスの産地や原料、品質、管理方法等につ

いて第三者の認証/証明機関が認証/証明したものを、それ以外の商品・サービスと区別するために用いる標章を登録する制度である。証明商標として他国で登録されている標章の例としては、ウールマーク（ザ・ウールマーク・カンパニーが品質認証する羊毛製品に付す標章）、マレーシアハラール認証マーク（マレーシア政府ハラール認証機関が商品・サービスについてイスラーム法に則ると認証した商品・サービスに付す標章）、レインフォレスト・アライアンス認証マーク（レインフォレスト・アライアンスの熱帯雨林保全等に係る認証を受けた事業者が販売する商品・サービスに付す標章）などが挙げられる。

地理的表示の場合には、生産者や加工業者、流通業者等の直接商品を扱う当事者から構成される団体ではない第三者による組織、例えば国や自治体、その他の認証機関等が、認証等を通じて、地域特産品の生産・品質基準等の管理を行う場合に、証明商標で地理的表示を登録することになる。

標章／商標

日本の商標法では、標章（Mark）を「人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合」（商標法 2 条 1 項）、商標（Trademark）を標章のうち、「①業として商品を生産・証明・譲渡する者がその商品について使用するもの、または②業として役務を提供・証明する者がその役務について使用するもの」（商標法 2 条 1 項）と定義している。

国によっては、法律文書中において、「団体標章」「証明標章」と称している場合もあるが、読者の混乱を招かないため、本報告書では、日本で一般に用いられている「団体商標」「証明商標」で統一した。

第 2 部 各国における地理的表示保護

1. 中国

1.1. 地理的表示を保護する制度の概要

中国では、3 種の地理的表示（GI）の保護制度が併存している。1999 年に品質規格に基づく GI 保護制度が整備され、次いで 2001 年の WTO 加入と「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」適用を契機に商標法による GI 保護体制が確立された。その後、2007 年になって、国内の農産物振興の観点から農産物地理的表示登録制度が制定された。制定時は 3 種の保護制度を別の部門が所管していたが、2018 年の国務院機構改革に伴い、前 2 者は国務院直屬として新設された国家市場監督管理総局が管理する国家局の一つ知識産権局に、後者は農業部が改組された農業農村部の所轄に再編されている。

現在、国務院機構改革に伴う GI 制度の統合・見直しが検討されており、2019 年 10 月には知識産権局の管轄する 2 種の保護制度について、マークが統一されることが公告された¹。制度そのものについては当面現行体制が維持される見込みであるが²、電子申請窓口の共通化や権利侵害申立て窓口の一体化³など、一部統合の動きがある。

表 1 中国の地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・ 主な関連条例等	日本からの登録
商標法による保護	知識産権局 商標局	 2020 年 12 月まで	-商標法 -商標法实施条例 -団体商標、証明商標の登録及び管理弁法	○
品質規格による保護	知識産権局	 2020 年 12 月まで	-製品品質法 -標準化法 -輸出入商品検査法 -地理的表示産品保護規定	○
農業振興目的	農業農村部 農産品品質 安全監督 センター		-農業法 -農産物品質安全法 -農産物地理的表示の管理弁法 -農産物地理的表示登録手続及び農産品地理的表示使用規範	○

¹ 国家知識産権局公告 第 332 号 <http://www.sipo.gov.cn/docs/20191017141215738568.pdf>

² 知識産権局ヒアリング

³ 国家市場監督管理総局は 2019 年 11 月 30 日、「市場監督管理クレーム処理暫定弁法」を公布し、2020 年 1 月 1 日より施行されている。これにより、権利侵害申立て窓口が一体化された。

2020 年 1 月現在では、この 3 つの保護制度は、それぞれ独立した保護体系となっており、権利範囲や保護の目的が異なる。同一製品について、それぞれの登録/登記条件を満たすことができれば、同一申請主体が 3 つの保護を同時に申請することが可能である。以下に、3 制度の概要を示す。

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

中国は 1985 年に「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟し、原産地等の虚偽表示の取締（同条約 10 条）等の履行義務を負った。1989 年になって中国は「標章の国際登録に関するマドリッド協定」に加盟、1993 年には商標法の第 1 次改訂と商標法実施細則の第 2 次改訂によって、団体商標、証明商標を商標法に含めることを明示し、1994 年に「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」を公布した。

中国は 2001 年 12 月に WTO に加盟したが、加盟交渉の中で TRIPS 協定に対応するため、商標法の改正により GI 保護について特別規定を設けることを約束し、2001 年 10 月の商標法第 2 次改訂を実施⁴、翌年 8 月に商標法実施条例を制定し、GI が団体商標または証明商標として登録できることを規定した。さらに、2003 年 4 月に工商総局は、「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」を公布し、GI 登録・管理方法を定めた⁵。

また、2018 年の国务院機構改革により、工商総局は廃止となり、商標局は、国务院傘下に新設された国家局の一つである知識産権局（国务院直属の国家市場監督管理総局が管理する）の管轄となった。

表 2 中国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 商標法⁶（1982 年 8 月 23 日制定、最新改訂は 2019 年 4 月 23 日第 4 次改訂）
- 商標法実施条例⁷（2002 年 8 月 3 日制定、2014 年 4 月 29 日改訂）
- 団体商標、証明商標の登録及び管理弁法⁸（2003 年 4 月 17 日公布、2003 年 6 月 1 日施行）
- 地名商標製品の専用マーク管理規則⁹（2003 年 4 月 17 日）*新しいマークへの統合に向け改訂準備中。
- 商標審査及び審理基準¹⁰（最新改訂 2016 年 12 月）

⁴ 商標法はその後 2013 年、2019 年に改訂があったが、地理的表示に関して特段の変更はない。

⁵ これによって、1994 年制定の「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法」は廃止となった。

⁶ 「中華人民共和國商標法（2019 年第 4 次改訂版）（中华人民共和国商標法）」

原文：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2019-05/07/content_2086832.htm

商標法（2013 年第 3 次改訂版）の日本語訳は以下参照のこと。2019 年改訂版で地理的表示についての部分について変更はなかった。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501_2_rev.pdf

⁷ 「中華人民共和國商標法實施條例（2014 年改訂版）（中华人民共和国商標法實施條例）」

原文：http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcfgflfg/flfgsb/xzfg_sb/1063526.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf

⁸ 「中華人民共和國國家工商行政管理總局令 第 6 号 団体商標、証明商標の登録及び管理弁法（集体商标、证明商标注册和管理办法）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbxzgz/200906/t20090603_232861.html

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20030417-1a.pdf

⁹ 「地名商標製品の専用マーク管理規則（地理标志产品专用标志管理办法）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/200702/t20070206_232898.html

日本語：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20070201.pdf

¹⁰ 「商標審査及び審理基準（商标审查及审理标准）」

原文：http://sbj.cnipa.gov.cn/tzgg/201701/t20170104_233075.html

日本語：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170105_1.pdf

(2) 製品品質法に基づく地理的表示保護制度

品質規格に基づく GI 保護制度は、フランスの GI 制度の影響を受けたもので、1999 年に「製品品質法」に依拠する「原産地域産品保護規定」として国家品質技術監督局により発布された。2001 年に同局は国家出入境検検疫局と統合され、国家品質監督検検疫総局（質検総局）が設立された。2005 年に、「製品品質法」、「標準化法」、「輸出入商品検査法」等の法律に基づき、質検総局が「地理的表示産品保護規定」を発布、1999 年の「原産地域産品保護規定」が廃止となった。2009 年に入って、同局では、「地理的表示産品保護業務細則」を交付するとともに、申請書等の必要書類の書式を統一した。さらに 2016 年、同局は、外国産品の GI 保護方法の明確化のため、「地理的表示産品保護規定」に基づき、「国外地理的表示産品保護弁法」を発布した。なお、「国外地理的表示産品保護弁法」は 2019 年 11 月に改訂されている。また、2018 年の国务院機構改革により、質検総局は廃止され、製品品質法に基づく GI 保護制度も知識産権局の管轄となった。

表 3 中国の製品品質法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 11 月現在)

- 製品品質法¹¹ (1993 年 12 月 29 日制定、最新改訂は 2018 年 12 月 29 日)
- 標準化法¹² (1998 年 12 月 29 日制定、最新改訂は 2017 年 11 月 4 日)
- 輸出入商品検査法¹³ (2002 年 4 月 28 日制定、最新改訂は 2018 年 12 月 29 日)
- 地理的表示産品保護規定¹⁴ (2005 年 5 月 16 日制定、2005 年 6 月 7 日公布、2005 年 7 月 15 日施行)
- 地理的表示産品保護施行細則¹⁵ (2009 年 5 月 21 日通知)
- 国外地理的表示産品保護方法¹⁶ (2016 年 3 月 28 日制定、2019 年 11 月 27 日改訂)

(3) 農業法に基づく農産物地理的表示登録制度

2007 年に中国農業部は、農産物の市場競争力を向上させることを目的に、「農業法」、「農産物品質安全法」の関連規定に基づき、「農産物地理的表示管理規則」を策定した。翌年には「農産物地理的表示登録手続及び農産物地理的表示使用規範」を発布し、これにより農産物 GI の登録管理制度が発足した。その

¹¹ 「中華人民共和国製品品質法（中华人民共和国产品质量法）」2018 年改訂版

原文：http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zlfzj/201902/t20190225_291234.html

2000 年改訂版の日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20000708.pdf

¹² 「中華人民共和国標準化法（中华人民共和国标准化法）」2017 年改訂版

原文：http://zfs.mee.gov.cn/fl/201805/t20180514_439413.shtml

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20180101-1_rjp.pdf

¹³ 「中華人民共和国輸出入商品検査法（中华人民共和国进出口商品检验法）」2018 年改訂版

原文：http://www.moj.gov.cn/Department/content/2019-01/17/592_227081.html

2002 年版の日本語訳：http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/pdf/kariyaku_1.pdf

¹⁴ 「国家品質監督検検疫総局令 第 78 号 地理的表示産品保護規定（地理标志产品保护规定）」

原文：http://www.aqsiq.gov.cn/xgk_13386/jlgg_12538/zjl/20052006/200610/t20061027_239289.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20050607.pdf

¹⁵ 「地理表示産品保護施行細則（地理的表示産品保護施行細則（国质检科〔2009〕222 号））」

原文：http://kjs.aqsiq.gov.cn/dlbzcpbhwz/zcfg/zxczxx/201011/t20101115_168661.htm

¹⁶ 「国外地理的表示産品保護方法（国外地理标志产品保护办法）」

原文・英語対訳：https://www.origin-gi.com/images/stories/PDFs/English/origIn_Alert/measures-on-protection-of-foreign-gis-under-aqsiq-1.pdf 日本語訳：付属資料参照

後、一連の関連規則やガイドラインを整備している。農業部は 2017 年には外国産品の GI 登録の規則を示すため、「農産物地理的表示管理規則」に基づき策定された「国外農産物地理的表示登録審査規定」を発布した。また、2018 年に農業部は農業農村部に改組された。

表 4 中国の農業法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 農業法¹⁷ (1993 年 7 月 2 日制定、最新改訂は 2012 年 12 月 28 日第 2 次改訂)
- 農産物品質安全法¹⁸ (2006 年 4 月 29 日制定、2006 年 11 月 1 日施行)
- 農産物地理的表示管理弁法¹⁹ (2007 年 12 月 6 日制定、2007 年 12 月 25 日公布、2008 年 2 月 1 日施行)
- 農産物地理的表示登録手続及び農産品地理的表示使用規範²⁰ (2018 年 8 月 8 日交付)
- 国外農産物地理的表示登録審査規定²¹ (2017 年 3 月 1 日公布)
- 農産物地理的表示登録審査ガイドライン²² (2017 年 12 月)
- 農産物地理的表示登録専門家審査規範、農産品地理的表示登録審査準則、全国農産物地理的表示調査員登録管理方法²³ (2013 年 3 月)
- その他関連規範・申請関連書式等²⁴
 - ・ 農産物地理的表示登録申請書
 - ・ 農産物地理的表示産品名称審査規範
 - ・ 農産物地理的表示登録申請人資格確認評定規範
 - ・ 農産物地理的表示産品地域分布図制定規範
 - ・ 農産物地理的表示品質コントロール技術規範
 - ・ 農産物地理的表示産品品質鑑定規範
 - ・ 農産物地理的表示産品官能品質鑑評規範
 - ・ 農産物地理的表示登録審査若干問題の説明、等

¹⁷ 「中華人民共和國農業法（中華人民共和國農業法）」

原文：http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/zfjc/zfjcelys/2012-12/29/content_1950012.htm

第 23 条に規定の要件を満たせば農産品地理的表示の使用を申請できる旨、第 49 条に国家が農産品地理的表示を含む知的財産を保護する旨を記載

¹⁸ 「中華人民共和國農産物品質安全法（中華人民共和國農産品質量安全法）」

原文：http://www.gov.cn/jrzq/2006-04/29/content_271165.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_006.pdf

¹⁹ 「農産物地理的表示管理弁法（農産品地理标志管理办法）」

原文：http://jiuban.moa.gov.cn/zwl/m/tzgg/bl/200801/t20080109_951594.htm

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20071225.pdf

²⁰ 「中華人民共和國農業部公告第 2071 号（中華人民共和國農業部公告第 1071 号）」

原文：http://www.moa.gov.cn/govpublic/SCYJJXXS/201006/t20100606_1533085.htm

²¹ 「「国外農産品地理的表示登録審査規定」制定の通知（关于印发《国外农产品地理标志登记审查规定》的通知）」

原文：http://www.aqsc.agri.cn/tzgg/201712/t20171228_319992.htm

²² 「農産物地理的表示登録審査ガイドライン（农产品地理标志登记保护办事指南）」

原文：http://www.moa.gov.cn/fw/jdrz/201712/t20171219_6124244.htm

²³ 「農産物地理的表示登録専門家審査規範、農産品地理的表示登録審査準則、全国農産物地理的表示調査員登録管理方法発布の通知（关于印发《农产品地理标志登记专家评审规范》、《农产品地理标志登记审查准则》、《全国农产品地理标志核查员注册管理办法》的通知）」

原文：http://www.aqsc.agri.cn/zhxx/tztb/201303/t20130321_109573.htm

²⁴ 「農産物地理的表示管理 制度全集 2015 年版（农产品地理标志登记管理制度汇编(2015)）」

原文：<http://www.moa.gov.cn/sydw/lssp/ywzn/dlbznpc/zlxz/201711/P020171117599874879002.doc>

1.2. 地理的表示及び商標登録の要件・手続・費用

各法に基づく GI 登録要件には、下表のような違いがある。日本の GI 登録生産者団体が、中国での GI 登録を望む場合、基本的にはいずれの制度でも申請可能であるが、現地法律事務所への聞き取りによれば、商標法に基づく地理的表示団体商標が最も推奨される。

表 5 中国の地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
商標法	地理的表示 団体商標	○	当該地域内の構成員から成る団体・協会・その他の組織	制限なし	商品	10 年 (更新可)
	地理的表示 証明商標	○	商品品質を監督する能力を有する自然人・法人・その他組織			
品質管理法	地理的表示 登録	○	・ 県級以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関 ・ 人民政府認定の協会・企業 ・ (外国産品の場合) 当該産品所在国/地域の地理的表示保護の現申請人	原産国での GI 登録必須	商品	5 年 (更新可)
農業法	農産物地理的表示登録	○	農民専業合作経済組織や業界協会等の組織	原産国での GI 登録必須	農産物	制限なし

現地法律事務所によれば、以下の点が注意点として挙げられた。

- 行政法規である地理的表示産品保護規定や農産物地理的表示管理弁法と比較して、商標法は法規範や法律執行の体系が整っており、侵害行為に対する罰則も厳しい。また、商標制度は処理件数が最も多く、出願・審査が比較的スムーズで、権利行使・侵害対応がしやすい。これら三制度はいずれも長く併存しており、制度そのものの認知度については大きな差はないものの、一般には商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標が明らかに知的財産権と認知されているのに比べ、その他の二つの GI 登録を知的財産権として認識している人は多くない。
- 農業農村部の農産物 GI 制度は推奨されない。中国国内の農産品については同制度の下で農業農村部の優遇支援策が得られるものの、外国産品については対象とならず、一般的には、侵害を取り締まるための農業農村部による自発的調査の対象にもならない。また、これまで同制度に基づく外国産品の登録実績はないことから、申請に際して予測できない困難に直面する可能性がある。
- 審査の基本的な流れについては三つの制度で大きな違いはないものの、商標法に関しては類似性審査が行われるため、出願前に先行調査を行うことが推奨される。
- より全面的な保護を受けるため、アルファベットだけでなく、中国語での登録が推奨される。
- 中国では地理的表示に関わる冒認出願や無断使用等が多く発生しており、地理的表示が一般名称化する前に、できるだけ早期に登録することが重要である。

1.2.1. 登録要件

(1) 商標法に基づく地理的表示の商標登録（証明商標または団体商標）

「商標法（法）²⁵」第 16 条において地理的表示の定義が示され、「商標法実施条例（条例）」第 4 条において、地理的表示は団体商標または証明商標として出願できると示されている。法第 3 条において、団体商標と証明商標がそれぞれ以下のように定義されている。

- ・ **団体商標**：団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標章をいう。
- ・ **証明商標**：証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品または役務に対して使用するものであって、かつ当該組織以外の事業単位または個人がその商品または役務について使用し、同商品または役務の原産地、原材料、製造方法、品質またはその他の特別な品質を証明するために用いる標章をいう。

登録/保護対象（法第 16 条）

対象は商品。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品（手工芸品等）も保護の対象となる。

品質特性（法第 16 条、「商標審査及び審理基準（基準）」5-2-1）

法第 16 条では、「地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、社会的評価またはその他の特性が、主に当該地域の自然要因または人的要因によって形成されたものの表示をいう。」と定義されている。

出願人の要件（条例第 4 条、「団体商標、証明商標の登録及び管理弁法（弁法）」第 4 条、第 5 条、第 6 条）

出願人については、以下の定めがある。

- ・ **団体商標**：当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成される団体、協会、またはその他の組織。専門技術人員、専門検査設備等または委託する機構を有し、当該地理的表示の使用商品の特定品質を監督する能力を有する。
- ・ **証明商標**：自然人、法人、またはその他の組織。専門技術人員、専門検査設備等または委託する機構を有し、当該証明商標により証明される特定の商品品質を監督する能力を有する。

また、いずれの場合でも、国内の出願人の場合は当該地理的表示に表記される地域の人民政府または業種主管部門の批准公文書を得ている事、外国の出願人の場合はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護された証明書を得ている事が必要である。

²⁵ 以下の法律・条令・規則等の訳文は 1.1 節に示した日本語訳におおむね従う。以下同様。

対象地域（管理弁法第 8 条、基準 5-2-3）

管理弁法第 8 条によれば、地域は現行の行政区画の名称、範囲に完全に一致する必要はない。基準では、以下のように対象地域を特定できている。

「地理的表示の表示する地域の生産地域の範囲は、県誌、農業誌、産品誌、年鑑、教科書に記載する地域の範囲であってもよく、地理的表示の表示する地域の県級以上の人民政府またはその 1 級上の業界主管部門から発行される地域範囲証明書類によって決まるものであってもよい。地理的表示の表示する地域範囲が一つの市、県内である場合、当該市、県の人民政府または業界主管部門が証明書類を発行するものとする。地域範囲が同一の省に属する二つ以上の市、県である場合、当該市、県の共通の 1 級上の人民政府または業界主管部門が証明文書を発行するものとする。省を跨る場合、中央人民政府の農業主管部門または対応する省の人民政府間で協議して解決するものとする。

生産地域の範囲は、次に掲げる方法のいずれかまたはそれらの組合せによって指定することができる。

- （一）行政区画
- （二）経緯度
- （三）自然環境中の山、川などの地理的特徴
- （四）地図上での表示（具体的な地理的範囲を地図上で示すこと）
- （五）その他の生産地域範囲を明確に特定することができる方式

（2） 製品品質法に基づく地理的表示の登録

登録/保護対象（「地理的表示産品保護規定（規定）」第 2 条）

対象は商品。商品の種類には制限がないため、農水産物やその加工品だけでなく、工業製品（手工芸品等）も保護の対象となる。

品質特性（規定第 2 条、「地理的表示産品保護施行細則（細則）」第 2 条）

特定の地域で産し、本質的に同産地の自然要因や人的要因によって決定される品質や社会的評価、その他の特性を持つこと。

細則第 2 条では地理的表示保護産品に申請できる産品の条件を以下のように示している。

- （一） 特定の地域で栽培・飼養され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然要因により決まる産品、
- （二） 素材の全部が当該地域から提供され、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に現地の自然環境及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産される産品、
- （三） 素材の一部または全部が他の地域からのものであり、その特別な品質、特性及び社会的評価が主に産品の産地の自然要因及び人的要因により決まり、当該地域において特定の工程で生産及び加工される産品。

出願人の要件（規定第 8 条、「国外地理的表示産品保護方法（方法）」第 7 条）

規定第 8 条で、地理的表示産品保護の申請は、現地の県級以上の人民政府が指定した地理的表示産品保護申請機関、または人民政府が認定した協会と企業が提出し、かつ関連部門の意見を問う、と定めている。

なお、外国産品の場合は、方法第 7 条により、当該産品の所在国/地域の地理的表示保護の原申請人で、かつ原産国/地域の地理的表示管轄機関の推薦を得なければならない。

対象地域（規定第 9 条）

保護申請する産品が県の範囲内にある場合、県級人民政府が産地の範囲について建議を提出し、県を跨った場合、地市級人民政府が産地範囲について建議を提出する。地区級・市級人民政府の範囲を跨った場合、省級人民政府が産地の範囲について建議を提出する。

（3） 農業法に基づく地理的表示の登録

登録/保護対象（「農産物地理的表示管理弁法（弁法）」第 2 条）

対象は農産物（農業から由来する初級産品、即ち、農業活動において得られる植物、動物、微生物及びその産出品）に限る。

品質特性（弁法第 2 条、第 7 条）

弁法第 2 条で、表示対象農産物は特定の地域から由来し、産品の品質及び関連する特性²⁶が主に自然の生態的環境と歴史や人的要因によって決まり、且つ地域の名称で名づけられる、とされている。

第 7 条で、以下の要件を列記している。

- （一） その称呼が地理上区域の名称及び農産物の通用名称によって構成される。
- （二） 産品に、独特な品質特性または特定の生産手法を有する。
- （三） 産品の品質と特性が主に、独特な自然・生態的環境及び人的・歴史的な要因によって決まる。
- （四） 産品の生産区域範囲が限定されている。
- （五） 産地環境や産品の品質が、わが国の強制技術基準²⁷の要求事項に適合している。

出願人の要件（弁法第 8 条、「国外農産物地理的表示登録審査規定規定」第 6 条）

出願人は、農民專業合作經濟組織や業界協会等の組織で、県級以上の地方人民政府が以下の要件に基づ

²⁶ 「産品の品質または特性」が産地と結びついていれば十分とする TRIPS 協定や日本の GI 法の定義と異なり、「原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定」等の GI の定義に沿っているものである点は注目に値する。

²⁷ 中国国家標準については以下のサイトから検索可能。

http://www.gb688.cn/bzgk/gb/std_list_type?p.p1=1&p.p90=circulation_date&p.p91=desc

き選抜する。

- (一) 農産物地理的表示及びその産品を監督・管理する能力を有する；
- (二) 地理的表示対象農産物の生産、加工、販売について指導を提供する能力を備える；
- (三) 独自に民事的責任を負う能力を備える。

なお、海外の農産物で地理的表示を申請する場合、申請人は自国/地域の地理的表示登録主体またはその委任を受けた代理人でなければならない。

対象地域

規定では地域の特定方法についての特段の定めはない。

1.2.2. 登録手続

(1) 商標法に基づく地理的表示の商標登録

商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標の登録申請は、国家知識産権局商標局で行う。地理的表示保護統一電子受付プラットフォームを通じた電子申請も可能である。審査官が商標登録出願の書類及び実体審査をし、出願公告決定後、3 カ月間の異議申立期間を経て、登録される。申請から登録までの期間はおよそ 12 ヶ月程度である。登録の有効期限は 10 年間で、継続使用の場合には更新の必要がある。

出願登録に必要な主要な書類は以下のとおりである。(弁法第 7 条、「商標審査及び審理基準（基準）第 7 部分 5.1 節」)

1. 商標登録出願申請書（以下の内容を含む）
 - ・ 当該地理的表示産品の客観的存在及び社会的評価の状況に関する証明資料
 - ・ 地理的表示商品の特定の品質、社会的評価やその他の特性と、現地の自然要因、人的要因との関係の説明
 - ・ 地理的表示が示す地域範囲の区画に関連する資料
2. 出願人の主体資格証書の写し
3. 地理的表示に表記される地域の県級人民政府または県級以上の知識産権主管部門が発効した、当該地理的表示の登録申請を許可し、出願人が監督管理能力を持つ旨を示した書類
4. 地理的表示出願人（若しくは出願人が依頼する検査機構）が当該地理的表示を監督検査する能力を具備する証明材料
5. 地理的表示団体商標、証明商標の使用管理規則

なお、外国人/外国企業の場合は、原産国/地域で地理的表示保護を受けている証明を提出することが必要である。(弁法第 6 条)

出願登録の手続の流れを次頁図に示す。

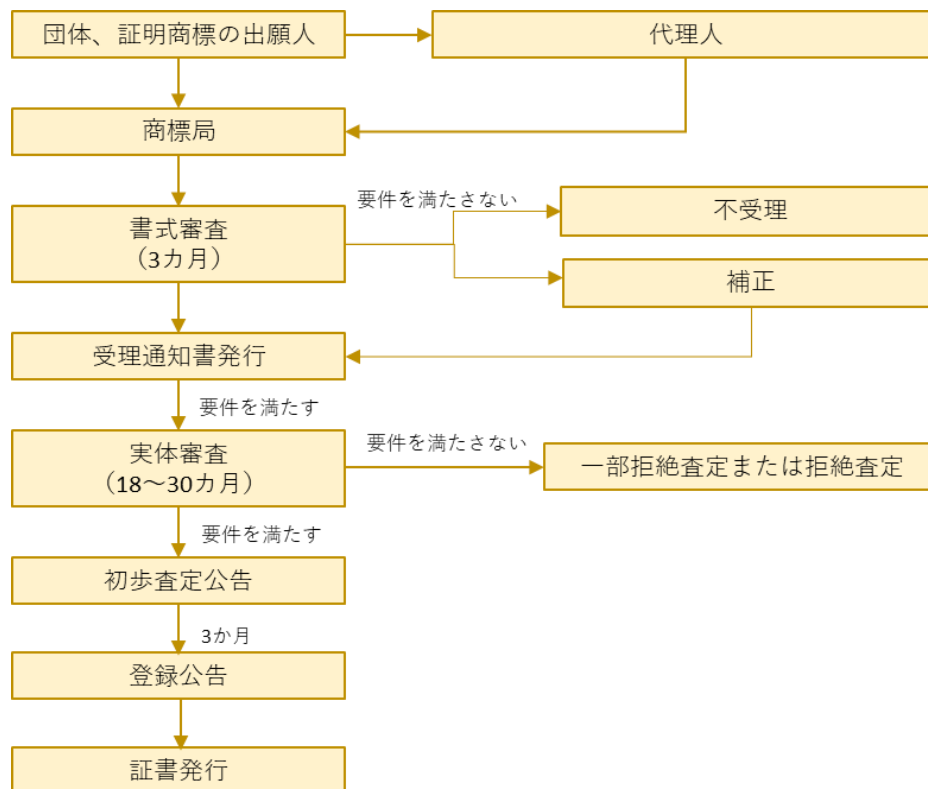


図 1 中国の団体、証明商標（地理的表示）登録出願手続きの流れ

(2) 製品品質法に基づく地理的表示の産品登録

製品品質法に基づく GI 登録は、国産品の場合は、県級または県級以上の知識産権部門に申請を行い、同部門が国家知識産権局に報告して審査に至る。地理的表示保護統一電子受付プラットフォームを通じた電子申請も可能になっている。外国産品の場合は国家知識産権局に直接申請を行う。同局の審査と受理公告から 2 カ月間の異議申立期間を経たのち、専門家審査官委員会で技術審査の上で登録される。登録は長期に渡って有効である。マークの利用は 5 年間可能で、満了の 6 カ月前より更新が可能である。

外国産品の出願登録に必要な書類は以下のとおりである。（「国外地理的表示産品保護方法」第 9、10 条）

1. 地理的表示産品の中国における保護申請書
2. 申請人の名称及び住所、電話番号、中国における連絡人、住所、及び電話番号
3. 原産国/地域で地理的表示保護を承認した公式文書の原本及び公証済みの中国語訳
4. 原産国/地域の地理的表示を管轄する機構で発行した推薦書、当該産品の中国における登録保護を勧める公式文書の原本及び公証済みの中国語訳
5. 原産国/地域の地理的表示主管機構で発行した生産地範囲及び公証済みの中国語訳
6. 当該産品の品質・技術的要件（a. 中国語の名称・原文の名称、b. 保護される産地の範囲、c. 産品の特性、d. 生産工程、e. 品質の特色（産品の官能的特色・物理化学的指標）、f. 知名度、原産地や中国・その他世界での知名度・貿易販売状況、g. 産品の品質的特性と産地の自然・人文的要素との関連性についての資料等。）

7. 検査報告：原産国/地域で発行した申請製品の官能的特色、物理化学指標を証明する検査報告及び公証済みの中国語訳
8. その他の補助的な証明資料

外国産品の出願登録の手続の流れを下図に示す。

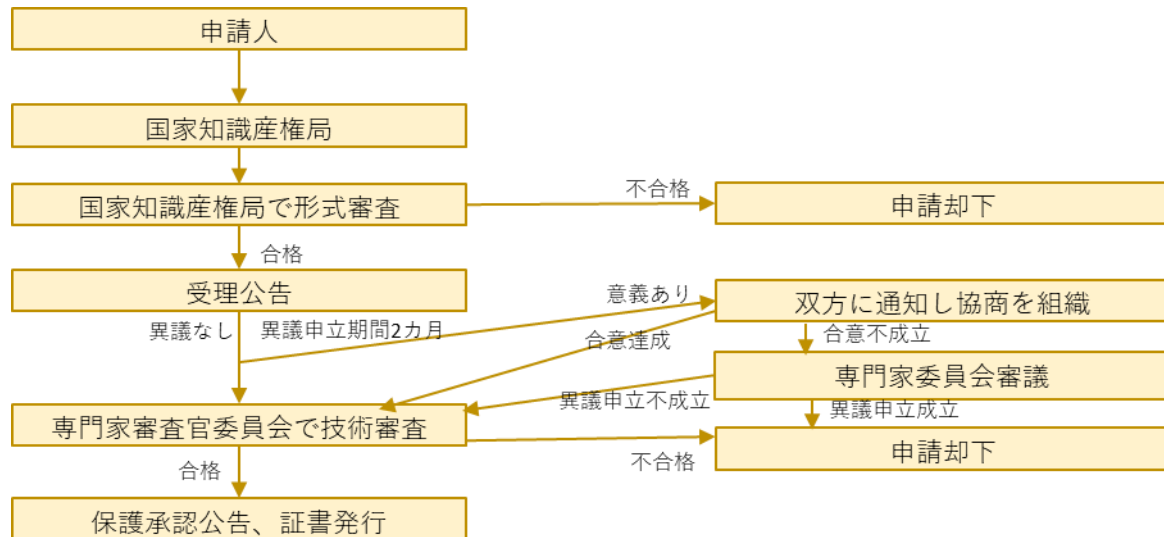


図 2 中国における外国産品の地理的表示登録申請手続きの流れ

(3) 農業農村部による農産物地理的表示の農産物登録

農産物地理的表示法に基づく GI 登録は、国産品の場合は省級の農業農村行政部門に申請し、省級部門が中国グリーン食品発展センターに報告、審査に至る²⁸。外国産品の場合は、中国グリーン食品発展センターに直接、申請者若しくは代理人が申請する。同局の審査と受理公告から 30 日間の異議申立期間を経たのち、農業農村部にて登録される。特段の問題が無い場合には長期にわたって登録が有効である。

外国産品の出願に必要な書類は以下のとおりである。（「国外農産物地理的表示登録審査規定」第 6 条）

1. 申請書（申請人及び製品の基本情報、中国における連絡人、連絡先等を含む。代理人が申請する場合、中国の法律効力を有する中国語の公証書類を提出する。）
2. 原産国/地域における当該製品の地理的表示について保護を受けていることを証する公式文書及び公証済みの中国語訳（申請人や地域範囲等の情報を含む）
3. 製品の品質技術規則（地域の環境条件、生産技術規則、製品の典型的特徴・特色の記載及び製品の品質安全要件等を含む）
4. 製品の实物サンプルまたはサンプルの写真
5. その他に必要な説明/証明の資料

外国産品の出願登録の手続の流れを次頁図に示す。

²⁸ 農産物地理的表示の認証業務は 2018 年に農産物品質安全センターから中国グリーン食品発展センターに移管している。

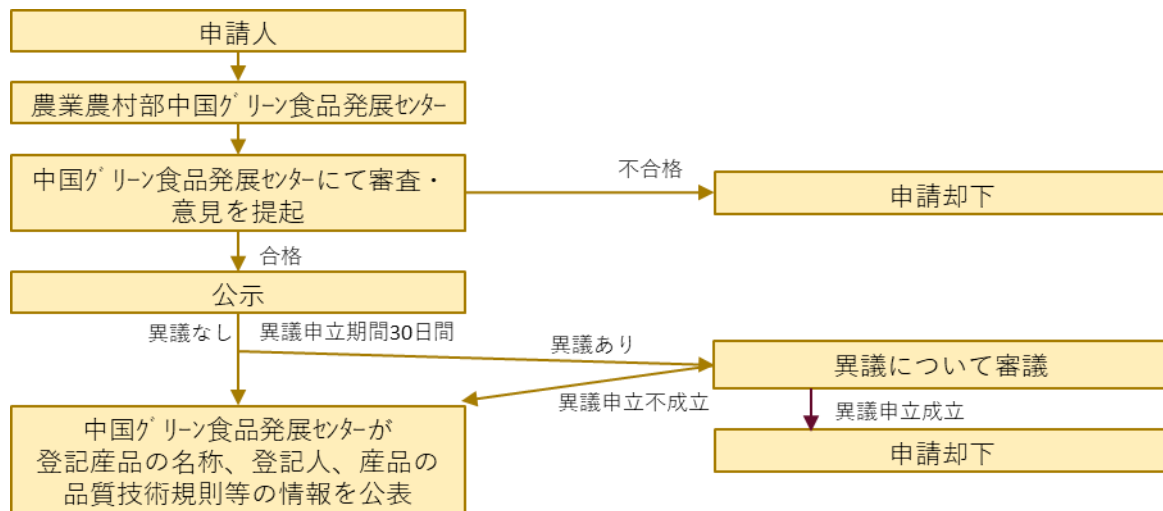


図 3 中国における外国産品の農産物地理的表示登録申請手続きの流れ

1.2.3. 登録費用

商標法による地理的表示団体商標/証明商標の登録にあたっては、登録印紙代（書面出願 1,500 元/件；電子出願 1,350 元/件）²⁹が発生する。

製品品質法に基づく地理的表示及び農業法に基づく農産物地理的表示の登録には、費用は発生しない。

代理費は、代理人が状況に応じて請求する。1 社が参考として挙げた代理人費用は、いずれの制度に関しても 10,000-15,000 元/件である。

1.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

いずれの制度においても、侵害・違反行為に対する行政措置として、関係機関による自発的な調査が行われているが、商標法及び製品品質法に基づく調査が侵害行為の取り締まりを目的としているのに対し、農業法に基づく調査は主に食品安全や品質管理の面から行われている点が異なる。

また、商標法では、民事訴訟・刑事訴訟による司法上の救済も一般的であるが、製品品質法や農業法に基づく地理的表示の保護では、主に行政保護が用いられている。

²⁹ 国家発展改革委員会・財政部 2019 年 5 月「行政事業制の徴収費用基準引き下げについての通知」（国家发展改革委 財政部关于降低部分行政事业性收费标准的通知）

http://www.ndrc.gov.cn/zwfwx/zfdj/jggg/201906/t20190620_939083.html

表 6 中国の地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
商標法	・ 同一・類似の商標を同一・類似商品に使用し、公衆を誤認させること ・ ぶどう酒・蒸留酒で追加的保護	知識産権局 市場監督管理局	・ 自発的調査 ・ 警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金	人民法院 ・ 公安機関	・ 民事訴訟による損害賠償 ・ 刑事処罰
製品品質法	・ 名称・専用マークの無断使用や偽造	知識産権局 市場監督管理局	・ 自発的調査 ・ 警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金	人民法院	・ 民事訴訟による損害賠償など
農業法	・ 農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用	農業農村部 市場監督管理局 農産品品質安全センター	・ 警告、違法所得の没収、罰金 ・ 自発的調査（食品安全、品質管理）	-	-

1.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

侵害行為の定義

商標法では、同一または類似の商品に、他人の登録商標と同一または類似の標章を商品名または装飾として使用し、公衆を誤認させることは、商標権に関する侵害行為に該当する（商標法実施条例第 76 条）。

追加的保護

弁法第 9 条に「複数のぶどう酒地理的表示が同音字または同形字を構成する場合、これら地理的表示により互いに区分でき、公衆を誤認させない場合、いずれの地理的表示も団体商標または証明商標として出願登録可能である」、第 12 条に「他人が団体商標、証明商標として登録したぶどう酒、蒸留酒地理的表示を使用して、当該地理的表示が示す地域から提供されないぶどう酒、蒸留酒をマークする場合、商品の真の提供元を同時に示し、または翻訳された文字を使用し、或いは、何々「種」、何々「型」、何々「式」、何々「類」などという表現が付いた場合、商標法第 16 条の規定³⁰を適用する」と規定されており、TRIPS 協定に従い、中国におけるぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示へ追加的保護が適用されている。

行政上の救済手段

商標権侵害に係る紛争は当事者間協議による解決を基本とするが、協議の意向がない場合、または協議が成立しないときは、知識産権局による処理請求（行政上の救済）、あるいは人民法院への提訴（司法上

³⁰ 「第 16 条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。」

の救済)が可能である。

知識産権局は、地理的表示の侵害事件を、当事者の苦情申出により摘発するだけでなく、第三者の苦情申立により摘発することも、職権により自発的に摘発することもできる。地理的表示案件の摘発については、「商標法」「商標法実施条例」「不正競争防止法」「行政強制法」等に従い、公安及び税関とも連携して実施に当たる。商標法は 2019 年 4 月に改正されて侵害行為の法的責任が強化され、また不正競争防止法は 2017 年に初めて改正された後、2019 年 4 月にも再改正されるなど、政府は知財関連の違反摘発を強化している。

知識産権局による自発的な摘発は、国家知識産権局の指示により、各省の知識産権部門が実施する。地理的表示に関する違法行為の一斉摘発の指示を受けた各省の知識産権部門は、担当地域の状況に応じて調査計画を策定し、実施する。調査結果に基づく法の執行は各省の県級以上の市場監督管理部門が対応する。具体的な調査方法は各省によって多少異なるが、地理的表示の使用許可を有する企業に対する商品の品質及び地理的表示の適格性に関する検査、及び、スーパー、農産物市場、水産物卸売市場等で販売される商品に対する調査と、これにより発見された侵害行為に対する取り締まりが含まれる。

権利者等が侵害行為を発見して苦情を申立てる場合、苦情申立て先は侵害が発生した地域の市場監督管理部門となる。市場監督管理部門は苦情或いは通報を受けた後、まず摘発書類を審査する。書類審査後、立件され、現場調査が行われる。侵害が事実であると判断された場合、関連法の規定に基づき、行政処罰決定を下す。行政処罰には、警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金などが含まれ、犯罪を構成する場合は公安機関に移送される。立件には 15 日間（特別な事情がある場合は 15 日間延長可）、審査・処理には 90 日間（特別な事情がある場合は 30 日間延長可）を要する。

苦情申立は、県級以上の市場監督管理部門の他、以下のホットラインを利用することも可能である。

フリーダイヤル 12315

12315 インターネットプラットフォーム (<http://www.12315.cn/>)

行政救済の手続きフローは次のとおりである。

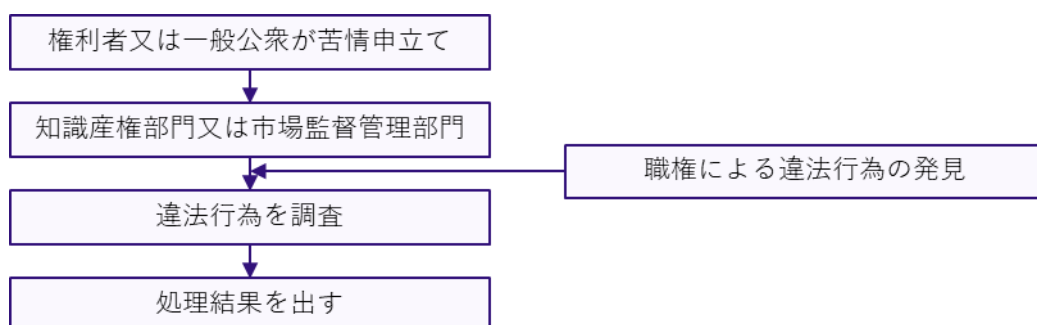


図 4 中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の行政救済手続きの流れ

司法上の救済手段

行政上の救済の他に、地理的表示団体商標/証明商標の権利者は、人民法院に民事訴訟を提起して、損害賠償などといった民事司法保護を得ることができる。更に、関連法に基づき、地理的表示権への侵害が犯罪にあたる場合、懲役などの刑事罰を科すこともできる。

具体的な司法救済の手続きフローは次のとおりである。

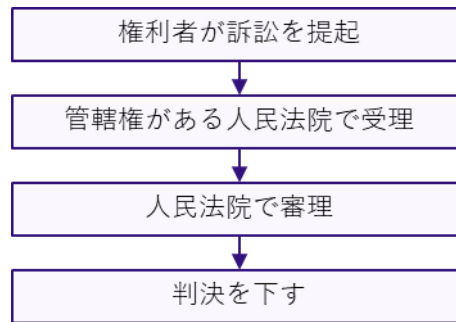


図 5 中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の司法救済手続きの流れ

(2) 製品品質法に基づく地理的表示保護制度

侵害行為の定義

地理的表示商品保護規定第 21 条において、以下の行為が侵害行為とされている。

- 地理的表示名称や専用表示を無断で使用、または偽造したもの
- 地理的表示商品の規格・管理規範に適合しないのに、同地理的表示商品の名称を使用したもの
- 専用表示と似た、誤認を生じやすい名称や表示及び消費者の誤認を招きやすい文字や図案表示を使用して消費者に対して同商品を地理的表示保護商品だと誤認させるような行為

行政上の救済手段

製品品質法に基づく GI 保護制度における救済手段では、主に行政保護が用いられている。

「地理的表示産品保護規定」に基づき、地理的表示の名称・専用マークの無断使用や偽造、基準や管理要件を満たさない産品における使用、誤認させやすい名称・マークの使用等につき、知識産権局が取り締まるほか、団体・企業・個人が違反を告発することができる。国内産品については侵害が発生した地域の県級の知識産権部門または市場監督管理部門、外国産品については国家知識産権局または省級の知識産権部門が管轄となり、知識産権部門が違法行為の調査を実施する。具体的な調査方法、苦情申立て方法については、上述の (1) 商標法に基づく地理的表示保護制度と同じである。

司法上の救済手段

外国産品については、行政上の救済手段以外に、司法上の救済手段が利用される場合もある。「国外地理的表示保護方法」第 31 条により、中国において保護される外国の地理的表示産品の申請人は、人民法

院に訴訟を提起することもできる。具体的な司法救済の手続きフローは、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度と同じである。

（3） 農業法による農産物地理的表示保護制度

侵害行為の定義

農産物地理的表示の管理弁法第 20 条において、「農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用」を禁止している。

行政上の救済手段

農産物地理的表示保護制度における救済手段は、主に行政上の手段が用いられている。農業農村部が管轄し、具体的な保護業務は各地の県級以上の地方人民政府の農業農村行政主管部門が実施する。

農産物地理的表示の管理規定に違反する行為について、いかなる組織・個人も県級以上の農業農村行政主管部門に告発や申立てをすることができる。告発・申立てを受けた農業農村行政主管部門は法律に基づいてこれを処理する。「農産物品質安全法」第 51 条の規定に基づき、農産物地理的表示を冒用した場合、改正を命じるとともに、違法に得られた収入を没収し、2 千人民元以上 2 万人民元以下の罰金を科す。

苦情申立ては侵害行為の発生地にある県級以上の農業農村行政主管部門に対して行う。侵害の内容により、県級以上の市場監督管理部門に対して苦情申立てを行うことも可能である。市場監督管理部門は製品品質法や標準化法に準拠した取り締まりを行う。行政処罰の流れは、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度、（2）製品品質法に基づく地理的表示保護制度と同様である。

なお、農業農村部は自発的な摘発も実施しているが、調査の主要な目的は食品安全の確保と品質管理である。調査は農業農村部農産物質量安全監督管理局が統括し、各地の認定試験機関がサンプルを買い上げて品質試験及び地理的表示の適格性の確認を行っている。試験項目は主に農薬、薬物、化学添加物の残留、重金属の含有量等である。調査の対象は、所管地域の中で登録された地理的表示農産物と、農業農村部によって指定された一部の地理的表示農産物に限られ、調査頻度も低い。また、外国の地理的表示農産物は、基本的には調査の対象外となっている。

具体的な行政救済の手続きフローは次のとおりである。

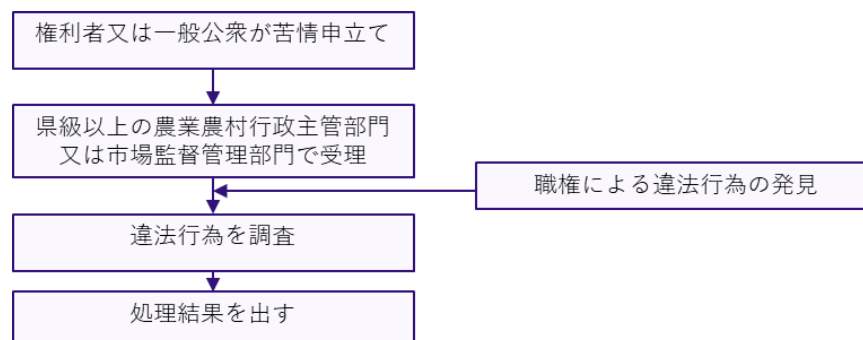


図 6 中国の農業法に基づく地理的表示製品の行政救済手続きの流れ

1.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

行政上の手続き

権利者または一般公衆として地理的表示侵害行為について苦情申告して行政保護を請求する場合、若しくは知財産権管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合について、特段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 2 万～4 万人民元の代理費用が発生する。

司法上の手続き

地理的表示登録商標権を侵害する行為について人民法院に提訴する場合、権利者が訴訟において請求する賠償金額により訴訟に要する費用が変わり³¹、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 5 万～10 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

(2) 製品品質法に基づく地理的表示の保護制度

行政上の手続き

権利者または一般公衆の身分で違法行為について苦情申告して行政保護を請求する場合、若しくは知財産権管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合、特段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 1 万～3 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

司法上の手続き

中国において保護される国外地理的表示産品の合法的権益を侵害する侵害行為について、人民法院に提訴する場合、権利者が訴訟において請求する賠償金額により訴訟に要する費用が変わり、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 5 万～10 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

(3) 農業法に基づく地理的表示の保護制度

権利者または一般公衆の身分で違法行為について苦情申告し、農業農村行政管理部門に行政保護を請求する場合、若しくは農業農村行政管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合について、特

³¹ 賠償金額が 10,000 元を超えない分は 1 件当たり 50 元、10,000 元以上は金額に応じて賠償金額の 0.5%～2.5%を支払う。

段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的実情及び難易度により、通常 1 万～3 万人民元の代理費用が発生する。

1.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

現在のところ、中国は、FTA 等を通じた他国/地域と地理的表示保護に関する協定締結はしていない。

EU とは、2019 年末に地理的表示の保護について協定の締結を目標にして、協議が進められている³²。10 年前から中欧間の協議が開始され、まず双方の国/地域の各々の法律体系の中で、中欧 10 品目ずつに対して地理的表示保護が認められた。次いで、2010 年より正式に地理的表示産品に関する協力・保護についての協議が開始され、2017 年より双方 100 品目ずつの品目について地理的表示保護（中国側においては「地理的表示産品保護規定」「国外地理的表示産品保護規定」に則る製品品質法に基づく保護）を与える手続きが進められている。³³

1.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況

1.5.1. 登録の状況

中国では 2018 年末時点で、地理的表示商標の取得件数は 4,867 件、製品品質法に基づく地理的表示の産品登録件数は 2,380 件、農産品地理的表示の登録件数は 2,523 件となっている³⁴。特に山東省、四川省、湖北省等で申請が多い。

外国産品の登録件数は、2019 年 6 月末現在、商標法に基づく団体商標/証明商標が 191 件、製品品質法による地理的表示が 61 件であった³⁵。農業法に基づく地理的表示保護制度の下で登録された外国農産物はまだない³⁶。

³² 中国共和国外交部 2019 年 4 月「第 21 回中国・EU サミット連合声明」

https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/1179_674909/t1652696.shtml

³³ 欧州委員会駐中代表団「欧州地理的表示 100 品目が中国での保護を受ける見通し」

https://eeas.europa.eu/delegations/china_zh-hans/27342/100_个欧洲地理标志产品即将在中国受到保护

質検総局 2017 年 6 月 3 日「質検総局による Cyprus Zivania 等 EU 産品の地理的表示産品保護申請の受理についての公告」

http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2017/201706/t20170616_490985.htm

³⁴ 国家知識産権局知識産権発展研究センター、2019 年 6 月「2018 年中国知識産権発展状況評価報告」

<http://www.sipo.gov.cn/docs/20190624164519009878.pdf>

³⁵ 国家知識産権局データベース

³⁶ 農業農村部へのヒアリング

1.5.2. 紛争事例

(1) 司法紛争事例の例

知産宝 (IP HOUSE)³⁷ に登録されている知財関連の司法案件データベースで、「地理的表示」の文言が含まれる案件数は、改正商標法が制定された 2001 年から 2019 年 10 月時点で、計 898 件あった。うち 7 割が民事、3 割が行政裁判となっており、刑事裁判はごく僅かである。以下に、いくつか近年の司法紛争について、典型的案件等として取り上げられた事例を挙げる。

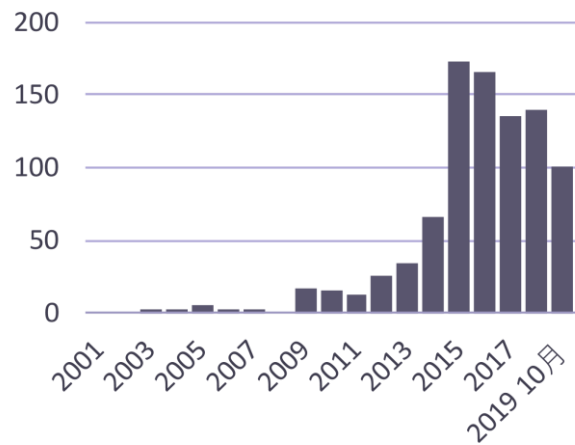


図 7 中国の地理的表示の文言が含まれる司法案件数

出所)知産宝

西湖龍井茶 (民事・国内)

2013 年に北京北辰スーパーマーケットチェーン有限会社 (以下、北辰超市) が「西湖龍井」との表示を付した茶葉を販売したケースについて、杭州市西湖区竜井茶産業協会 (以下、竜井茶協会) が北京市朝陽区人民法院に提訴。竜井茶協会は 2011 年に「西湖龍井」の地理表示証明商標を登録しており (2021 年 6 月まで有効)、2012 年には馳名商標³⁸も取得しているが、同チェーンの製品はこの基準に合致していなかった。2015 年 4 月に一審判決において北辰超市は西湖龍井並びに西湖龍井と表示された茶葉商品の販売を停止し、3 万元の賠償金を竜井茶協会に支払うこととされた。³⁹

五常大米 (民事・国内)

2012 年に五常市コメ協会が地理的表示の証明商標を取得した「五常米」について、同協会の会員でもある鉅富会社が、2015 年から 2016 年にかけて、「五常米」等の表示を使って、五常米の指定地域外のコメも用いて販売しているため、差止めと損害賠償を提訴した。同社は五常市の農協から仕入れている旨を説明した。ハルビン市中級人民法院を経て、黒竜江省高級人民法院で争われ、2018 年に、最終的には、分包して販売しているそれぞれの商品について産地を特定することができないため、証明が不十分として、同社に侵犯行為の即刻停止及び協会に対する 7 万元の支払いが命じられた。

Bordeaux Wine (民事・国外)

2013 年に設立した湖南瑪歌堡商貿有限公司が 2014 年から「Margaux Grand Vin de Bordeaux」や「Grand Vin de Bordeaux」等の表示を付したぶどう酒を販売していた件で、2012 年に地理的表示団体

³⁷ <https://www.iphouse.cn>

³⁸ 中国の消費者に良く知られた商標として商標法の規定に基づいて国家知識産権局商標局等から認定される商標。

³⁹ 中国法院網, 2015 年 4 月 3 日「北辰超市の販売する「西湖龍井」商標権侵犯にて龍井茶協会へ 3 万元の賠償」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2015/04/id/1578774.shtml>

商標「Bordeaux 波尔多」を取得していたボルドーぶどう酒委員会が、2016 年に民事訴訟として長沙市中級人民法院に提訴。法院は、湖南瑪歌堡商貿有限公司は団体商標を利用する許可を得ていないことから、団体商標の権利を侵害しているとして、侵犯行為を停止し、経済損失 15 万元を支払うよう命じた。

40

祁門紅茶（行政・国内）

2004 年に安徽省の黄山市祁門県祁門（キムン）紅茶協会が「祁門紅茶」の地理的表示証明商標を取得した際の地域範囲図には、対象地域が黄山市祁門県内に限られていたにもかかわらず、実際に販売されている商品には池州市石台や東至、黄山市黟県などの他の産地の茶葉も含まれているとして、安徽省池州市の国潤会社が異議を提出した案件。国家工商総局（当時）が「祁門紅茶」商標の無効宣告を出したことを不服として、祁門紅茶協会は北京知識産権法院に提訴、北京高院を経て、最高人民法院まで争われ、2017 年に最終的に祁門紅茶協会が敗訴し、証明商標は無効となった。⁴¹

黄金茶（行政・国内）

2014 年に吉首市経果技術普及所が地理表示証明商標登録申請した「湖西黄金茶」に対し、「保靖黄金茶」の地理表示商標を持つ保靖県茶葉産業開発事務所が、登録の指定地域が重なっているが、管理基準等が異なることから消費者を誤認させるおそれがあるとして、商標の無効を求めたケース。誤認させるおそれがあるとはいえないと判断した国家知識産権局の裁定に不服があるとして、北京知識産権法院へ行政訴訟を提起した。（現在係争中）⁴²

Napa Valley Wine（行政・国外）

2005 年 5 月に中商会社が商標局に提出した第 33 類果実酒等での「螺旋卡帕 SCREW KAPPA NAPA」の商標に対して、カリフォルニア州ナパバレーぶどう酒業者協会（Napa Valley Vintners Association）が異議を申し立てたケースについて、商標審査委員会が異議不成立としたことを不服として、協会が訴訟を提起。同協会は「Napa Valley 100%」を地理的表示の証明商標として 2005 年 2 月に申請、同商標は 2007 年に登録された。北京高院は商標法第 16 条の規定に反するとの判決を 2016 年に下し、ナパバレーぶどう酒業者協会が勝訴した。⁴³

⁴⁰ 下記の記事における弁理士のコメントによれば、団体商標で初の裁判ケース。

中国知識産権雑誌, 2018 年 6 月 19 日「「Bordeaux 波尔多」地理的表示集団商標権利侵害及び不正競争についての紛争案件」

<http://www.ciplawyer.cn/html/fgsb/20180619/139352.html>

International Law Office, 02 April 2018, *GI collective trademark granted judicial protection for first time*

<https://www.internationalawoffice.com/Newsletters/Intellectual-Property/China/Wanhuida-Peksung/GI-collective-trademark-granted-judicial-protection-for-first-time>

⁴¹ 新華網, 2018 年 11 月 1 日「キムンは誰に帰すのか？池州と黄山の 14 年間の争議が遂に終結」

http://m.xinhuanet.com/ah/2018-11/01/c_1123644454.htm

⁴² 北京法院網, 2019 年 7 月 2 日「「黄金茶」地理表示商標無効不服により法院に提訴」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2019/07/id/4147208.shtml>

⁴³ 北京法院網, 2017 年 4 月 20 日「2016 年度北京市法院知識産権司法保護十大創新案例」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2017/04/id/2820818.shtml>

China Dairy, 2016 年 9 月 21 日「Napa Valley trademark wins legal battle」

http://www.chinadaily.com.cn/cndy/2016-09/21/content_26847685.htm

Margaux Wine（行政・国外）

2012 年 4 月に中国のぶどう酒製造メーカー烟台梅多克庄園葡萄酒有限公司が「瑪歌・鷹貴」の商標を果実酒等が含まれる第 33 類で申請し、2013 年 7 月に商標登録された件について、2014 年 12 月にフランスの国立原産地呼称機関が商標審査委員会に対して、Margaux はフランスのぶどう酒の地理的表示であり、中国語の瑪歌の発音はこれに類似しており、商標法第十条第一款八項に示す「その他の良くない影響」を造成するとして商標無効宣告を請求した。この主張を受け入れて商標審査委員会が 2015 年 11 月に商標無効を宣言したことについて、メーカー側が不服として北京知識産権法院⁴⁴に提訴した。Margaux は中国では地理的表示の商標登録がなかったが、瑪歌が Margaux を想起させ、一般公衆の誤認を招きやすいことから、商標法第十条第二項（良く知られている外国の地名は商標に用いることができない。[1993 年改正にて追加]）、及び第一款八項の規定をもって、商標無効は妥当とした。⁴⁵

（2） 行政執行案件の例

中国は知的財産権の侵犯に対する取り締まりを強化しており、行政執行案件も増加しているものとみられる。基本的には、侵犯があった地域の知識産権部門あるいはその上部組織となる市場監督管理局が取り締まりにあたっている。

2019 年には、国家知識産権局により、春節、春季、秋季の計 3 回の一斉摘発の指示が出されている。

近年の行政執行案件の例を挙げる。

2019 年春節の取締り強化

2019 年の春節時期には、共産党と国務院の知的財産権保護強化の方針の下で、特に地理的表示の監視を強化、全国 31 省、205 地級市、285 区県の知識産権部門が協調し、3.67 万人の人員を動員して検査にあたった。省によっては重点的調査対象地理的表示を抽出して調査を実施したほか（例えば湖南省の「安化黒茶」等）、省、市、県の連携調査も実施、例えば湖南省瀏陽市は「瀏陽花火」の地理的表示について省を跨いだ調査活動を展開、22 件の違法案件（合計 200 万元超）を取り締まった。⁴⁶

Margaux

2019 年 1 月 28 日、中国山東省煙台市龍口市市場監督管理局は自発的調査により、当事者烟台梅多克庄園葡萄酒有限公司が販売しているぶどう酒商品に、フランス地理的表示「瑪歌（Margaux）」が使われていたことが判明。2019 年 4 月 25 日、「龍口市監公処字【2019】83 号行政処罰決定書」が発行され、直ちに違法行為を停止し、違法ぶどう酒製品 46 件と違法所得 8,402 元を没収し、罰金 61,598 元を科す

⁴⁴ 2014 年に北京、上海、広州に知識産権法院が設立され、国務院部門が商標に関して下した権利付与・確定の査定または決定を不服とする第一審の行政案件は北京知識産権法院が管轄することとなっている。

⁴⁵ China Business Law Journal, 黄梅 2017 年 11 月 24 日「フランスの地理的表示に似せた商標に無効宣告」
<https://www.vantageasia.com/zh-hans/抄襲法国地理标志的商标被宣告无效/>

⁴⁶ 国家知識産権局 2019 年 5 月 6 日「春節期間の地理的表示使用項目整治活動が良好な成果を収める。」
<http://www.cnipa.gov.cn/ztzl/dlbzzl/dlbzxwdt/1141236.htm>

決定が下された⁴⁷。

龍口春雨

2019 年 1 月、農業農村部は商務部、公安部、市場監督総局、国家知識産権局と連携して監査指導チームを立ち上げた。チームは 30 の省を巡回して食料品に対する品質監査を実施し、この中で地理表示産品「龍口春雨」の模倣品「龍開春雨」、「龍門春雨」、「龍凸春雨」、「龍幾春雨」、「龍 12 春雨」、「尤口春雨」、「精龍口春雨」、「優龍口春雨」等を発見し、取り締まった⁴⁸。

鎮江香酢

2019 年 1 月 28 日、江蘇省淮安市清浦江区市場監督管理局は自発的な調査の中で、当事者の淮安区淮城鎮張林調味料経営部が販売しているお酢が地理的表示「鎮江香酢」の表示規格に適合しないことを発見した後、この案件を管轄権がある江蘇省淮安市淮安区市場監督管理局に移管した。後者は、2019 年 4 月 29 日、「淮市監案字【2019】3007 号行政処罰決定書」を発行し、直ちに是正するよう命じ、警告を与え、違法所得 450 元を没収し、5,000 元の罰金を科す決定を下した⁴⁹。

陽澄湖大蟹

2018 年に CCTV において、オンラインショップで「陽澄湖大蟹」の偽物（他の産地の蟹を陽澄湖に少し漬けただけなど）が多く販売されていることを暴露した番組が公開された後、市場監督総局は江蘇省市場監督管理局に対してこの問題に対する対応を求めた。江蘇省市場監督管理局はすぐに、番組で取り上げられた 4 社の現場調査とオンラインショップ 296 店の調査を実施し、違法に「陽澄湖大蟹」を使用した 45 ブランド、2,060 箱、蟹 5 万匹を没収し、改善通知書を 98 通発出した。⁵⁰

新疆アクス産りんご

2017 年 12 月に上海青浦区市場監督管理局が、「アクスりんご」で地理的表示証明商標を登録するアクス地区りんご協会の告発により調査を実施。2017 年 9 月より「アクス」や「中国・新疆」との文言を付して陝西省等から仕入れたリンゴの卸売・小売を行っていた張秋壮を商標権侵犯で処分し、商標法第 57 条の規定に基づき商品没収の上、5 万元の罰金を科した。⁵¹

⁴⁷ 法律事務所調べ

⁴⁸ 法律事務所調べ

⁴⁹ 法律事務所調べ

⁵⁰ 国家市場監督管理総局 2019 年 2 月 14 日「総局が陽澄湖大蟹の地理的表示の侵犯行為の厳格な調査を要求」
http://www.samr.gov.cn/zfjcj/zfjg/wfxwjajcb/201902/t20190214_281543.html

⁵¹ 上海市知識産権連席会議弁公室 2019 年 4 月「上海知識産権十大典型案件」
<http://sipa.sh.gov.cn/resource/upload/zscqj/201904/26090932mnwm.pdf>

1.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリングの結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、中国における商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと 3 団体が回答した。また日本で登録された地理的表示について、中国で不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと 7 団体が回答した。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している製品について、日本の権利者または関連団体における商標の申請が確認できたのは 6 製品で、うち 3 製品で一般商標が既に登録されているが、2 製品については一般商標登録申請が却下されている。他に、下関唐戸魚市場仲卸協同組合が団体商標で 2017 年に申請し、審査中となっている。

日本の権利者以外の中国またはその他の国等の個人/団体により、但馬牛（但馬牛、但馬等）、夕張メロン（夕張等）、八目伝統本玉露（八女茶、八女玉露等）、八丁味噌、近江牛の 5 製品で既に日本で登録されている地理的表示と同じ若しくは類似の商標が登録されていることが確認できたほか、神戸ビーフ（神戸等）において登録申請中のものがある。

また、JETRO が 2019 年に実施した「中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査」⁵²によれば、日本で登録されている地理的表示について、権利者が関与して中国で商標を出願しているケースは 24 件であったのに対して、中国等の外国企業・個人により出願されている商標が 32 件、日本企業・個人により出願されている商標が 12 件みられた。

⁵² JETRO 北京事務所 2019 年度第一回中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation/2019_1.pdf

表 7 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（中国）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 10 月 8 日現在）		JETRO 2019 年度 第一回調査結果	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (中国)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願	権利者 による出願	中国人/企業 の出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬牛、但馬ビーフ（2008 年出願 2012 年登録） 	一般商標 但馬（豪州企業 2016 年出願 2018 年登録、29 類）  Tajima (2012 年出願 2013 年登録、29 類)  Tajima Australian Grainfed Wagyu(2012 年出願、2013 年登録、29 類) 		
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会			一般商標として兵庫食肉事業協同組合連合会が 2008 年に出願したが却下。	複数企業/個人が 29 類で神戸等の一般商標登録を出願・審査中。		出願中：29 類（神戸牛）
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合		事例有	一般商標 夕張メロン（2013 年出願 2016 年登録）  その他 2 件審査中 夕張メロン等	複数の企業、団体が 31 類で夕張等で一般商標登録済み。例：  (生鮮果実等)	権利者が関与して登録済み 30 類/31 類	
5	八女伝統本玉露	八女伝統本玉露推進協議会				一般商標 八女茶、八女玉露（中国企業 2010 年出願 2011 年登録 30 類） 		登録：30 類（八女茶）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 10 月 8 日現在）		JETRO 2019 年度 第一回調査結果	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (中国)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願	権利者 による出願	中国人/企業 の出願
11	鳥取砂丘ら っきょう	鳥取いなば農 業協同組合			*			
12	三輪素麺	奈良県三輪素 麺工業協同組 合/奈良県三 輪素麺販売協 議会			一般商標 三輪素麺 (2011 年 出願 2013 年登録、30 類) 三輪素麺	他に複数の個別企業が三輪素麺等で一般 商標登録。例：（異製粉株式会社、2012 年出願、2015 年登録、30 類） 		
13	市田柿	みなみ信州農 業協同組合		事例有				
19	下関ふく	下関唐戸魚市 場仲卸協同組 合			下関唐戸魚市場仲卸協同組合 が団体商標で 2017 年出願・審 査中、他に下関唐戸魚市場株 式会社が一般商標で 2008 年出 願・審査中		権利者により 出願中 29 類	
20	能登志賀こ る柿	志賀農業協同 組合	商標登録有					
21	十勝川西長 いも	十勝川西長い も運営協議会					権利者により 登録済み 31 類	
26	米沢牛	米沢牛銘柄推 進協議会		事例有	山形県置賜農業協同組合が一 般商標を 2015 年に出願したが 却下			

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 10 月 8 日現在）		JETRO 2019 年度 第一回調査結果	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (中国)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願	権利者 による出願	中国人/企業 の出願
34	すんき	すんきブランド推進協議会		事例有				
41	プロシュット ディ パルマ	コンソルツィ オ デル プロ ッシュット ディ パルマ		事例有				
49	八丁味噌	愛知県味噌溜 醤油工業協同 組合		事例有		複数の企業、団体が 31 類で八丁味噌、 Haccho Miso 等で一般商標登録済み。 例：八丁味噌 Haccho Miso		登録：30 類 (八丁味噌 等)
56	近江牛	一般社団法人 滋賀県畜産振 興協会				複数の企業、団体が 29 類、35 類、43 類 で近江、近江牛等で一般商標登録済み 例：近江		登録：35 類 /43 類

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：国家知識産権局 中国商標網 商標近似検索

<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/>

JETRO 北京事務所 2019 年度第一回中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation/2019_1.pdf

*鳥取県が 30 類（梨）で鳥取の商標登録出願中

2. 韓国

2.1. 地理的表示を保護する制度

韓国では、下表に示す 3 種の地理的表示の保護制度が併存している。

韓国は、TRIPS 協定に基づき国際的なルールに即した地理的表示保護制度を整えるため、1999 年に農産物品質管理法を、2001 年に水産物品質管理法を施行し、これらに基づいて地理的表示登録制度を導入した。2012 年には両品質管理法が統合された農水産物品質管理法を制定した。

一方、貿易自由化の流れの中で商標制度に基づく製品の保護を強化するため、2005 年に商標法を改正し、地理的表示団体商標を導入した。韓国は 2007 年に韓国・米国自由貿易協定（韓米 FTA）に調印、2010 年に追加交渉に署名した。地理的表示を商標制度の中で扱うべきとする米国の影響により、2012 年の韓米 FTA の協定発効に併せて商標法を改正し、地理的表示証明商標を導入した。

さらに 2010 年に韓国は韓国・EU 自由貿易協定（韓 EU FTA）にも署名し、より高いレベルで地理的表示の相互保護を行うべきとする EU との交渉の結果、2011 年の韓 EU FTA 発効に合わせ、不正競争防止及び営業秘密に関する法律（不正競争防止法）を改正、二国間/多国間 FTA で合意した海外製品の地理的表示を保護する仕組みを導入した。

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録制度は農林畜産食品部及び海洋水産部が管轄し、商標法及び不正競争防止法に基づく地理的表示保護制度は産業通商資源部傘下の特許庁⁵³が管轄している。

このうち、日本から登録出願/申請が可能なものは、商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標のみとなっている。

表 8 韓国の地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
商標法による保護	産業通商資源部 特許庁	無し	商標法 商標法施行令 商標法施行規則 商標審査基準	○
不正競争防止法による保護		無し	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令	× (二国間/多国間貿易協定の GI リスト交換による)
農水産物品質管理法による保護	農林畜産食品部 海洋水産部	 	農水産物品質管理法 農水産物品質管理法施行令 農水産物品質管理法施行規則	× (実務上海外からの申請を受け付けていない)

⁵³ Korean Intellectual Property Office (KIP) 経済産業省等の資料でいずれも特許庁と翻訳されているため、それに倣った。

以下の節で 3 制度の概要を示す。

(1) 商標法における地理的表示団体商標/証明商標

韓国は、2005 年の商標法改正により地理的表示団体商標を導入した。次いで、2012 年の韓米 FTA 発効に併せて商標法の改正を行い、商標の品質保証機能を強化する目的で地理的表示証明商標を導入した。

**表 9 韓国・商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 商標法⁵⁴ (1949 年 11 月 28 日公布、最新改訂は 2019 年 7 月 9 日改正)
- 商標法施行令⁵⁵ (1974 年 1 月 1 日制定、2019 年 6 月 4 日一部改正)
- 商標法施行規則⁵⁶ (1974 年 1 月 1 日制定、2019 年 6 月 4 日一部改正)
- 商標審査基準⁵⁷ (1993 年 12 月 30 日制定、2019 年 1 月 1 日改定)

(2) 農水産物品質管理法における地理的表示登録制度

農産物品質管理法及び水産物品質管理法に基づく地理的表示登録制度は 2001 年から運用が開始された。2008 年の省庁再編に伴って農産物と水産物の品質管理業務を統合する必要が生じ、2012 年に農産物と水産物を統合管理する農水産物品質管理法が施行された。農水産物品質管理法は、「農水産物の適切な品質管理を通じて農水産物の安全性を確保し商品性を向上させ、公正で透明な取引を誘導することによって農漁民の所得増大と消費者保護に資する」ことを目的としており（法第 1 条）、品質の向上と国内の農水産業者への裨益を目的としている。

**表 10 韓国・農水産物品質管理法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則
(2019 年 10 月現在)**

- 農水産物品質管理法⁵⁸ (1999 年 7 月 1 日施行、最新改訂は 2019 年 8 月 26 日改正)
- 農水産物品質管理法施行令⁵⁹ (1999 年 7 月 1 日施行、2018 年 7 月 17 日改正)
- 農水産物品質管理法施行規則 (1999 年 8 月 9 日発効、2019 年 8 月 26 日改正)⁶⁰
- 地理的表示事後管理要領 (2017 年 11 月 21 日一部改正)⁶¹

⁵⁴ 原文：http://www.law.go.kr/법령/상표법

日本語訳：http://www.choipat.com/menu31.php?id=26&category=0&keyword=

⁵⁵ 原文：http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=200560&efYd=20180101#0000

日本語訳：http://www.choipat.com/menu31.php?id=27

⁵⁶ 原文：http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=200560&efYd=20180101#0000

日本語訳：http://www.choipat.com/menu31.php?id=28

⁵⁷ 原文：https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=30731&catmenu=m06_03_02

日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/trademark2018.pdf

⁵⁸ 原文：http://www.law.go.kr/법령/농수산물품질관리법/(16277,20190115)

日本語訳：付属資料参照

⁵⁹ 原文：http://www.law.go.kr/LSW//lsInfoP.do?lsiSeq=204079&efYd=20180717#0000

⁶⁰ 原文：http://www.law.go.kr/법령/농수산물품질관리법%20시행규칙

⁶¹ 原文：http://www.law.go.kr/행정규칙/지리적표시품사후관리요령/

(3) 不正競争防止法における、自由貿易協定によって保護する地理的表示の使用等の禁止

韓国では 2011 年 7 月 1 日の韓・EU FTA の発効に先立ち、2011 年 6 月 30 日に不正競争防止法を改正し、二国間または多国間で締結された自由貿易地理的表示において保護された地理的表示の使用などを禁止し、地理的表示の侵害に対する禁止、損害賠償などの救済手続きを設けて地理的表示者の権利を保護する規定を新設した（不正競争防止法第 3 条の 2）。これにより、韓国と外国との両者間または多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護することに合意した地理的表示は、特別な登録手続きを経ることなく、韓国での排他的使用が認められる。

表 11 韓国の商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律⁶²（1962 年 1 月 1 日制定、最新改訂は 2019 年 1 月 8 日改正）
- 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令⁶³（1987 年 7 月 1 日制定、2018 年 12 月 24 日改正）

2.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件には、下表のような違いがある。日本の地理的表示登録生産者団体が、韓国での地理的表示登録を望む場合、基本的には商標法に基づく地理的表示団体商標のみ申請が可能である。日本の地理的表示保護制度では生産者団体には法人格は必要とされないが、韓国の農水産物品質管理法では法人または個人であることが必須である。一方、韓国の地理的表示団体商標では、日本の地域団体商標と同様に、出願人は法人であることが必要である。

表 12 韓国の地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	生産・加工地	有効期間
商標法	地理的表示 団体商標	○	生産、製造、加工業者 で構成された法人 (法人格が必要)	原産国で の GI 登録必須	商品 (手工芸品 等含む)	生産・製造・加工のいずれかが 特定地域	10 年 (更新可)
	地理的表示 証明商標	○	品質・特性等の証明 を業とするもの (個人でも可)				
不正競争防止法	二国間/多国 間貿易協定の GI リスト 交換による	×	出願無し	制限無し	制限無し	制限無し	無期限
農水産物品質管理法	地理的表示 登録	×	生産、加工業者で構成 された法人 (1 者のみの場合は 個人も可)	-	農水産物・ 農水産加工 品	生産・製造・加工の全てが特 定地域	無期限

⁶² 原文：http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=195192&efYd=20170726#0000

日本語訳：http://www.choipat.com/menu31.php?id=20&category=0&keyword=

⁶³ 原文：http://www.law.go.kr/법령/부정경쟁방지및영업비밀보호에관한법률시행령

日本語訳：http://www.choipat.com/menu31.php?id=21&category=0&keyword=

また、法律事務所への聞き取りによれば、日本の地理的表示登録生産者団体が、地理的表示の当該標章を、一般の商標として登録出願を行う方策も考えられるが、韓国の商標出願の審査においては、周知な地名に対して識別力を認めないケースが多く、地理的表示団体商標/証明商標以外で、地名と品目名を組み合わせた名称では登録が難しい可能性が高いと指摘された。図形等を加えたマークとして識別力を高め、一般登録することは可能であるものの、地理的表示として名称そのものの保護を韓国で求めるためには、地理的表示団体商標として登録することが望ましいと考えられる。

また、農水産物品質管理法に基づく地理的表示は、登録生産者団体の独占的利用を認めるものではなく、品質管理等の基準を満たせば、当該地域の他の生産者も地理的表示を利用できるが、商標法に基づく地理的表示団体商標は、登録生産者団体に加盟する生産者での独占的利用を認めるものである、という違いがある。

2.2.1. 登録要件

(1) 商標法における地理的表示団体商標/証明商標

出願人の要件（法第 3 条 2 項・3 項）

- 地理的表示団体商標：その地理的表示を使用できる商品を生産、製造または加工することを業として営む者のみで構成された法人に限って出願人の適格を認める。個人、商法上の会社、法人格がない団体は出願しても登録は認められていない。
- 地理的表示証明商標：商品の品質、原産地、生産方法またはその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者に出願人の適格を認める。法人だけでなく、個人も出願・登録が可能である。

保護対象（法第 2 条 4 項及び商標審査基準第 7 部第 4 章 2.1、2.4）

商標法は地理的表示を「商品の特定の品質・社会的評価、またはその他の特性⁶⁴が本質的に特定地域で始まった場合にその地域で生産・製造または加工された商品であることを現す表示」と規定しており、農水産物等だけではなく、手工芸品等の工業製品も保護の対象となる。なお、サービスは地理的表示団体商標/証明商標の保護対象にはならない。

また、商品の生産・製造・加工のいずれか一つのみでもその地理的特性と関連があれば保護の対象となる。ただし、商品の品質等が生産・製造及び加工の全過程に起因する場合には、その生産・製造及び加工が同一地域で行われなければならない。

対象地域（商標審査基準第 7 部第 4 章 2.4）

⁶⁴ 品質、社会的評価、その他の特性のいずれかがあれば足りる。

対象地域は、商品の地理的原産地として商品が生産、製造または加工された地域の名称を指すが、必ずしも行政区域上の範囲と一致する必要はない。気候・土壌・地形等の地理的環境によって区画することが可能。外国の地域も含まれる。

品質特性（商標審査基準第 7 部第 4 章 2.2）

商標審査基準第 7 部第 4 章 2.2 節では、「特定の地域で生産・製造または加工された商品が他の地域で生産・製造または加工された商品と区別される品質・社会的評価、生産方法またはその他の特性がなければならない。この場合、特定の品質・名声またはその他の特性のいずれか一つのみ特定地域に由来すれば足ると見て、気候・土壌・地形等の自然的条件以外に、伝統的な生産秘法等の人的条件により獲得される場合も該当する。」としている。

（2） 農水産物品質管理法における「地理的表示登録」

出願人の要件（法第 32 条 2 項）

出願の主体は、特定地域で地理的表示の登録対象品目を生産または加工する者で構成された団体で、法人に限る（営農組合法人、農業会社法人等がこれに相当）。ただし、生産者または加工業者が 1 人である場合には、個人も登録申請が可能である。

外国の地理的表示に対する明文規定はないが、実務上、外国からの出願は受け付けていない。

登録対象（法第 2 条 8 項）

農水産物品質管理法に基づく地理的表示の登録対象は、農水産物及び農水産加工品に限られる。手工芸品等の工業製品やサービスは含まれていない。

また、商品の生産・製造・加工のすべてが特定の地域で行われる必要がある。

対象地域（施行令第 12 条）

農産物の場合は、当該品目の特性に影響を与える地理的特性が同一の行政区域、山、川によって指定し、水産物の場合は、地理的特性、生息地及び漁獲・採取の環境が同一の沿岸海域を緯度と経度とで区分して指定する。

品質特性（施行令第 15 条）

当該品目の社会的評価、品質、その他の特性のいずれかが、本質的に特定地域の生産環境的要因または人的要因によるものであるということが必要であり、また、その優秀性が国内または国外で広く知られていることが必要である。

(3) 地理的表示と商標の関係

保護の併存の有無

韓国では商標制度と地理的表示制度による保護の並存が認められているが、その調整のため、商標法と農水産物品質管理法に、調整規定を設けている。商標法において、特許庁長官は、農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体商標/証明商標が出願された場合には、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官の意見を聞かなければならないとしている（第 51 条第 5 項）。同じく、農水産物品質管理法において、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官は、地理的表示の登録の申請がされた場合には、申請された地理的表示が商標法による他人の商標（地理的表示団体商標/証明商標を含む）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない、としている。

地理的表示登録と商標登録の関係

地理的表示登録と商標登録とが併存する韓国で、両法で認められる権利の効果は同等だが、両法で相互間の権利が衝突することを防止するための対策を設けている。また、韓国では条約が法律と同等の効力を有する⁶⁵ことから、自由貿易協定により保護される地理的表示に関しても、他の地理的表示制度と同等の効力を有する。

事前的抵触防止

- i) 商標法では、先登録地理的表示団体商標と同一・類似の商標（第 34 条第 1 項第 8 号）、周知の地理的表示と同一・類似の商標（第 34 条第 1 項第 10 号）、国内外の地理的表示と同一・類似の商標であって、不正な目的をもって使用する商標、「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示と同一・類似の商標（第 34 条第 1 項第 18 号）、自由貿易協定により保護される地理的表示（韓国登録とは無関係）と同一・類似の商標は登録を拒絶するようにしている（第 34 条第 1 項第 19 号）。
- ii) 農水産物品質管理法では、商標法により先に出願され、または登録された他人の商標と同一または類似する地理的表示、国内で広く知られている他人の商標または地理的表示と同一または類似する地理的表示は登録を拒絶するように規定している（第 32 条第 9 項第 2 号及び第 3 号）。

事後的抵触防止

- i) 商標法では、先出願による登録商標が地理的表示登録団体商標と同一または類似する地理的表示を含む場合に、商標権者・専用使用権者または通常使用権者がその登録商標を指定商品に使用する場合、地理的表示団体商標権の効力はこれには及ばないと規定している（法第 90 条第 2 項第 4 号）。これは地理的表示団体商標権の場合、その特性上、地理的表示部分についても識別力を主張することができることから、商標権との抵触が生じることがあるため、先出願商標権者等の使用については、その効力が及ばないように規定したものである。

⁶⁵ 韓国では、大韓民国憲法第 6 条 1 項により、憲法に基づいて締結し、公布された条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同等の効力を有すると定められている。

- ii) 農水産物品質管理法では、地理的表示登録申請書の提出前に商標法によって登録された商標または出願審査中の商標には効力が及ばないようにしている（法第 34 条第 2 項第 2 号）。

2.2.2. 登録手続

(1) 商標法（法第 3 章）

地理的表示団体商標/証明商標の登録出願は、特許庁長官宛てに行う。審査官が方式審査及び実体審査を行った上、出願公告決定後に 2 カ月間の異議申立期間を経て、登録される。地理的表示団体商標権/地理的表示証明商標権の存続期間は 10 年で、更新可能である。

地理的表示団体/証明商標の登録出願には、一般の商標出願に必要な情報に加え、地理的表示の定義に一致することを証明する書類を添付する必要がある（法第 36 条第 5 項）。登録申請に必要な書類は以下のとおり（施行令第 3 条、4 条、5 条）。

1. 出願書
2. 定款（次の事項が含まれていなければならない）*

<団体商標の場合（施行令第 3 条）>

- ・ 団体商標を使用する所属団体の加入資格・加入条件及び脱退条件
- ・ 団体商標の使用条件
- ・ 使用条件に違反した者への制裁
- ・ その他、団体商標の使用に必要な事項
- ・ 商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性
- ・ 地理的環境と商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性との本質的連関性
- ・ 地理的表示の対象地域
- ・ 商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性に対する自主管理基準及び維持・管理の方策

<証明商標の場合（施行令第 4 条）>

- ・ 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性
- ・ 証明商標の使用条件
- ・ 使用条件に違反した者への制裁
- ・ その他、証明商標の使用に必要な事項
- ・ 証明しようとする商品の品質などに対する試験・検査の基準、手続き及び方法など
- ・ 証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人員など
- ・ 証明商標使用者に対する管理・監督など
- ・ その他証明しようとする商品の品質などを証明し管理することができることを客観的に証明することができる事項

*なお、出願人が外国人の場合で、当該国の法令により定款に上記事項を含めることができない、または含めることが極めて困難な場合、上記事項が記載された定款に相当する書類（例：理事会の議事録及びこうした議事録が公証された定款と同一の効力を持つという陳述書等）を提出す

る。

3. 地理的表示の定義に合致することを証明できる書類（施行令第 5 条）
 - ・ 商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性に関する書類
 - ・ 地理的環境と商品の特定品質・社会的評価またはその他の特性との本質的連関性に関する書類
 - ・ 地理的表示の対象地域に関する書類
4. 【外国の地理的表示について、団体商標登録出願若しくは証明商標登録出願をする場合】原産地国において地理的表示として保護されている事実を示す書類（施行規則第 28 条第 4 項）。
具体的には、地理的表示の登録・管理を管轄する特許庁や関係行政機関等で発給した証明書類または法院等で発給した地理的表示として保護されていることを認める判決文等の書類。

団体商標、証明商標の出願登録の流れを下図に示す。

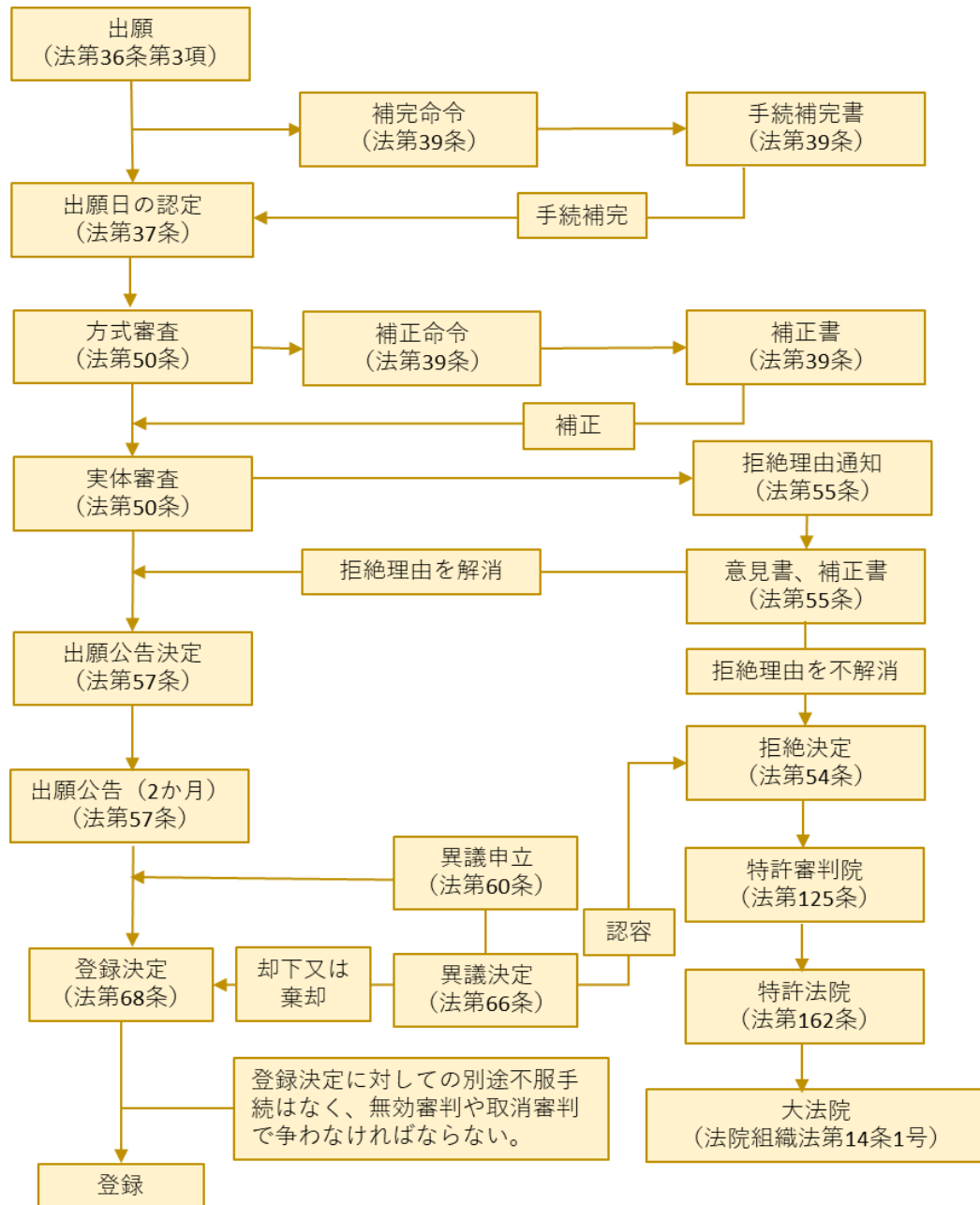


図 8 韓国の商標法における「地理的表示団体商標」及び「地理的表示証明商標」登録の流れ

(2) 農水産物品質管理法（法第 32 条 3 項～8 項）

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録申請は、農林畜産食品部長官または海洋水産部長官宛てに行う。実際の登録変更業務は、農産物とその加工品については国立農産物品質管理院長、林産物とその加工品は山林庁長、水産物とその加工品は国立水産物品質管理院長に委任されている。申請は地理的表示登録審議分科委員会で審議され、公告決定後 2 カ月間の異議申立期間を経て、登録される。登録には通常、1 年以上を要する。また、登録に有効期限はなく、不正使用による登録取消などがなければ永続的に有効である。

農産物品質管理法施行規則（第 56 条 1 項）に基づき、地理的表示の登録申請には、以下の書類を添付する必要がある。

- 定款
- 生産計画書（法人の場合は各メンバーの生産計画を含む）
- 対象品目及び名称及び品質の特性に関する説明書
- 特産品の有名性・歴史性を証明することができる資料
- 品質の特性と地理的要因との関係についての説明書
- 地理的法事の対象地域の範囲
- 独自の品質基準
- 品質管理計画書

なお、国立農産物品質管理院長、林野庁長、または国立水産物品質管理院長は、申請された地理的表示が商標法による他人の商標（地理的表示団体商標を含む）に抵触するかについて、予め特許庁長の意見を聴かなければならないとされている（規則第 56 条 2 項）。

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

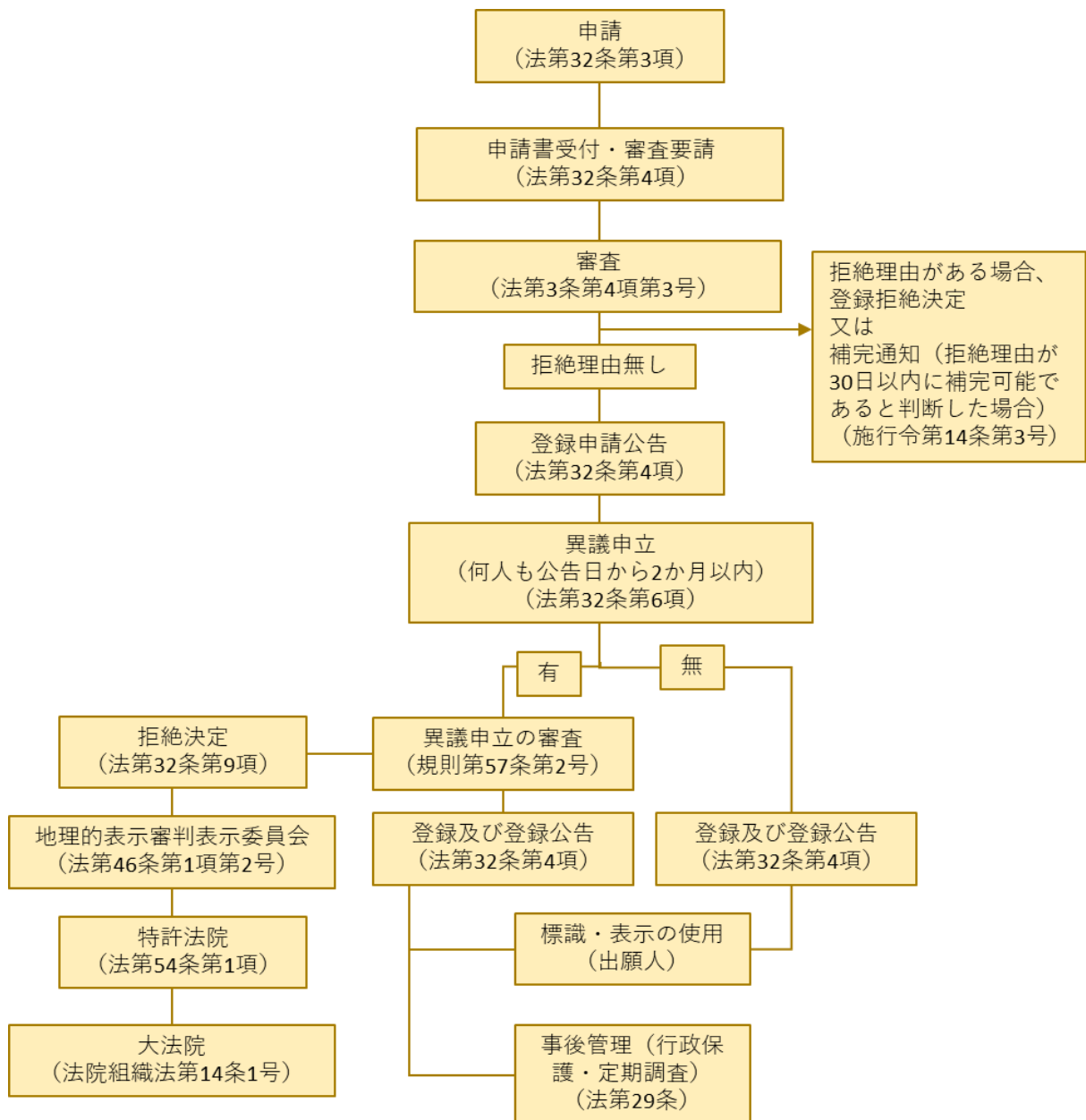


図 9 韓国の農水産物品質管理法における「地理的表示登録」の流れ

2.2.3. 登録費用

(1) 商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標登録

韓国では標準料金表、最低料金表など、基準となる料金表がないため、商標登録に係る代理人費用は代理人によって差がある。地理的表示団体商標/証明商標の場合、通常の商標出願・登録に比べて提出書類が非常に多く、地名の認知度等について審査官を説得する等の手間がかかることから、通常の商標出願・登録（1,000～1,500 米ドル程度）に比べて高くなる傾向にある。現地での弁理士及び法律事務所等への聞き取りでは、状況に応じてケースバイケースで大きく異なるとされ、目安として示された特許庁への手数料と代理人費用を合計した見積りで、計 1,500～20,000 米ドル程度との大きな幅があった。また、これに加え、提出書類の日本語から韓国語への翻訳料金が別途発生する。

以下は、作業ごとの費用目安として、1 社が参考として挙げた費用の例になる。

①出願費用

	代理人費用(US\$) ()内ウォン	ワイス・フィー (US\$) ()内ウォン	合計(US\$) ()内ウォン
新規	800 (800,000) (各区分ごとに)	62 (62,000)	862 (862,000)
指定商品の追加出願	最初の 1 区分 480 (480,000)	62 (62,000)	542 (542,000)
	以降各区分ごとに 384 (384,000)	62 (62,000)	446 (446,000)
分割出願	400 (400,000)	62 (62,000)	462 (462,000)

②登録費用

	代理人費用(US\$) ()内ウォン	ワイス・フィー(US\$) ()内ウォン	合計(US\$) ()内ウォン
新規	1 区分 1 出願	200 (200,000)	220.50 (220,500)
	多区分 1 出願	最初 1 区分 200 (200,000)	220.50 (220,500)
	以降各区分ごとに 200 (200,000)	211 (211,000)	411 (411,000)
更新登録	300 (300,000)	319.50 (319,500) (多区分の場合、以 降各区分ごとに 310 ずつ加算)	619.50 (619,500)
指定商品の追加登録	最初 1 区分 200 (200,000)	211 (211,000)	411 (411,000)
	以降各区分ごとに 200 (200,000)	211 (211,000)	411 (411,000)
分割出願	新規と同一		

③中間手続き及び審判等の費用

	代理人費用(US\$) ()内ウォン	ワイス・フィー(US\$) ()内ウォン	合計(US\$) ()内ウォン
商標調査 (1 表示 1 区分 ごとに)	文字標章	300 (300,000)	なし
	図形結合	400 (400,000)	300 (300,000)
優先権主張	100 (100,000)	18 (18,000)	400 (400,000)
			118 (118,000)

	代理人費用(US\$) ()内ウォン	ワイス・フィー(US\$) ()内ウォン (各区分ごとに)	合計(US\$) ()内ウォン
優先権証明書類の後日追完提出	90 (90,000)	なし	90 (90,000)
委任状の後日追完提出	90 (90,000)	4 (4,000)	94 (94,000)
意見書(補正書)提出	500 ~1,000 (500,000~1,000,000)	4 (4,000) (ケースバイケース)	504 ~1,004 (504,000~1,004,000)
その他の書類提出	100 (100,000)	なし	100 (100,000)
期間延長	100 (100,000)	(1次)20 (00,000) (2次)30 (30,000) (3次)60 (60,000) (4次)120 (120,000)	120 (120,000) 130 (130,000) 160 (160,000) 220 (220,000)
表示変更	出願中 登録後		
	180 (180,000) 270 (270,000)	なし	180 (180,000) 270 (270,000)
権利の変更・取消・抹消登録	350 (350,000)	5 (5,000)	355 (355,000)
優先審査申請	350 (350,000)	160 (160,000) (各区分ごとに)	510 (510,000)
異議申立	2,000~ (2,000,000~)	50 (50,000) (各区分ごとに)	2,050~ (2,050,000~)
異議答弁	2,000~ (2,000,000~)	なし	2,000~ (2,000,000~)
審判請求	5,000~ (5,000,000~)	240.00 (各区分ごとに)	5,240~ (5,240,000)
審判答弁	5,000~ (5,000,000~)	なし	5,000~ (5,000,000~)
異議・審判の意見書提出	460~ (460,000~)	なし	460~ (460,000~)
拒絶不服審判	5,000~ (5,000,000~)	240 (各区分ごとに)	5,240~ (5,240,000~)
補正却下不服審判	5,000~ (5,000,000~)	200.00	5,200~ (5,200,000~)
審決取消訴訟(特許法院)	10,000~ (10,000,000~)	446.50 (446,500)	10,446.50~ (10,446,500~)
上告(大法院)	10,000~(10,000,000~)	849.00 (849,000)	10,849.00~ (10,849,000~)

(2) 農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録

農水産物品質管理法における地理的表示登録については、インタビューでは地方自治体等の機関が地域の産品振興等のために登録申請作業を代行する例等が多いとして、代理人費用の目安は特段示されなかった。

2.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

農水産物品質管理法においては、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院が事後管理（行政保護や定期調査）を委任されているのに比べると、商標法に基づく地理的団体商標/証明商標については、特段事後管理について法律上の規定はない。ただし、韓国では特許庁産業財産調査課の下に特別司法警察が設置されており、商標権侵害等に対する刑事的処罰の実行を担うことができる（次頁表では行政保護として記載）。現地での法律事務所等への聞き取りによれば、民事訴訟に比べて、解決に要する時間が短く

なる傾向があるため、韓国では特許庁傘下の特別司法警察及び一般警察における刑事的措置の利用が検討されるケースが比較的多い。

表 13 韓国の地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
商標法	・ 同一・類似の商標を同一・類似商品に使用 ・ 商標の偽造 など	特許庁 産業財産調査課 特別司法警察	・ 商標法・不正競争防止法に基づく商標権侵害者・著名商標模倣者に対する刑事処罰	法院・警察	・ 民事訴訟による侵害の禁止・予防、損害賠償 ・ 刑事処罰
農水産 物品質 管理法	・ 当該地理的表示権の無い者*が同一・類似の品目の製品・包装等 に使用 ・ 地理的表示の偽造 など	国立農産物品質 管理院/国立水 産物品質管理院 及びその支部	・ 違反行為に対する是正命令 や表示停止 ・ 市販品の定期調査	法院	・ 民事訴訟による侵害の禁止・予防、損害賠償
不正競争 防止 法	・ 真正な原産地表示以外の別の地理的表示を使用する行為 ・ 「種類」、「類型」、「様式」又は「模造品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為 など	特許庁 地方自治体の長	・ 当該行為の中止又は廃棄等の行政指導	法院	・ 民事訴訟による侵害の禁止・予防、損害賠償

注) *団体の構成員でなくても、地理的表示の基準を満たしていれば地理的表示権がある。

なお地理的表示団体商標/証明商標を含む商標権全般の侵害に対して、上表に示す他にも、警告等の相対での措置や、税関でも国境措置等様々な対抗手段がある。詳しくは以下の資料を参照のこと。

JETRO 2019 年 3 月『模倣対策マニュアル 韓国編』

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2018.pdf

2.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 商標法

侵害行為の定義

商標法では、以下の行為が、地理的表示団体商標権を侵害したものとみなされる（第 108 条第 2 項）。

- ① 他人の地理的表示登録団体商標と同一・類似した商標(同音異義語地理的表示は除く。以下この項で同じ)をその指定商品と同一・類似した商品に使用する行為
- ② 他人の地理的表示登録団体商標と同一・類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用するか使用させる目的で交付・販売・偽造・模造または所持する行為
- ③ 他人の地理的表示登録団体商標を偽造または模造するか、偽造または模造させる目的でその用具を

製作・交付・販売または所持する行為

- ④ 他人の地理的表示登録団体商標と同一・類似した商標が表示された指定商品と同一であると認められる商品を譲渡または引渡するために所持する行為

行政上の救済手段

商標法に基づく地理的団体商標/証明商標については、特段事後管理について法律上の規定はない。ただし、特許庁産業財産調査課の下に特別司法警察が設置されており、商標権侵害等に対する刑事的処罰（7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金等）の実行を担うことができる。以下の通報センターまたは産業調査課に対し、不正競争行為等に関する申告を提出する。

特許庁 偽造商品及び不正競争行為通報センター
 担当電話番号：042-481-5190 042-481-8527
 ウェブサイト：<http://www.patent.go.kr:7078>

また、現地での聞き取りによれば、特別司法警察は比較的活発に商標に係る自主的な不正取締りを行っているものの、主にはブランド品の模造や消費者の安全に関わる問題に注力しており、地理的団体商標/証明商標については重点的な取締り対象とはなっていない。

司法上の救済手段

民事

商標権者または専用使用权者は、民事訴訟を通じ、自己の権利を侵害した者または侵害する恐れがある者に対してその侵害の禁止または予防を請求することができ（法第 107 条第 1 項）、商標権者または専用使用权者は、権利を侵害した者に対してその侵害によって受けた損害の賠償を請求することができる（第 109 条）。

商標法における、不正使用に対する差止請求、損害賠償請求の流れは以下のとおり。

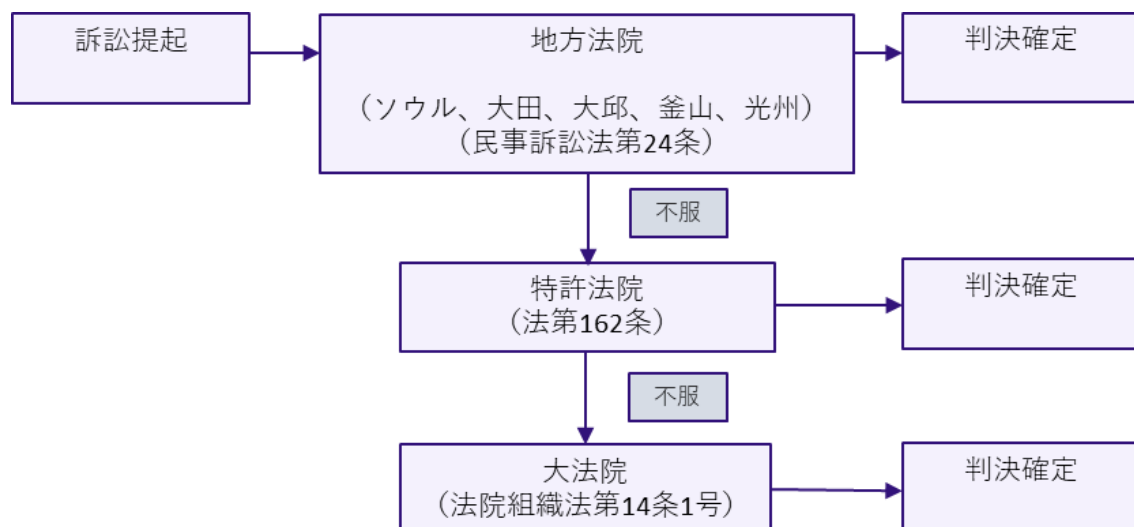


図 10 韓国の商標法における不正使用に対する差止め請求及び損害賠償請求の流れ

刑事

また、刑事訴訟によって、侵害行為は 7 年以下の懲役または 1 億ウォン以下の罰金に処されることがある（第 230 条）。

商標法における、不正使用に対する刑事処罰の流れは以下のとおり。

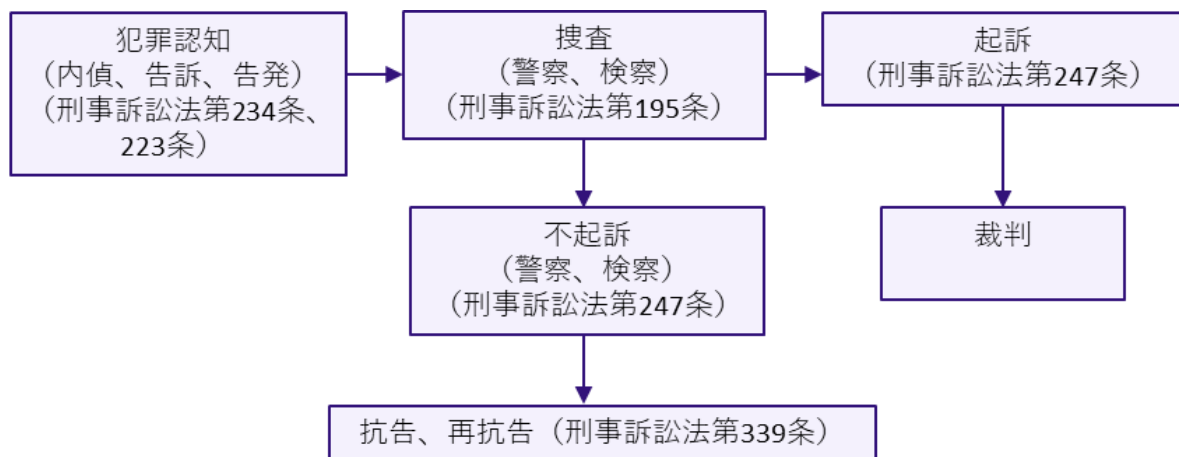


図 11 韓国の商標法における不正使用に対する刑事処罰の流れ

(2) 農水産物品質管理法

侵害行為の定義

農水産物品質管理法では、以下の 4 点が、侵害に該当する行為とみなされる（法第 36 条第 2 項）。

- ① 地理的表示権のない者が登録された地理的表示と同一または類似の表示を登録品目と同一または類似の品目の製品・包装・容器・宣伝物または関連書類に使用する行為
- ② 登録された地理的表示を偽造または模倣する行為
- ③ 登録された地理的表示を偽造または模倣する目的で交付・販売・所持する行為
- ④ その他、地理的表示の社会的評価を侵害し、登録された地理的表示品と同一または類似の品目に直接または間接的な方法で商業的に利用する行為

行政上の救済手段

農水産物品質管理法の地理的表示についての事後管理業務は、国立農産物品質管理院及び国立水産物品質管理院に委任されている。地理的表示の不正使用については、国立農産物品質管理院/国立水産物品質管理院及びその支部に、告発や苦情の申し立てを行うことができる。告発や苦情の申し立てを受けた国立農産物品質管理院/国立水産物品質管理院は、随時これを調査し、違反行為に対する是正命令や表示停止等の行政処分を行う（事後管理要領第 6 条 2 項）。また、市販品の定期調査（半期に 1 回）等、自発的な調査・摘発も実施している。

司法上の救済手段

民事

農水産物品質管理法に基づく地理的表示権者は、民事訴訟を通じて、自身の権利を侵害した者または侵害するおそれがあるものにその侵害の停止または予防を請求することができ（法第 36 条第 1 項）、また権利を侵害した者に損害賠償を請求することができる（法第 37 条）。なお、損害額の推定については商標法第 110 条及び第 114 条が適用される（法第 37 条）。

刑事

また、農水産物品質管理法は、地理的表示品でない農水産物または農水産加工品の包装・容器・宣伝物及び関連書類への地理的表示やそれに類する表示、及び地理的表示品に地理的表示品でない農水産物または農水産加工品を混合して販売し、または混合して販売する目的で保管、若しくは陳列する行為を禁止しており、違反した場合には 3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金が課せられる（法第 119 条）。

(3) 不正競争防止法

侵害行為の定義

自由貿易協定によって保護する地理的表示を使用する正当な権原のない者は、地理的表示に示された場所を原産地としない商品（地理的表示を使用する商品と同一であるか、または同一であると認識される商品に限られる）に関して、以下の行為を禁止している（第 3 条の 2）。

- ① 真正な原産地表示以外の別の地理的表示を使用する行為
- ② 地理的表示を翻訳または音訳して使用する行為
- ③ 「種類」、「類型」、「様式」または「模倣品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為
- ④ 上記①～③に当たる方法で地理的表示を使用した商品を譲渡、引渡しまたはそのために展示したり、輸入、輸出する行為
- ⑤ 原産地虚偽表示行為または出所地誤認誘発行為に当たる方法で地理的表示を使用した商品を引渡し、またはそのために展示する行為。

行政上の救済手段

特許庁長、地方自治体の長等は上記の行為に対して、必要に応じて調査をすることができ（第 7 条）、当該行為の中止または廃棄等の行政指導を行うことができる（第 8 条）。また、そのために当事者や利害関係者等から意見を聴取しなければならない。（第 9 条）

司法上の救済手段

司法上の救済手段として、権利者は、法院を通じ、侵害行為の禁止や予防の請求（第 4 条）、損害賠償請求（第 5 条）等を行うことができる。

2.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

農水産物品質管理法における地理的表示登録、商標法における地理的表示団体商標/証明商標、不正競争防止法における地理的表示の保護について、取消審判や行政処分対応に係る代理人等の費用の見積りは以下のとおりとなっている。

		代理人費用(US\$) ()内ウォン	オフィス・フィー(US\$) ()内ウォン
取消審判		5,000~(5,000,000~)	170 (170,000) (電子受付:150)
行政処分対応 (聴聞)		3,000~ (3,000,000~)	なし
告訴、告発		5,000~ (5,000,000~)	15 (15,000)
訴訟 (審級別)	取消審判不服	10,000~ (10,000,000~)	相手方の数及び請求原因の数 によって変動 (500~) (500,000~)
	差止め請求		
	損害賠償請求		
刑事訴訟 (被告人) (審級別)		10,000~ (10,000,000~)	15 (15,000)

2.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

韓国は同国初の自由貿易協定として 2004 年に発効した「韓国・チリ自由貿易協定」⁶⁶で初めて地理的表示産品についての相互保護に関する規定を設け (第 16 条 3 項及び 4 項)、その後 2011 年に発効した「韓国・ペルー自由貿易協定」⁶⁷でも同様の規定を設けた (第 17 条 6 項)。これらの協定では、TRIPS 協定に基づき、協定附属書に定めた地理的表示について、各々の法制度に基づいて地理的表示の相互保護を行うことを定めた。

また、先述のとおり韓国は 2011 年に発効した韓・EU FTA⁶⁸において、相手国の地理的表示について、相互に高いレベルでの保護を行うことに合意し、同協定の発効に合わせて不正競争防止法を改正した。これにより、韓国では、自由貿易協定において当事国間で保護することに合意した地理的表示について、特別な登録手続きを経ることなく双方での排他的使用を保障する制度を整えた。韓・EU FTA では、附属書において、EU 側の農産物・食品・ぶどう酒・蒸留酒 162 産品、韓国側 64 産品について、各国で保護することを確認した。

一方、2012 年に発効した韓米 FTA⁶⁹では、地理的表示を商標法上の証明商標として保護するように定め、商品の品質、原産地、生産方法やその他の特性が地理的特性に起因したものであるときには、地理的表示証明商標として登録されることを確認した (18 条 2 項)。

⁶⁶ 協定原文：http://www.sice.oas.org/Trade/Chi-SKorea_e/Text_e.asp#Article%2016.4

⁶⁷ 協定原文：http://www.sice.oas.org/TPD/PER_KOR/PER_KOR_Texts_e/17_KPFTA_IP.pdf

⁶⁸ 協定原文：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:22011A0514(01)

⁶⁹ 協定原文：https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text

その後、韓国は 2013 年に発効した「韓国・トルコ自由貿易協定」⁷⁰（2 条 4 項）及び 2015 年に発効した「韓国・カナダ自由貿易協定」⁷¹（16 条 10 項）でも地理的表示の相互保護について合意している。

なお、これら国際協定で挙げられた地理的表示については、必ずしも各国の地理的表示制度において登録されているものではなく、交渉の結果含められたものもある。例えば、Korean Ginseng は韓国で例外的に国名称を使った地理的表示として登録されているが、Korean Kimchi は韓国では地理的表示としては登録されていない。

表 14 韓国の他国との国際協定における GI 相互保護の状況

名称	発効年	保護対象品目数	保護される地理的表示例
韓国・チリ 自由貿易協定	2004 年 4 月 1 日	韓国側 3 産品 チリ側 3 産品	【韓国】 Korean Ginseng(人蔘), Korean Kimchi(キムチ), Boseong Nockcha(緑茶) 【チリ】 Pisco(ぶどう酒・蒸留酒), Pajarete(ぶどう酒・蒸留酒), Vino Asoleado(ぶどう酒)
韓国・ペルー 自由貿易協定	2011 年 8 月 1 日	韓国側 82 産品 ペルー側 4 産品	【韓国】 Andong Po (麻布), Jindo Hongju(蒸留酒), Yeongju Sagwa(リンゴ), Icheon Hanwoo(牛肉) 【ペルー】 Pisco Perú(ぶどう酒・蒸留酒)
韓国・EU 自由貿易協定	2011 年 7 月 1 日	韓国側 64 産品 EU 側 162 産品	【韓国】 Boseong Nokcha(緑茶), Uiseong Maneul(唐辛子), Icheon Ssal(米), Jindo Hongju(蒸留酒) 【EU】 Tiroler Speck (オーストリア、ハム), České pivo (チェコ共和国、ビール), Bordeaux (フランス、ぶどう酒), Bayerisches Bier(ドイツ、ビール), Szegedi téliszalámi(ハンガリー、サラミ), Chianti(イタリア、ぶどう酒)
韓国・米国 自由貿易協定	2012 年 3 月 15 日	-	地理的表示証明商標で保護
韓国・トルコ 自由貿易協定	2013 年 5 月 1 日	韓国側 2 産品 トルコ側 2 産品	【韓国】 Goryeo Hongsam(紅蔘), Goryeo Baeksam(白蔘) 【トルコ】 Hereke carpet(カーペット), Bunyan carpet (カーペット)

⁷⁰ 協定原文：https://www.trade.gov.tr/free-trade-agreements/republic-of-korea

⁷¹ 協定原文：https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/korea-coree/fta-ale/16.aspx?lang=eng

名称	発効年	保護対象品目数	保護される地理的表示例
韓国・カナダ 自由貿易協定	2015 年 8 月 1 日	韓国側 4 産品 カナダ側 2 産品	【韓国】 Korean Redi/White/Fresh Gingsen(蔘), Icheon Rice(米) 【カナダ】 Canadian Whisky(ウイスキー), Canadian Rye Whisky(ウイスキー)

2.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況

2.5.1. 登録の状況

農水産物品質管理法に基づく地理的表示登録は、2019 年 12 月末現在、農産物及びその加工品が 103 件、水産物及びその加工品が 26 件、林産物及びその加工品が 56 件となっている。

商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標の登録数は、特許庁への聞き取りによれば、2018 年末で団体商標 406 件、証明商標 10 件となっている。国内からは、特に全羅南道、慶尚北道、忠清南道等で登録が多い。海外からの登録は、地理的表示団体商標が Brunello Di Montalcino、Barolo、Barbaresco、地理的表示証明商標が Scotch Whisky の合計 4 件である。

2.5.2. 紛争事例

綜合法律情報⁷²に登録されている判例データベースで、地理的表示に関連した侵害事例の案件数は、2019 年 11 月時点で 1 件のみであった。ただし、本判例は農水産物品質管理法における地理的表示違反ではなく、「農水産物の原産地表示に関する法律」（2010 年 2 月 4 日制定）に基づく原産地表示違反の事例である。

他に、現地の法律事務所等への聞き取りでその他にも下記のケースが紛争事例として挙げられた。他に、FTA に基づく海外からの地理的表示保護に係る案件についてコメントがあったが、法律事務所等が代理人となって警告状の送付等に対応した軽微なケースに留まる。

高麗人参（紅参⁷³）

江華人参協同組合は 2010 年から 2013 年にかけて、江華郡産高麗人参に、韓国の他の地域産の高麗人参を 50%以上混ぜて製造した紅参製品を「江華蜂蜜切片紅参」としてインターネット等で販売。製品パッケージには「韓国産」との原産地表示がされていたものの、インターネットのショッピングモールサイトには、「江華は海に囲まれた海洋性気候で、紅参の原料となる 6 年根の高麗人参の本場」と広告されていたため、これが消費者に原産地を混同させる恐れがある表示であるとして、検察が江華人参協同組合を

⁷² <http://glaw.scourt.go.kr/>

⁷³ 6 年間かけて栽培された 6 年根を皮ごと蒸して乾燥させた高麗人参。

起訴した。一審判決では無罪となったが、二審判決では原材料である高麗人参が全て江華で生産されたかのように混同させる恐れがあるとして、罰金 200 万ウォンの支払いが言い渡された。江華人参協同組合はこれを不服として控訴し、2014 年の最高裁判決では一審判決が支持された。最高裁判決では、農産物品質管理法上の地理的表示の例外規定として、高麗人参類については人参産業法に基づいて地理的表示の範囲を、全国を単位として一つの対象地域としていることから、高麗人参類の場合、特定の地域の地理的特性に基づいて評価や品質が変わる農産物ではないとの認識が示された。

義城黒ニンニク⁷⁴

義城黒ニンニクは地理的表示団体商標を登録済みであるが、義城黒ニンニクを利用した加工商品において A、B、C の 3 被告が不正競争行為をしたとして損害賠償を求めた案件。うち被告 A については製品自体に義城黒ニンニクとは示さず、販売サイトに義城安心黒ニンニク抽出と表示したのみで、一般消費者に混同させる行為とみることは難しいと判断して損害賠償・仮処分の申請を棄却、被告 B、C については義城黒ニンニクと製品に表示して販売していたことから、商標権の侵害を認めた。

抱川マッコリ⁷⁵

韓国での係争事件ではないが、日本で韓国籍の輸入業者が抱川マッコリの商標を取得したことが新聞報道等で問題視され、商標・ブランドの重要性が認識されたことから、2010 年に抱川地域のマッコリ製造業者 9 社が団体を形成し、地理的表示団体商標を登録した。

2.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、韓国における商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 2 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、韓国で不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用ありと回答した団体は 1 団体であった。

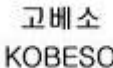
(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、日本の権利者または関連団体が商標を登録したと回答した 2 産品について、いずれも一般商標として他の輸出入業者等も類似の商標を登録している状況である。

⁷⁴ [민사] 단체표장인 '의성흑마늘'에 대하여 상표권침해를 인정한 경우와 부정경쟁행위를 부정한 경우(대구지법 2018 가단 108114) https://daegu.scourt.go.kr/dcboard/new/DcNewsViewAction.work?seqnum=20631&gubun=44&scode_kname=&pageIndex=1&searchWord=&cbub_code=000310

⁷⁵ Yonhap News, May 23 2013, 抱川マッコリの最初の地理的商標出願 <https://www.yna.co.kr/view/AKR20100523033900063>

表 15 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（韓国）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果 (2019 年 11 月 21 日現在)	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (韓国)	不正使用	地理的表示権利 者等による出願	その他の個人/企業等 による出願
2	但馬牛	神戸肉流通 推進協議会	商標登録有			Tajima Australian Grainfed Wagyu とし て豪州企業が 29 類で 登録 
3	神戸ビーフ	神戸肉流通 推進協議会	商標登録有			神戸牛(Kobeso) とし てオンライン販売業 者が 29 類で登録  Washimi American Style Kobe Beef とし て輸入業者が 29 類で 登録 
58	鹿児島黒牛	鹿児島県肉 用牛振興協 議会		事例有		

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：韓国特許技術情報センター（KIPRIS） 商標検索

<http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>

3. シンガポール

3.1. 地理的表示を保護する制度

シンガポールでは地理的表示の保護は、①地理的表示法に基づく制度、②商標法に基づく団体商標/証明商標の保護制度、③詐称通用に対するコモンローに基づく保護制度、の 3 制度が併存している。

シンガポールは TRIPS 協定に基づく地理的表示保護を含む国際的なルールに即した知的財産保護制度を整えるため、1998 年に地理的表示法を制定するとともに、商標法を改正して団体商標/証明商標の保護とぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護を導入している。また、シンガポールは英米法系に属し、判例法であるコモンローに基づく法治体系となっており、地理的表示の侵犯行為は詐称通用にあたることから、地理的表示はコモンローによっても保護されている（日本の不正競争防止法に類する）。地理的表示については、知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore）が管轄する。地理的表示について専用のロゴマークは存在していない。

外国の地理的表示についてもこれらの制度に基づき保護を受けることができる。

表 16 シンガポールの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・ 主な関連規則等	日本からの登録
地理的表示法に基づく保護	知的財産庁	無し	地理的表示法 地理的表示規則	○ 登録が無くても一定 の保護有り
商標法に基づく団体商標/ 証明商標の保護		無し	商標法 商標規則 商標国際登録規則	○
コモンローに基づく詐称通 用からの保護		-	コモンロー	- (登録制度ではない)

以下、それぞれの制度の概要を記す。

(1) 地理的表示法による地理的表示保護制度

シンガポールは 1998 年に現行の地理的表示法の前身となる旧地理的表示法を制定した。旧地理的表示法は、地理的表示の保護について規定したもので、シンガポール独自の登録制度は設けていなかった。

2010 年から開始した EU・シンガポール自由貿易協定（EUSFTA）の交渉が 2014 年 10 月に大筋合意に至る過程で、シンガポールは協定の発効に備えて新しい地理的表示法を 2014 年 5 月に制定し、同法において、地理的表示の登録制度が創設されることになった。しかし、欧州議会の承認手続きが遅れ、ようやく 2018 年 10 月に EUSFTA に双方が署名するに至った。これに伴い、新地理的表示法は 2019 年 4 月

1 日より施行され、登録制度の運用が開始されている⁷⁶。

新法は地理的表示を「(a) 当該地域が適格国⁷⁷または適格国の圏域若しくは地方であり、(b) 商品の持つ品質、社会的評価、またはその他の特性が本質的にその産地に帰せられるものである、との前提の下で、商品が特定地域の原産であると識別するために商業上使用される任意の表示」と定義しており、旧法と同じく、登録していない場合でも、法律に示された左記の概念を満たせば、保護を与える⁷⁸。未登録の産品には、TRIPS 協定に従い、基礎レベルの保護に加え、ぶどう酒及び蒸留酒について追加的保護（真正の原産地が表示される場合または地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは当該産品の原産地について「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴っていても、使用を排除できる）を与える二段階の保護制度となっている。

新地理的表示法では新たに、附則で定める 14 種の食品、酒類及び農産物⁷⁹について、地理的表示の登録制度を設け、同法に基づき登録された地理的表示産品は、追加的保護を享受できるとした〔地理的表示法 第 4 条(6)〕⁸⁰。

表 17 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 地理的表示法 (Geographical Indications Act 2014)⁸¹ (2014 年 5 月 19 日制定、2019 年 4 月 1 日施行)
- 地理的表示規則 (Geographical Indications Rules 2019)⁸² (2019 年 4 月 1 日施行)

(2) 商標法における地理的表示保護制度

シンガポールでは 1998 年に旧商標法（1938 年制定）が廃止となり、新商標法が制定された。新商標法で、団体商標・証明商標制度が導入されたほか、ぶどう酒・蒸留酒の地理的表示に対する追加的保護が明記された。商標法はその後何度かの改正を経て、最新版は 2019 年 4 月 1 日改正のものとなっている。

商標法において、地理的表示については地理的表示法に従うとされており、新地理的表示法の施行に伴って商標法も一部改訂されている。（例えば、地理的表示法に基づき登録された地理的表示については、出願された商標が、地理的表示を含む場合（「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合を含む）には、登録されない。）

商標法（2019 年 11 月 21 日）においては、団体商標・証明商標について、地理的起源を示すための標

⁷⁶ 2019 年 4 月 1 日より施行しており、登録制度の運用も開始されているが、一部条項については 2019 年 7 月時点で未発効。

⁷⁷ 適格国とは、(a)世界貿易機関の加盟国、(b)パリ条約の加盟国、または(c)第 83 条の下で大臣が適格国として指定した国/地域

⁷⁸ 実際に、同法に基づき司法救済を求める場合には、当該地理的表示産品が同法の地理的表示の概念を満たしていると裁判所が判断しなければいけないが、現在までのところ、シンガポールで地理的表示の概念を満たすための詳細な要件についての論争は見られない。

⁷⁹ ワイン、蒸留酒、ビール、チーズ、肉・肉製品、水産物、食用油、非食用油、果物、野菜、香辛料及び調味料、菓子及び焼き菓子、花卉及び花の一部、天然ゴム

⁸⁰ 地理的表示法第 4 条 (6) は 2019 年 7 月 8 日時点で未発効。

⁸¹ 原文：https://sso.agc.gov.sg/Act/GIA2014

日本語訳：付属資料参照

⁸² 原文：https://sso.agc.gov.sg/SL/GIA2014-S125-2019?DocDate=20190301

章の登録が可能とされている。ただし、地理的名称を使用する正当な資格のある人による標章の使用・表示については禁止する権利が無いと示されている。

なお、ぶどう酒・蒸留酒については、出願された商標が地理的表示を含む場合（「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合を含む）には、登録されないことと明記されており[商標法 7 条(7)(8)]、TRIPS 協定に基づいたぶどう酒・蒸留酒の追加的保護への配慮が含まれている。

**表 18 シンガポールの商標法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)**

- 商標法 (Trade Marks Act (Chapter 332))⁸³ (1998 年 12 月 11 日制定、最新改正：2019 年 4 月 1 日)
- 商標規則 (Trade Marks Rules)⁸⁴ (1999 年 1 月 15 日制定、最新改正 2019 年 10 月 10 日)
- 商標国際登録規則 (Trade Marks (International Registration) Rules)⁸⁵ (1999 年 1 月 15 日制定、最新改正 2019 年 10 月 10 日)

(3) 詐称通用に関する法律 (Law of Passing Off)

シンガポールでは、一般的な詐称通用からは、コモンローに基づいて保護される。地理的表示に対する詐称通用の適用を主張するにあたって、地理的表示の登録は必要ないが、以下の 3 つの条件が満たされる必要がある。

1. **グッドウィル**：当該地理的表示産品がグッドウィルを有すること。グッドウィルは、シンガポールにおける業務上の社会的評価、社会的評判、及びこれに基づく顧客を惹きつける力と定義される。
2. **不当表示**：第三者が、商品をあたかも当該地理的産品を原産地とする産品であるかのように、公衆に不当表示していること。（なお、表示が「～的」、「～型」、「～様式」、「模倣品」等の表現を伴っていて、消費者を誤認させるおそれがないと相手方が主張する場合には、不当表示の証明が難しい場合がある。）
3. **損害**：不当表示によって地理的表示の権利者に損害が生じる恐れがあることが証明できること。損害と認定される形態には、金銭的損失、評判の失墜またはグッドウィルの毀損が含まれる。

⁸³ 原文 (Informal Consolidation-version in force from 21/11/2019) :

https://sso.agc.gov.sg/Act/TMA1998?ViewType=Pdf&_id=20191224170713

2016 年 6 月 10 日版 日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-shouhyou.pdf>

⁸⁴ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R1>

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-shouhyou_kisoku.pdf

⁸⁵ 原文：<https://sso.agc.gov.sg/SL/TMA1998-R3>

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-s_touroku_kisoku.pdf

地理的表示と商標の関係

シンガポールでは地理的表示法と商標法/コモンローによる保護の並存が認められているが、地理的表示法と商標法はいずれも、先制使用主義をとっている。すなわち、最初に地理的表示/商標を使用した者が優先的に権利を保持する。

地理的表示法に基づき、地理的表示が、先商標若しくは公知の標章と同一若しくは類似している場合、登録を拒絶される（地理的表示法第 41 条(4)・(6)）。理論上は、商標若しくは公知の標章を誠実に使用していた商標/標章権利者は、地理的表示法に基づく地理的表示登録に異議申立することができる。

同様に、商標法に基づき、新しく出願された商標が、既に登録された地理的表示を含むか、若しくは既に登録された地理的表示で構成されているにも関わらず、当該地理的表示の条件に基づかない商品に使用されることが意図されている場合、商標は拒絶される可能性がある（商標法第 7 条(10A)）。この制限は登録されていないぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示産品にも適用される。（商標法第 7 条(7)）。しかしながら、(a) 問題となっている地理的表示登録のための出願日以前から、若しくは(b) 問題となっている地理的表示の原産国で保護される前から、出願人により標章が継続して誠実に使われている場合、商標法は商標の登録を許可する。

地理的表示が商標法と地理的表示法の両方で保護される現行制度の下では、異なる所有者が、地理的表示法/商標法に基づき、それぞれ異なる権利を持つリスクがある。地理的表示法に基づき権利を行使している地理的表示所有者に対して、商標侵害訴訟はできず、商標法/コモンローに基づき権利を行使している商標所有者に対して、地理的表示侵害訴訟を起こすことはできない。

3.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件には、下表のような違いがある。日本の地理的表示登録生産者団体が、シンガポールでの地理的表示登録を望む場合、地理的表示法に基づく地理的表示及び商標法に基づく団体商標の申請が可能である。

表 19 シンガポールの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
地理的表示法	地理的表示	○ (登録が無くても一定の保護有り)	生産者・生産者団体・所管官庁（個人でも可）	原産国での保護必須	14 種類の食品・酒類及び農産物	10 年 (更新可)
商標法	団体商標	○	商品・サービスを 提供する会員で 構成される団体	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)
	証明商標	○	商品・サービスを 証明する資格を 有する者	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)

3.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示法に基づく地理的表示産品登録制度

地理的表示法においては、地理的表示の登録は無くても、地理的表示に対して保護が与えられる。未登録の場合は、基礎レベルの保護に加えて、ぶどう酒及び蒸留酒についてより追加的保護が与えられる二段階の保護制度。

地理的表示法に基づき登録した産品については、ぶどう酒及び蒸留酒以外についても追加的保護が与えられる。

登録対象（法第 2 条）

地理的表示法附則で定める 14 種類の食品、酒類及び農産物のみが、地理的表示法の下での登録適格性を有する。

地理的表示登録ができる産品：

- | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 1. ぶどう酒 | 5. 肉および肉製品 | 9. 果物 | 13. 花卉/花の一部 |
| 2. 蒸留酒 | 6. 水産物 | 10. 野菜 | 14. 天然ゴム |
| 3. ビール | 7. 食用油 | 11. 香辛料/調味料 | |
| 4. チーズ | 8. 非食用油 | 12. 菓子/焼き菓子 | |

品質特性・対象地域等

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 当該産品が特定の地域に由来することが確認できること
- (b) 当該地域が、適格国（WTO 加盟国、パリ条約加盟国または法務大臣による指名）または適格国の圏域若しくは地方であること
- (c) 商品の品質、社会的評価または他の特性が本質的に当該地域に帰するものであること。

なお、地理的表示法では、以下のとおり、登録適格性を有しない地理的表示についても定めている。

- (a) 上記条件に規定するいかなる基準も満たしていないか、または附属書類に規定する所定のカテゴリーではない場合（地理的表示法第 41 条(a)及び(b)）；
- (b) 公共政策または道徳に反する場合（地理的表示法第 41 条(c)）；
- (c) 原産国または原産地において保護されていないか、または保護が終了している場合（地理的表示法第 41 条(d)）；
- (d) シンガポールにおける何らかの商品の普通名称と同一であって、その商品に関して地理的表示登録が申請されている場合（地理的表示法第 41 条(e)）；
- (e) 植物品種または動物品種の名称を含むか、または産品の真正な原産地について消費者を誤認させるおそれがある場合（地理的表示法第 41 条(f)）；または
- (f) 既存の地理的表示または周知のマークとの間でコンフリクトを生じる場合（地理的表

示法第 41 条(4),(5),(6)及び(7))。

出願人の要件（法第 38 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 出願に特定された商品に関して出願に特定された地理的領域において生産者としての活動を行っている者；
- (b) 上記 (a)に挙げた者の団体；または
- (c) 登録を希望する地理的表示に対して責任を有する所管官庁

外国の生産者・団体・所管官庁も申請が可能である⁸⁶。ただし、原産国または原産地において保護されていることが条件となる。

(2) 商標法に基づく団体商標/証明商標登録

商標法に基づき、地理的起源を表示するための団体商標及び証明商標の登録が可能である。

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性・対象地域等

使用を規制する規約を設けてその要件を満たしており、かつ公序良俗または容認された道德論理に反さない（商標法附則 1、附則 2）、また、商標が公衆を欺瞞するような性質のものは適格性を有しない（商標法第 7 条（4）（b））と定めるほかは、特段品質特性等に関する規定はない。

団体商標及び証明商標において原産地を表示できるが、特段地域の指定方法等について規定はない。

出願人の要件（商標法附則 1、附則 2）

- ・ **団体商標**：出願人は、商品またはサービスを提供する会員で構成される団体でなければならない。なお、商標登録庁はこれについて、「管轄法の規定において自身の名前で財産を所有する法的権限を有する製造者、生産者、サービス供給者またはトレーダーなどが該当する」と説明している。
- ・ **証明商標**：出願人は、商標登録の対象とされる商品またはサービスを証明する資格を有する者でなければならない。また、出願人は、当該商品またはサービスの供給を含む業務を行っていないこと。商標登録庁によれば、出願人が既設の貿易組織または行政部門であればこの要件は満たされる。

⁸⁶ 所管官庁は案件によって異なるが、外国の所管官庁による地理的表示登録の申請事例としては、英国環境・食糧・農村地域省による Scotch Whiskey の登録事例がある。

3.2.2. 登録手続

(1) 地理的表示法に基づく地理的表示登録

地理的表示法に基づき地理的表示を登録するには、知的財産庁 地理的表示登録局（Registry of Geographical Indications）に登録申請を行う。円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は約 9 カ月である。登録は 10 年間有効で、その後更新可能である。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書（Form GI1⁸⁷）を提出する（地理的表示規則 13(1)、48(1)、地理的表示法 第 39 条(1)）。

- (a) 登録人の名前、住所、国籍
- (b) 登録人または代理人の連絡先
- (c) 地理的表示、地理的表示が指す地理的領域、及び地理的表示を登録する商品
- (d) 当該商品の品質、社会的評価またはその他の特性、及び当該品質、社会的評価またはその他の特性が原産地にどのように起因しているかの説明
- (e) 当該地理的表示が原産国において地理的表示として認知を得ていることの証拠
- (f) 登録局が定めるその他の特徴事項

登録局は、登録適格性を判断するためにその他の必要情報を追加で要求することができる。例えば、地理的表示が英語以外の場合、英語の音訳と、表記の言語の説明の提出が求められる（地理的表示規則 15）。

登録局は登録適格性と先行する商標・地理的表示との抵触有無についての審査し（地理的表示法 第 43 条）、出願に瑕疵があると判断したときは出願人に対して当該瑕疵を指定期間内に訂正するよう求める（地理的表示規則 16）。全ての瑕疵が修正された後、更なる問題がないと判断した上で、登録局は許可通知を発し（地理的表示規則 25）、地理的表示公報に公開する（地理的表示法第 45 条(1)及び地理的表示規則 25）。

その際、利害関係人は、当該地理的表示の登録に対して公開日から 6 週間以内に異議通知及び法定宣誓書を提出することによって異議を申し立てることができる（地理的表示規則 27(1)）。異議申立てがなかった場合、またはすべての異議申立てが出願人に有利に解決した場合、当該地理的表示が登録され、登録証が出願人に発行される（地理的表示法 第 48 条(3)）。

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

⁸⁷ https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/Geographical-Indications/Forms/form-gi1---application-to-register-a-geographical-indication.docx?sfvrsn=24497959_2

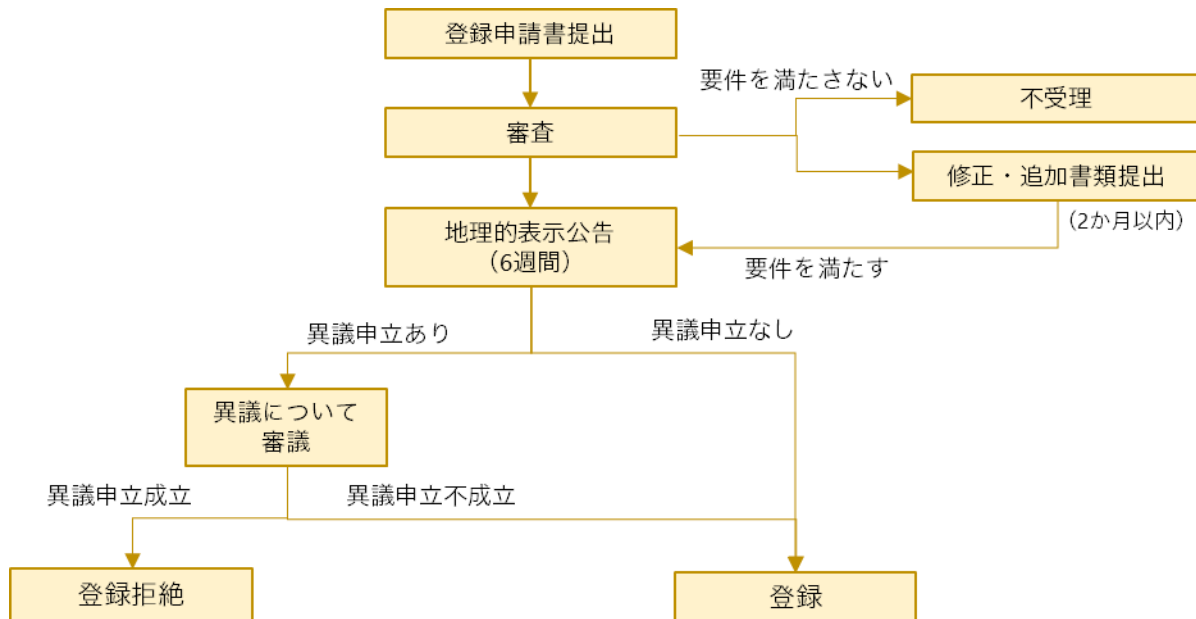


図 12 シンガポールの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 商標法に基づく団体商標/証明商標登録

団体商標・証明商標の登録手続きは、通常の商標登録と同様である（商標規則 62 (1)）。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 9 カ月である。

出願に当たっては、以下の情報等を含む出願申請書（Form TM4⁸⁸）を知的財産庁に提出する（商標規則 15）ほか、団体商標・証明商標の使用管理規則を、出願日から 9 ヶ月以内に提出する（商標規則 63）。

- (a) 出願人の名前及び住所
- (b) 出願人が会社である場合は、出願人の法人設立／登記国
- (c) 出願人が自然人である場合は、該出願人の国籍
- (d) 当該出願が対象とする商品及び／またはサービスの記載

出願されると、商標出願はその登録適格性、及び先行する商標との抵触有無についての審査が行われる。出願に瑕疵があると判断された場合は、当該瑕疵の修正を求められる。出願について全ての瑕疵が修正され、当局が商標出願についてさらなる問題が存在しないと判断したとき、登録許可通知が発せられ、地理的表示公報に公開される。公開日から 2 カ月以内間の異議申立て期間を経て、異議申立てがなかったとき、またはすべての異議申立てが出願人に有利に解決したときは、当該商標は登録され、登録証が出願人に発行される。

商標と同様、登録は 10 年間有効で、更新可能である。

団体商標・証明商標の登録手続きの流れを次頁図に示す。

⁸⁸ https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/trade-mark-forms/form-tm4-otc.doc?sfvrsn=77517b59_6

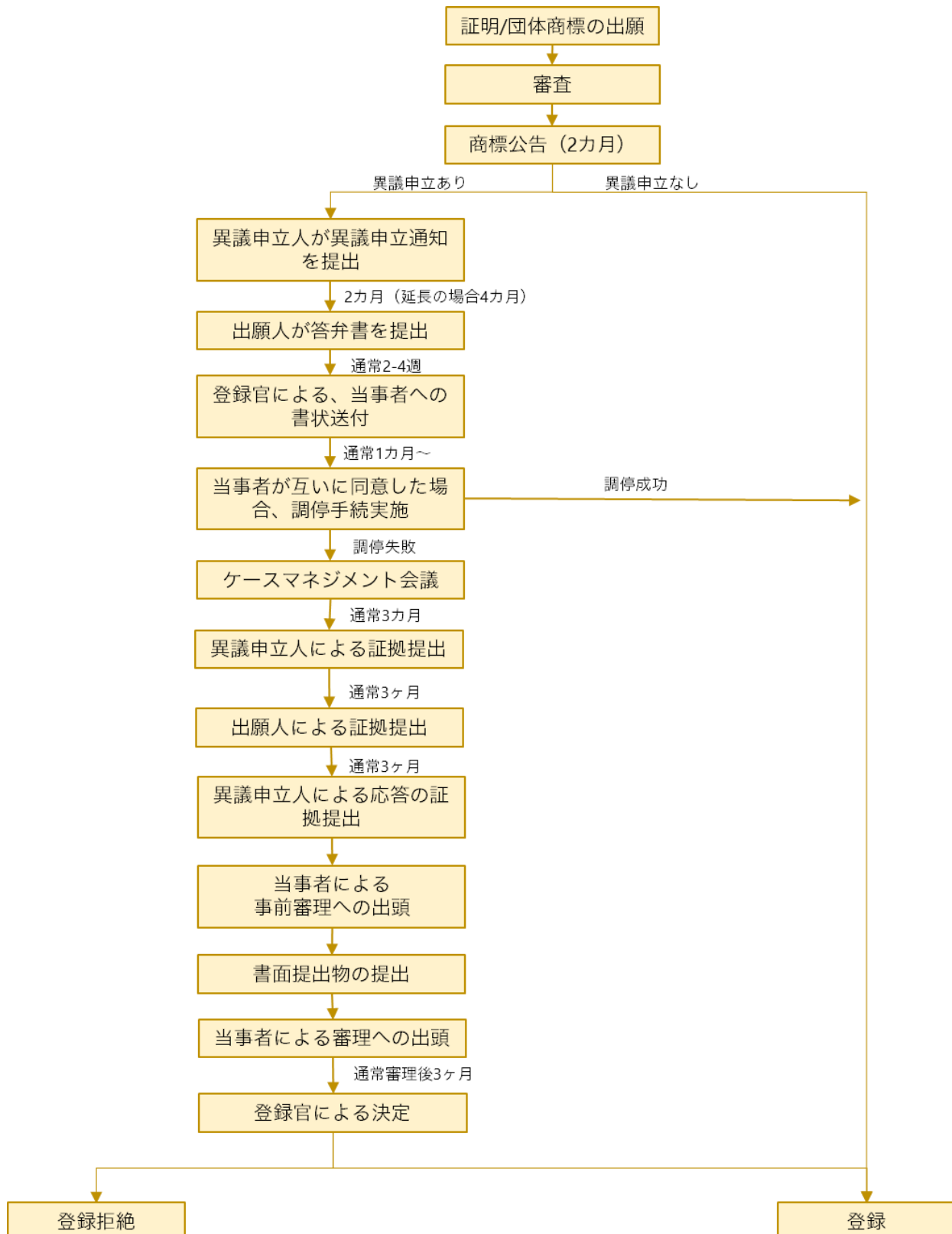


図 13 シンガポールの団体商標・証明商標登録手続きの流れ

3.2.3. 登録費用

(1) 地理的表示法における「登録 GI」

地理的表示法における地理的表示登録のため、1 社が参考として挙げた登録申請費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合または第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これら进行处理するためさらなる費用が発生する。

項目	代理人費用 (シンガポールドル)	印紙代 (シンガポールドル)
出願	1,000 (書類若しくは提供した情報の検討が必要な場合、時間に基づき追加費用が発生する)	1,000
許可通知の確認、地理的表示の公告の報告、登録証の送付	400	なし

(2) 商標法における「団体商標」及び「証明商標」

商標法の下での「団体商標」または「証明商標」のため、1 社が参考として挙げた出願費用は下表のとおりである。これは出願から登録まで、問題なく進行した場合について適用されるもので、当局が疑問や異議を唱えた場合または第三者が出願に対して異議を申し立てた場合には、これら进行处理のためさらなる費用が発生する。

項目	代理人費用 (シンガポールドル)	印紙代 (シンガポールドル)
出願	500 (1 区分) 300 (同じ出願の下、 提出した追加区分一つにつき)	341 (1 区分につき)
団体若しくは証明商標の使用を管理する規則の草稿及び提出	時間原価 2,000 ~	340 1 商標につき (区分数にかかわらず)
許可通知の確認、商標の公告の報告、登録証の送付	400 (1 区分) 100 (追加区分 1 つにつき)	なし

3.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示法における、不正使用に対する主たる行政上の救済手段は水際措置であるが、2019 年 9 月現在関連条項が未発効である。

商標法においては、水際措置の他、商標の偽造や不正な適用を行った者等に対する刑事罰が規定されている。シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門（IPRB）が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。

また、地理的表示法、商標法、コモンローいずれにおいても侵害行為に対して訴訟を提起することが可能である。シンガポールには特許事案を専門に扱う特許裁判所は存在しておらず、高等裁判所に対して訴訟を提起する。ただし、コモンローにおいては、損害賠償の請求額が 25 万シンガポールドル以下の場合には下級裁判所の取扱いとなる。

表 20 シンガポールの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
地理的 表示法	・ 地理的表示と同一の用語を含むが、地理的表示が示す場所を原産としない商品の輸出入など	税関	当該商品の 差押	高等裁判所	・ 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
商標法	・ 商標の偽造 ・ 登録商標と同一・類似の標章を付した同一・類似商品の輸入 など	税関	当該商品の 差押	シンガポール警察犯罪捜査局知的財産権部門（IPRB） 高等裁判所	・ 刑事処罰 ・ 差止、損害賠償、不当利益返還、侵害品の受渡・廃棄
コモン ロー	・ 原産地に関する不当表示など	-	-	高等裁判所又は 下級裁判所	・ 差止、損害賠償、不当利益返還等

3.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 地理的表示法に基づく保護制度

行政上の救済手段

行政上の救済手段としては、輸出入における水際措置が、地理的表示法第 6 部（第 55～74 条）に挙げられている。ただし、現在これらの条項は未発効となっている⁸⁹。当該部分が発効すれば、シンガポールに輸入される商品、あるいは輸出される商品について、権利者は侵害の疑いがある際には、当該商品の留

⁸⁹ 2019 年 9 月時点

置を求める請求をすることができるほか、税関が職権として留置等を行うことも可能となる。

司法上の救済手段

民事訴訟

地理的表示法に基づいて、地理的表示権利が侵害された場合に、地理的表示を侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。（ただし、申立人に対して、訴訟手続き開始前に、排除措置通知を侵害者に送付し、自発的に侵害行為を中止する機会を与えることが推奨されている。）救済措置としては、差止め（地理的表示の使用中止）、損害賠償、不当利益返還（侵害によって得られた利益を地理的表示所有者へ支払う）、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

原告が裁判所に訴状を提出し、その写しが侵害被疑者に送達されることで、訴訟手続きが開始する。被告が自身の防御を望む場合は、その旨を裁判所に明らかにしなければならない。被告からの応答が無い場合は、欠席裁判となる。原告・被告ともに訴訟進行する場合、両者が弁論を示す書面を提出する。その後、証拠開示の段階を経て、審理の後、裁判所が判決を出す。高等裁判所の決定に不服がある場合は、控訴裁判所に対して控訴を申し立てることができる。

侵害行為に対する訴訟手続きのフローは次頁のとおり。

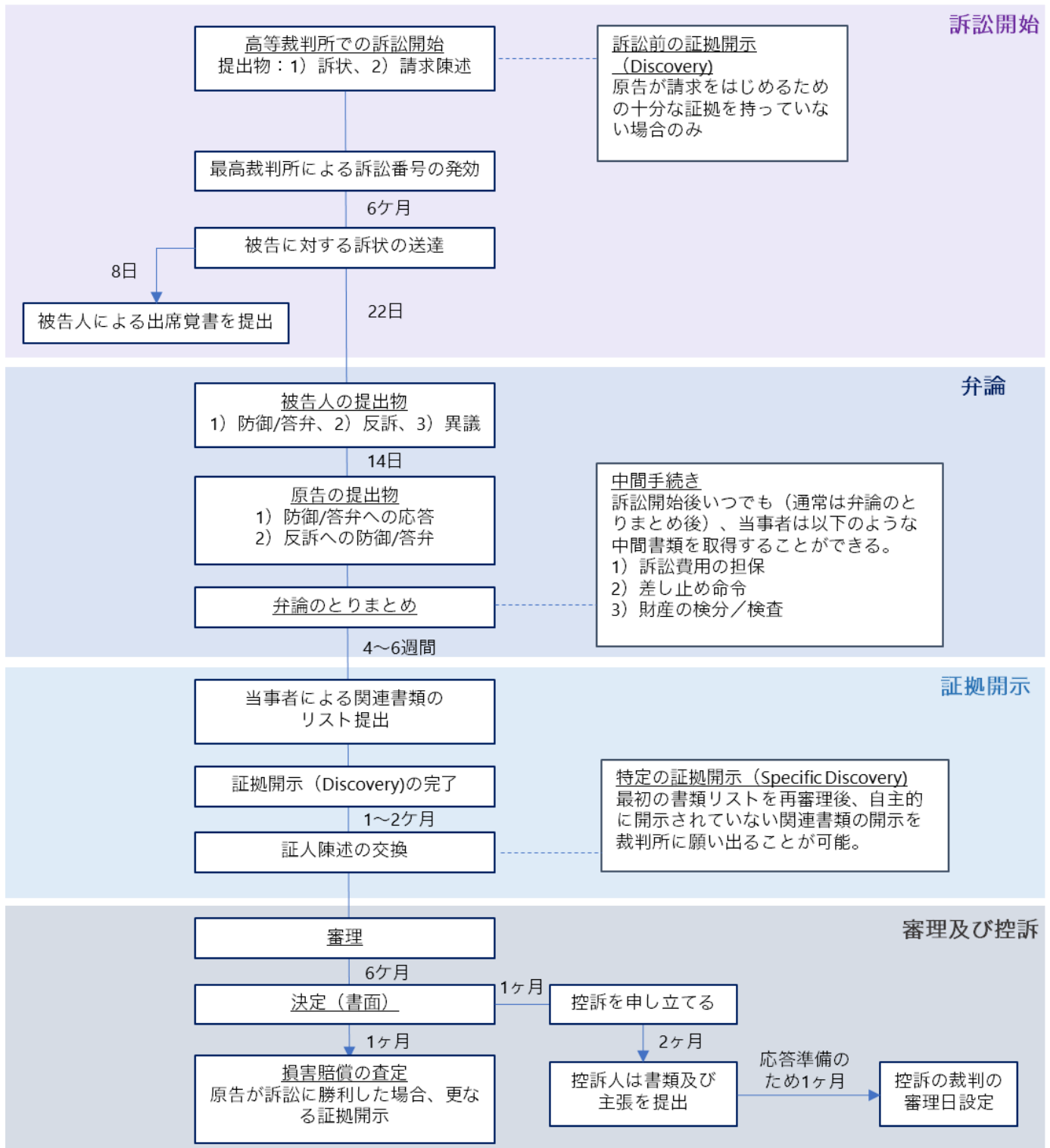


図 14 シンガポールの地理的表示の司法救済手続きの流れ

(2) 商標法における登録商標の侵害提起

行政上の救済措置

水際措置

行政上の救済手段としては、輸入における水際措置が、商標法に挙げられている。団体商標・証明商標の権利者は、商標法第 82 条に基づき、シンガポールに輸入される商品について、侵害の疑いがある際には、当該商品の留置を求める請求をすることができる⁹⁰。手続きフローとしては、①シンガポール税関に権利者が通知書を送付する、②税関長が検討の上、押収または留置の判断を下して通知、③通知書に記載された期限内に損害訴訟を提起（提起しない場合は押収された商品は輸入者に返還される）、④侵害訴訟の判決を得て勝訴した場合は裁判所命令に応じて押収商品は受け渡しまたは廃棄、となる。なお、商標法 93A 条に基づき、当局が疑義を抱いた場合には、輸出入される商品について、権利者からの請求がなくても職権として留置等を行うことが可能である。

司法上の救済措置

刑事罰

シンガポールでは、警察刑事捜査部に組織された知的財産権部門（IPRB）が知的財産権に関する捜査と不法行為に対する法律の執行を担っている。主には大規模な犯罪組織等が関与するケースの捜査を担っているが、知的財産権所有者が独自に捜査や家宅捜索を行う場合にはこれを支援する。⁹¹

商標法では、商標の模造や登録商標の商品・サービスへの不正な適用、違反のための物品の作成・所有に対しては、10 万ドル以下の罰金若しくは 5 年以下の拘禁またはこれらの両方が科される他、商標を不正に適用した商品の輸入・販売を行う者に対しては、当該商品・事物ごとに 1 万ドル以下（ただし、総額で 10 万ドル以下）の罰金若しくは 5 年以下の拘禁若しくはこれらの両方が科される。

民事訴訟

商標法で団体商標/証明商標のいずれかで登録を受けた権利者は、侵害行為について侵害した相手方に対して、高等裁判所に対し、訴訟を提起することができる。未登録の場合には原則としては商標法に基づく訴訟は提起できないが、未登録であってもその標章がシンガポールにおいて広く知られている標章である場合には、訴訟の提起が可能である。

救済措置としては、差止め（商標の使用中止）、損害賠償、不当利益返還（侵害によって得られた利益を権利者へ支払う）、侵害品の権利者への受け渡し・廃棄がある。

手続きのフローは地理的表示法に基づく司法措置（(1)(2)）に同じ。

⁹⁰ シンガポールから輸出される商品については、将来的にこれを認めることが計画されているが、まだ法律が整備されていない。
出所）シンガポール 法務省 知的財産（水際措置）法案についてのファクトシート
<https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases/factsheet-on-intellectual-property--border-enforcement--bill.html>

⁹¹ JETRO 2012 年 3 月「模倣対策マニュアル シンガポール編」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/sg/ip/pdf/mohou_2011_re.pdf

(3) 詐称通用に関する法律に基づく侵害と救済

司法上の救済措置

前述のとおり、詐称通用に必要とされる 3 つの条件（グッドウィル、不当表示、損害）が満たされていることを地理的表示所有者が証明することができれば、当該所有者はコモンローに基づき、当該地理的表示の侵害者に対し、当該地理的表示の侵害の差止め、損害賠償、不当利得返還等の司法救済を請求することができる。

手続きのフローは地理的表示法に基づく司法措置（(1)②）に同じであるが、詐称通用のための訴訟手続きについては、原告の請求額に応じて、管轄する裁判所が異なる。25 万シンガポールドル以下の場合には下級裁判所、それを超える場合は、高等裁判所で取り扱う。

3.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

行政上の手続き

地理的表示法上の水際措置については、別途規則に則ると定められているが、まだ関連規則は制定されていない。商標法上の水際措置については、当局への申請に際し 200 シンガポールドルの支払いが必要である⁹²。いずれも必要に応じ、代理人事務所経費が別途発生する。商品が留置されて高等裁判所における損害訴訟が開始された場合の費用目安を以下に示す。

手続きの段階	それぞれの手続きの見積もり費用 (税金・経費を除く) シンガポールドル
訴状及び陳述書の提出	2,000-3,000
高等裁判所での侵害訴訟	
- 輸入者が出頭しない場合：輸入者欠席時の判決獲得	5,000-6,000
- 輸入者が出席した場合：略式裁判の申請、及び略式裁判申請のための聴取に出席	12,000 以上

司法上の手続き

地理的表示法、商標法、コモンローに基づく訴訟に要する費用は、作業量の多寡、事件の複雑性、使用する証拠、被告の対応によって変わる。順調に進むケースでの参考見積りを以下に示すが、中間的申請（たとえば、特定の証拠開示のための申請）の作成や、論争が必要な場合の費用等は含まれていない。

⁹² 商標規則（国境措置関連）<https://sso.agc.gov.sg/SL/332-R2?DocDate=20180910>

手続きの段階	それぞれの手続きの見積もり費用 (税金・経費を除く) シンガポール
訴状及び陳述書の提出	15,000
弁論のとりまとめ	10,000
一般的な証拠開示完了	50,000
証人陳述の提出及び被告との証人陳述の交換	200,000
裁判	200,000
合計	475,000

3.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

(1) EU シンガポール自由貿易協定 (EUSFTA)

シンガポールは 2018 年 10 月 19 日に ASEAN 諸国で初めて EU との自由貿易協定 (EUSFTA) に署名した。同協定は 2019 年 2 月 13 日の欧州議会による承認を経て、EU 及びシンガポール双方で批准に向けた手続きが進行中である。

同協定においてシンガポールはぶどう酒、蒸留酒、農産物、食品を含む双方の地理的表示産品について、相互に追加的保護⁹³を行うことに合意した。シンガポールは協定発効に備えて地理的表示保護法を改正し、2019 年 4 月 1 日より地理的表示の登録制度の運用を開始している。協定においてシンガポールが保護することに合意した EU の地理的表示産品は 196 産品である (シンガポール側は 0 産品) (附属書 10A)。

また、協定第 10.17 条(2)(a)は、シンガポールに地理的表示登録局を設立することを要求しており、これに応え、知的財産局の下に地理的表示登録局が設置されている。

(2) 環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

シンガポールは、地理的表示保護の規定のある環太平洋パートナーシップ協定 (「CPTPP」)⁹⁴に署名し、批准している。CPTPP は、地理的表示を商標、独自の制度またはその他の法的手段によって保護できることを認め (第 18.30 条)、第三者による地理的表示の保護・認証に対する異議申立てを含む包括的な地理的表示の枠組みを提供している (CPTPP 第 18.32 条)。

⁹³ 協定第 10.19 条(3)において、以下の場合にも地理的表示によって示される場所を原産としない商品に当該地理的表示を使用することができないとしている。(a)公衆を誤認させない；(b)真正の原産地が表示される；(c)地理的表示の翻訳が使われる；及び (d)地理的表示に「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う。

⁹⁴ 協定本文： <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/cptpp/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-text-and-resources>
 協定日本語訳： https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html

3.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

3.5.1. 登録の状況

シンガポールでは 2019 年 4 月から地理的表示登録制度の運用が開始され、EUSFTA で保護を約束した 196 製品のうち、2019 年 9 月までに 139 製品について登録が完了している⁹⁵。

3.5.2. 紛争事例

シンガポール高等裁判所のデータベース⁹⁶で「地理的表示」の案件として確認できたのは以下の 1 件である。

スコッチ・ウィスキーと伊勢丹タータン

イギリスに拠点を置くスコッチ・ウィスキー協会は、2016 年 6 月に三越伊勢丹ホールディングスがシンガポールで「Isetan Tartan」を 33 類（ビール、酒以外の全てのアルコール飲料）で商標登録しようとしたのに対し、「Isetan Tartan」マークの使用が、商品の原産地について消費者の誤認を招くとして、2017 年 1 月に知的財産局に対して異議申立てを行った。知的財産局の商標登録官は、「スコッチ・ウィスキー」は地理的表示であるとの認識を示したものの、タータンがスコットランドを原産とするウィスキーであることを示す地理的表示であるといえるかどうかについて疑問を提示し、2019 年 3 月にスコッチ・ウィスキー協会の異議申立てを却下した⁹⁷。

これに対し、スコッチ・ウィスキー協会は控訴し、2019 年 8 月、シンガポール最高裁判所はスコッチ・ウィスキー協会の主張を指示する判決を下した⁹⁸。最高裁判所は、タータンは地理的な場所を示すものではない（地理的表示とは言えない）という知的財産局の判断は支持したものの、タータンはスコットランドの象徴で、かつ公衆はスコットランドとタータンの両方に慣れ親しんでおり、スコットランド産でないウィスキーに「Isetan Tartan」マークが使用された場合、製品の地理的原産地について公衆を誤認させる可能性があるとの判断を示した。

地理的表示案件がシンガポール高等裁判所で争われたのは、1999 年に地理的表示法が制定されてからこれが初のケースである。⁹⁹

⁹⁵ An e-services portal by IPOS, <https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimple.aspx?SearchCategory=GI>

⁹⁶ シンガポール高等裁判所判決事例 <https://www.supremecourt.gov.sg/news/supreme-court-judgments>

⁹⁷ The Straits Times, 2019 年 3 月 15 日 “Whisky body fails to block Isetan Tartan trademark”
<https://www.straitstimes.com/singapore/courts-crime/whisky-body-fails-to-block-isetan-tartan-trademark>

⁹⁸ High Court of the Republic of Singapore, Judgement [2019] SGHC 200 https://www.supremecourt.gov.sg/docs/default-source/module-document/judgement/ta5_19-scotch-whisky-assn-v-isetan-mitsukoshi-pdf.pdf

World Trademark Review, 2019 年 9 月 23 日 “The ISETAN TARTAN case: refusal of trademarks that deceive public as to goods’ geographical origin” <https://www.worldtrademarkreview.com/enforcement-and-litigation/isetan-tartan-case-refusal-trademarks-deceive-public-goods>

⁹⁹ The drinks Business, 2019 年 3 月 15 日 “Scotch Whisky Association Loses Tartan Trademark Battle in Singapore”
<https://www.thedrinksbusiness.com/2019/03/scotch-whisky-association-loses-tartan-trademark-battle-in-singapore/>

3.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、シンガポールにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、出願準備中が 1 団体、検討中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、シンガポールで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと 1 団体が回答した。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している製品について、権利者または関連団体による商標登録が確認できたのは 5 産品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による「Tajima Australian Grainfed Wagyu」及び米国企業による「kobe-style beef」が登録されている。

表 21 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（シンガポール）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 11 月 21 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (シンガポール)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬ビーフ (Tajima Beef, Tajima-gyu 2013 年出願 2016 年登録)	Tajima Australian Grainfed Wagyu  として豪州企業が 29 類で登録
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 神戸ビーフ (Kobe Beef, Kobe-gyu 2013 年出願 2015 年登録、Kobe Meat 2013 年出願 2016 年登録)	極黒牛 kobe-style beef  として米国企業が 29 類で登録
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合			一般商標 夕張メロン	

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2019 年 11 月 21 日現在）	
番号	地理的 表示名 称	団体名	登録有 (シンガポール)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願
21	十勝川 西長い も	十勝川西長 いも運営協 議会	商標登録有		一般商標として登録 (2015 年)	
41	プロシ ュッ ト デ ィ パ ルマ	コンサルツ ィオ デル プロッシュ ット ディ パルマ	商標登録有	事例有	一般商標として登録 (2007 年) 地理的表示として登録 (2019 年)	

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：シンガポール知的財産局 商標検索

<https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=TM>

4. ベトナム

4.1. 地理的表示を保護する制度

ベトナムは、地理的表示について、2005 年制定の知的財産法に基づき、地理的表示及び団体商標/証明商標の 2 つの方法で保護を与えている。

ベトナムは 1995 年民法典に基づき、地理的表示を「原産地呼称」制度として保護していたが、WTO 加盟に向けて知的財産に関する法制度を TRIPS 協定に適合する制度に転換するため、2005 年に知的財産法を制定し、「原産地呼称」を「地理的表示」に改めて現行の地理的表示保護制度を整備した。

別途、ベトナムは 1982 年に団体商標制度を、2005 年に証明商標制度を導入している。知的財産法では一般に商品またはサービスの原産地を表示する標識は識別性を認められないが、団体商標/証明商標はその例外とされており、団体商標/証明商標によって地理的表示を保護することが可能である。

地理的表示及び団体商標/証明商標のいずれも、科学技術省傘下の知的財産庁が管轄している。

知的財産法に基づき、外国産品も地理的表示または団体商標/証明商標の登録によって保護を受けることができる。

表 22 ベトナムの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
知的財産法に基づく地理的表示保護*	科学技術省 知的財産庁(NOIP)	無し	- 知的財産法¹⁰⁰ - 知的財産法における工業所有権に関する政令¹⁰¹ - 政令 No.103/2006/ND-CP の解釈に関する通達¹⁰² - 通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN を改正・補足する通達¹⁰³ - 知的財産法における知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する政令	○
知的財産法に基づく団体商標/証明商標保護		無し	- 知的財産における行政上の侵害に対する制裁に関する政令¹⁰⁴ - 政令 No.99/2013/ND-CP の解釈に関する通達¹⁰⁵	○

¹⁰⁰ 知的財産法（2005 年 11 月 29 日裁可の法律第 50/2005/QH11 号（2006 年 7 月 1 日施行）を改正した 2009 年 6 月 19 日裁可の法律 36/2009/QH12 号（2010 年 1 月 1 日施行））

日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/vietnam-tizaihou.pdf>

¹⁰¹ 知的財産法における工業所有権に関する政令 No.103/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日付）（2010 年 12 月 31 日付制令 No.122/2010/ND-CP により改正） 英語訳：<https://wipo.int/wipolex/en/text/131859>

¹⁰² 政令 No.103/2006/ND-CP の解釈に関する通達 No.01/2007/TT-BKHCHN（2007 年 2 月 14 日付） 英語訳：<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn010en.pdf>

¹⁰³ 通達 No. 01/2007/TT-BKHCHN を改正・補足する通達 No. 16/2016/TT-BKHCHN（2016 年 6 月 30 日付） 英語訳：<https://wipo.int/wipolex/en/legislation/details/17743>

¹⁰⁴ 知的財産法における知的財産権の保護及び知的財産の国家管理に関する政令 No.105/2006/ND-CP（2006 年 9 月 22 日付） 英語訳：<http://vcci-ip.com/wp-content/uploads/2017/06/Decree-99-2013-ND-CP-on-Sanctioning-of-Administrative-Violations-in-Industrial-Property.pdf> 日本語訳：https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/laws_industrial_property_rights_legislative_sanction_992013ND-CP.pdf

¹⁰⁵ 政令 No.99/2013/ND-CP の解釈に関する通達 No.11/2015/TT-BKHCHN（2015 年 6 月 26 日付）

以下、それぞれの制度の概要を記す¹⁰⁶。

(1) 地理的表示登録制度

ベトナムでは 1989 年「産業財産保護法令」において初めて「原産地呼称 (Appellation of origin)」の保護に関する規定が導入されたが、実施規則が制定されなかったため、実際には登録が行われなかった。産業財産保護法令における原産地呼称に関する規定はそのまま 1995 年「民法典」で採用され、同法の下で 1996 年より知的財産庁による原産地名称の登録制度の運用が開始された。

その後、政府は 2000 年に「経営秘密、地理的表示、商号及び産業財産に係る不正競争防止権の保護に係る政令 No.54/2000/ND-CP」を公布し、同政令によって初めて地理的表示を産業財産の一つとして保護する旨を定めた。同政令において、地理的表示の保護要件は、国、地域または地方の地理的要因によってもたらされる特殊な性質があることとされ、地理的表示に係る産業財産権は、保護要件を満たせば登録なしで自動的に成立するとされた。

これにより、ベトナムでは一時期原産地呼称保護制度と地理的表示保護制度が併存する形となったが、2005 年に制定された現行の知的財産法において「地理的表示」に統合され、2006 年より運用が開始された。

(2) 団体商標/証明商標登録制度

ベトナムの地理的表示保護制度の中では、団体商標が最も早く、1982 年に公布された「商標に関する条例の公布に係る政令 No.197-HDBT」において制度化された。一方、証明商標制度は 2005 年の知的財産法に制定に伴い新たに導入された。

地理的表示と商標の関係

知的財産法では、保護されている地理的表示と同一または類似の標章であって、当該標章の使用が商品の原産地について消費者を誤認させるおそれがあるものについては商標として識別性があるとみなされないと規定されている（法第 74 条第 2 項）¹⁰⁷。

知的財産法では、同一産品を地理的表示及び商標の両方として登録し、保護を併存させることができるかについては明記していない。ただし、地理的表示の権利者は、保護された地理的表示と同一または類似の標章が、当該地理的表示に係る登録出願の出願日前に真正な方法により保護を取得している場合、当該標章を使用することを妨げる権利を持たないと規定しており（法第 125 条）、保護された地理的表示の出願日より前に正当に登録された商標があった場合、保護の併存が起こる可能性がある。

¹⁰⁶ 現地代理人からの報告及び Nyuen Phuong Thuy 2015 「地理的表示と商標登録の制度設計～ベトナムの経験から得られるもの（博士論文）」を参照した。

¹⁰⁷ ワイン・蒸留酒については、保護されている地理的表示と同一であるか、または当該地理的表示を含むか、または当該地理的表示から翻訳され若しくは転写された標章であって、当該標章が当該地理的表示を付している、地理的領域の原産でないワイン・蒸留酒についての使用に関して登録されているものについても、商標として認められない。

4.2. 登録の要件・手続・費用

知的財産法における地理的表示登録及び団体標章/証明商標の登録要件は以下のとおり。

表 23 ベトナムの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの出願	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
知的 財産法	地理的表示	○	生産団体・個人、これを代表する組織、地方行政当局	原産国での GI 登録必須	製品	無期限
	団体商標	○	関係地域において商品・サービスの生産に従事する組織又は個人から成る団体	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)
	証明商標	○	商品・サービスの品質等を証明する機能を有する組織	制限無し	商品・サービス	10 年 (更新可)

4.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示登録制度

登録対象

知的財産法では、地理的表示の対象について保護対象は「製品」とされている。

品質特性（法第 79 条、法第 80 条）

登録には、以下の条件を満たす必要がある。

- (a) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国を原産とすること
- (b) 地理的表示を有する製品が、当該地理的表示に対応する地方、地域、領域または国の地理的条件に本質的に帰する社会的評価、品質または特質を有すること

なお、以下のものは地理的表示の登録適格性を有さない。

- (a) ベトナムにおいて商品の一般名称となっている名称、表示
- (b) 外国の地理的表示であって、それが保護されていないか、または今後保護されない、若しくは使用されない場合
- (c) 保護されている標章と同一または類似の地理的表示であって、それらの使用が製品の原産地について混同を生じることになる場合
- (d) 地理的表示であって、当該地理的表示を付した製品の真正な原産地について消費者を誤認させるもの

出願人の要件（法第 88 条、政令 No.103/2006/ND-CP 第 8 条）

ベトナムの地理的表示を登録する権利は国に帰属し、国は次の者に対して地理的表示出願権の行使を認めている。地理的表示を登録する権利を行使する者は、当該地理的表示の所有者となってはならない。

- (a) 地理的表示を付した製品を生産する組織・個人
- (b) 上記組織・個人を代表する団体
- (c) 地理的表示が属する地方行政当局

また、原産国の法令の下で地理的表示に対する権利を有する外国の個人及び団体は、ベトナムにおいてその地理的表示を登録することができる。権利を有する者とは、知的財産の所有者、または当該所有者から知的財産を譲り受けた団体または個人を言う。

対象地域（法第 83 条）

地理的表示に対応する地理的領域は、言語及び地図により正確に決定されなければならない。

(2) 団体商標/証明商標登録制度

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

品質特性

品質特性の指定方法等に関する特段の規定はない。

出願人の要件（法第 87 条第 3 項、第 4 項）

- 団体商標：適法に設立された団体組織。商品またはサービスの原産地を表示する標識に関しては、関係地域において商品またはサービスの生産若しくは取引に従事する組織または個人から成る団体でなければならない。
- 証明商標：商品またはサービスの品質、特性、原産地またはその他の関係基準を管理及び証明する機能を有する組織。ただし、当該組織が当該商品またはサービスの生産若しくは取引に従事していないことを条件とする。

団体商標/証明商標共に、ベトナムの地方の特産品の原産地を表示する場所の名前について出願する場合は、国家当局による許可を得る必要がある。

対象地域

対象地域の指定方法等に関する特段の規定はない。

4.2.2. 登録手続

(1) 地理的表示登録制度

地理的表示の登録は、ハノイにある知的財産庁（NOIP）の本庁、またはホーチミン支局またはダナン支局に書面で登録出願を行うか、オンライン申請システムを通じ電子出願する¹⁰⁸。知的財産庁は方式審査、実体審査を経て、登録の許可・拒絶の決定を行う。円滑に進行した場合は申請から登録まで約 9 カ月であるが、実際には案件の複雑さにより、15～18 カ月若しくはそれ以上かかる場合もある。登録された地理的表示登録証は、特段の問題が無ければ、付与日から無期限に効力を有する。

ベトナムの組織・個人、ベトナムに恒久的に居住している外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有する外国組織・個人は、直接または代理人を通じて出願を行う。ベトナムに恒久的に居住していない外国人、ベトナムに生産/取引の事業所を有しない外国組織・個人は、在ベトナムの代理人を通じて出願する必要がある。

出願に当たっては、以下の書類を提出する。書類はベトナム語で作成する必要がある。

- (a) 出願申請書（様式 05-CDDL）
- (b) 地理的表示である名称または標識
- (c) 地理的表示に係る見本
- (d) 地理的表示を付した製品の固有の特質、品質または社会的評価、及び当該固有の特質、品質または社会的評価を決定付ける自然条件の特性についての説明（以下「特性説明書」という。）
- (e) 地理的表示に対応する地理的領域の地図
- (f) 外国が原産地の場合、当該地理的表示が原産国で保護を受けていることを証明する書類
- (g) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (h) 手数料の領収書

なお、「特性説明書」には以下を含む必要がある（法第 106 条、通知 No.01/2007/TT-BKHCN 第 43 条）。

- (a) 製品の原材料、及び物理的、化学的、微生物学的及び知覚的特性を含む関係製品の説明
- (b) 当該地理的表示に対応する地理的領域の決定方法
- (c) 製品が当該地理的領域を原産とすることを立証する証拠
- (d) 地域的かつ安定的な生産及び加工方法についての説明
- (e) 当該製品の固有の特性、品質または社会的評価と自然条件との間の関係に関する情報
- (f) 当該製品の固有の特性または品質の自己管理体制に関する情報

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

¹⁰⁸ 知的財産庁ウェブサイト（http://www.noip.gov.vn/en_US/web/english/geographical-indications）

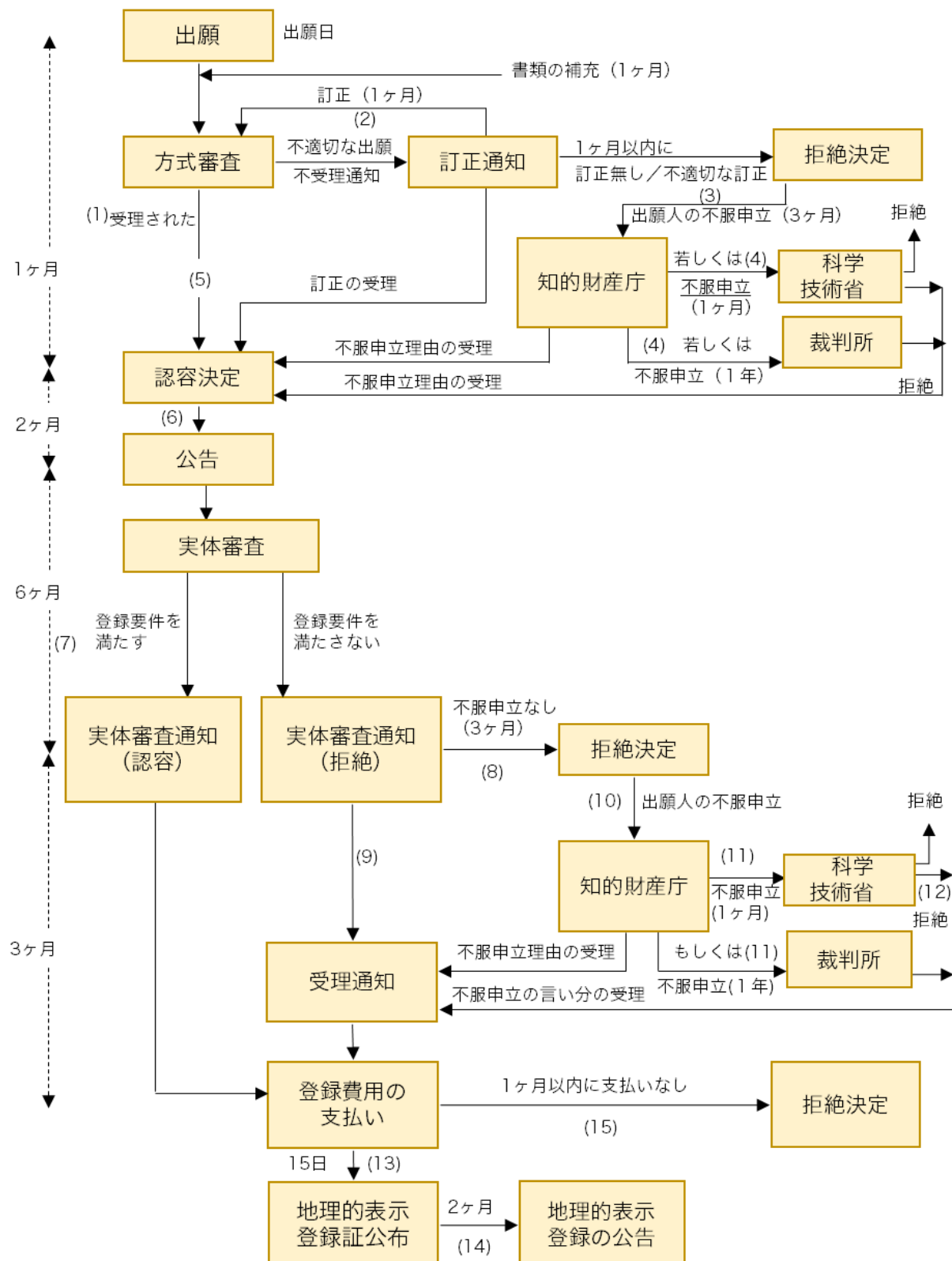


図 15 ベトナムの知的財産法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 団体商標/証明商標登録制度

団体商標/証明商標の登録手続きは、通常の商標登録手続きに準ずるが、基本的には地理的表示登録の流れと同じである。出願処理期間は、方式審査が出願から 1 カ月、出願の公告が方式審査受理から 2 カ月、実体審査が出願公告から 9 ヶ月となっている。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 12 カ月と見込まれるが、実際には 15～18 カ月要することが多い。団体商標/証明商標の登録証の効力は付与日から開始され、出願日から 10 年後に満了するが、更新が可能である。

出願の際に、以下の書類を提出する。

- (a) 出願申請書
- (b) 商標見本
- (c) 団体商標/証明商標出願に係る物品
- (d) 団体商標/証明商標出願の使用規則
- (e) 団体商標/証明商標出願に係る物品の固有の性質または品質についての記述
- (f) 出願人が団体商標/証明商標の当該物品について登録することについての地方行政当局による認可
- (g) 地理的領域の地図
- (h) 代理人を通じた出願の場合は委任状
- (i) 手数料の領収書

団体商標/証明商標として地理的表示を登録する手続きの流れを次頁図に示す。

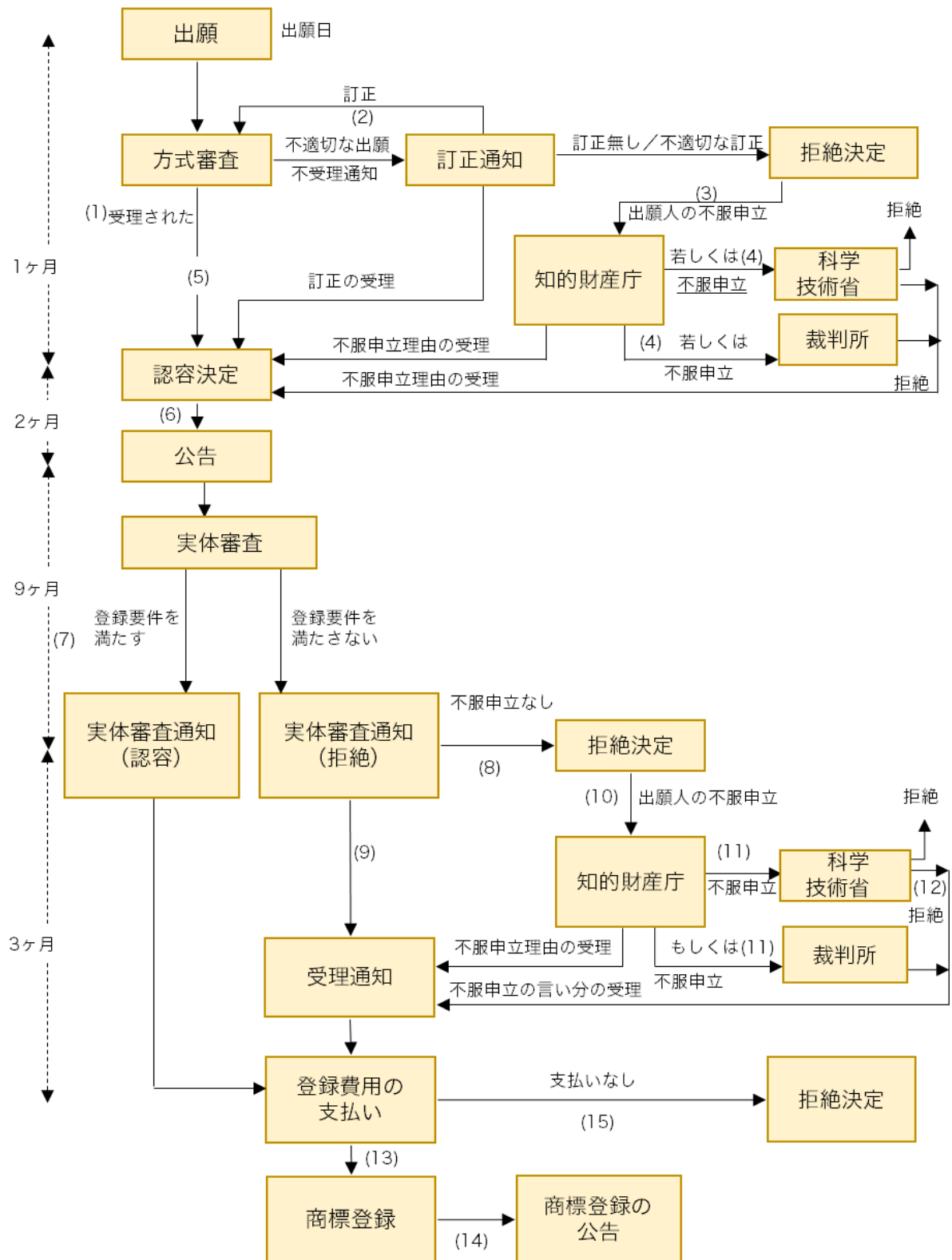


図 16 ベトナムの知的財産法に基づく商標出願手続きの流れ

4.2.3. 登録費用

(1) 知的財産法に基づく地理的表示登録

地理的表示の出願及び登録費用は、手続きが円滑に進んだ場合以下のとおりである。代理人費用については目安となっている。

印紙代

- 出願: 150,000 トン (US\$ 6.7)
- 出願公告: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 実体審査 (調査費用を含む) : 1,430,000 トン (US\$ 61.3)
- 地理的表示の登録: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 地理的表示の登録決定の公告: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 国内登録簿への登録: 120,000 トン (US\$ 5.4)

代理人費用 (付加価値税 (5%)、通信費等の実費を除く)

- GI 出願 1 件分の出願及び登録費用: US\$ 260
- 必要書類の検討費用: US\$ 250-375
- 出願前の審査官面接費用 (必要に応じて) : US\$ 500-700
- 英語からベトナム語への書類の翻訳費用: US\$ 10/100 語

*知的財産庁による指摘または第三者からの異議申立てがある場合、追加費用 (US\$ 250/時)

(2) 知的財産法に基づく団体商標/証明商標登録

団体商標/証明商標の出願及び登録に要する費用は、手続きが円滑に進んだとして以下のとおりである。代理人費用については目安となっている。

印紙代

- 出願: 150,000 トン (US\$ 6.7)
- 出願公告: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 実体審査 (調査費用を含む) : 750,000 トン (US\$ 32.3)
- 団体商標/証明商標の登録許可: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 団体商標/証明商標の登録許可決定の公示: 120,000 トン (US\$ 5.4)
- 許可された団体商標/証明商標の登録簿への登録: 120,000 トン (US\$ 5.4)

代理人費用 (付加価値税 (5%)、通信費等の実費を除く)

- 団体商標/証明商標の出願及び登録費用: US\$ 270
- 必要書類のチェック費用: US\$ 250-375
- 出願前に行う審査官面談費用 (あれば): US\$ 250-500
- 英語書類のベトナム語訳費用: 100 ワード当たり US\$10

*知的財産庁による指摘または第三者からの異議申立てがある場合、追加費用 (US\$ 250/時)

4.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

知的財産法では、知的財産権の侵害に対して、侵害の内容や程度に応じ、行政的救済、民事救済、刑事救済が用意されており、これらの規定が地理的表示や団体商標/証明商標の侵害に対しても適用される。

ただし、ベトナムにおける知的財産権の侵害に対する救済は、主に行政上の救済が利用され、司法上の救済が利用されるケースは限られている。裁判手続きの複雑さや侵害の故意の証明の難しさ、知的財産関連専門の裁判所が設置されていないことなどが理由として挙げられている。¹⁰⁹

表 24 ベトナムの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
知的財産法	(地理的表示)				
	・ 固有の特質・品質に適合しない製品、類似製品、対象地域を原産としない製品への地理的表示の使用	科学技術省 監査局	・ 警告・罰金、偽造品の没収・取引停止など	地方裁判所	・ 民事訴訟による差止、損害賠償、侵害品廃棄等 ・ 刑事処罰
	・ ぶどう酒・蒸留酒については、「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」等を伴って地理的表示を使用する行為	商工省 市場管理総局	・ 税関監視、税関手続きの一時停止、差止など		
	・ 偽造品/侵害品の輸出入	各省・県級の人民委員会			
	(団体商標/証明商標)				
	・ 同一・類似の商標を、同一・類似商品に使用				
	・ 偽造品/侵害品の輸出入				

4.3.1. 不正使用の救済手段

侵害行為の定義

知的財産法では、以下の4点が、地理的表示の侵害に該当する行為とみなされる(法第129条第3項)。

- 地理的表示を有する製品の固有の特質・品質に適合しない製品について、たとえ当該製品が当該地理的表示対象の対象地域を原産とする場合であっても、保護された地理的表示を使用すること
- 保護された地理的表示を、その社会的評価・営業権を利用する目的で、地理的表示を有する製品と類似の製品について、使用すること
- 保護された地理的表示と同一または類似の標識を、当該地理的表示の対象地域を原産とせず、従って当該地理的領域を原産とする製品について消費者を誤認させる製品に使用すること
- ぶどう酒または蒸留酒の保護された地理的表示を、商品の真正な原産地が表示され、または地理的表示が翻訳若しくは翻字により使用され、または「種類」、「型」、「様式」、「模倣品」などの語を伴

¹⁰⁹ JETRO, 2017 「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf

う場合であっても、当該地理的表示の対象地域を原産としないぶどう酒または蒸留酒に使用すること

なお、団体商標/証明商標を含む一般の商標に対する権利侵害に該当する行為は法第 129 条第 1 項に規定されており、保護された商標と同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用すること等が含まれる。

行政上の救済手段¹¹⁰

行政的救済は、科学技術省監査局、商工省市場管理総局、各省・県レベルの人民委員会が担当する。また、公安機関が情報収集や刑事罰の処分を担当する。

地理的表示を含む知的財産権の侵害により損害を被った、または消費者・社会に損害をもたらす知的財産権の侵害を発見した組織・個人は、これら所管当局に対して処理請求の申請書を提出し、所管当局が申請書を審査し、侵害被疑者に対する調査を実施、これに基づき処罰決定を下す。

行政罰の対象となる侵害行為を行った組織・個人には、警告・罰金の制裁が科される（組織の場合には最大 5 億ドン（約 2 万米ドル）、個人の場合には最大 2.5 億ドン（約 1 万米ドル）。また、侵害の状況に応じ、偽造品・原材料等の没収、偽造品の生産・取引・提供の停止、侵害品の強制的破壊等の制裁が科される場合がある。

知的財産権の侵害行為に対する行政上の救済を受けるためのフローは次頁図のとおり。

¹¹⁰ 地理的表示を含む知的所有権の侵害に対して、行政上の救済手段を受けるための手続きについては、「知的財産における行政上の侵害に対する制裁に関する政令 No.99/2013/ND-CP」、「行政違反の処理に関する法 No.15/2012/QH13」、「捜索に関する法 No.56/2010/QH12」、「政令 No.81/2011/ND-CP」等に規定されている。

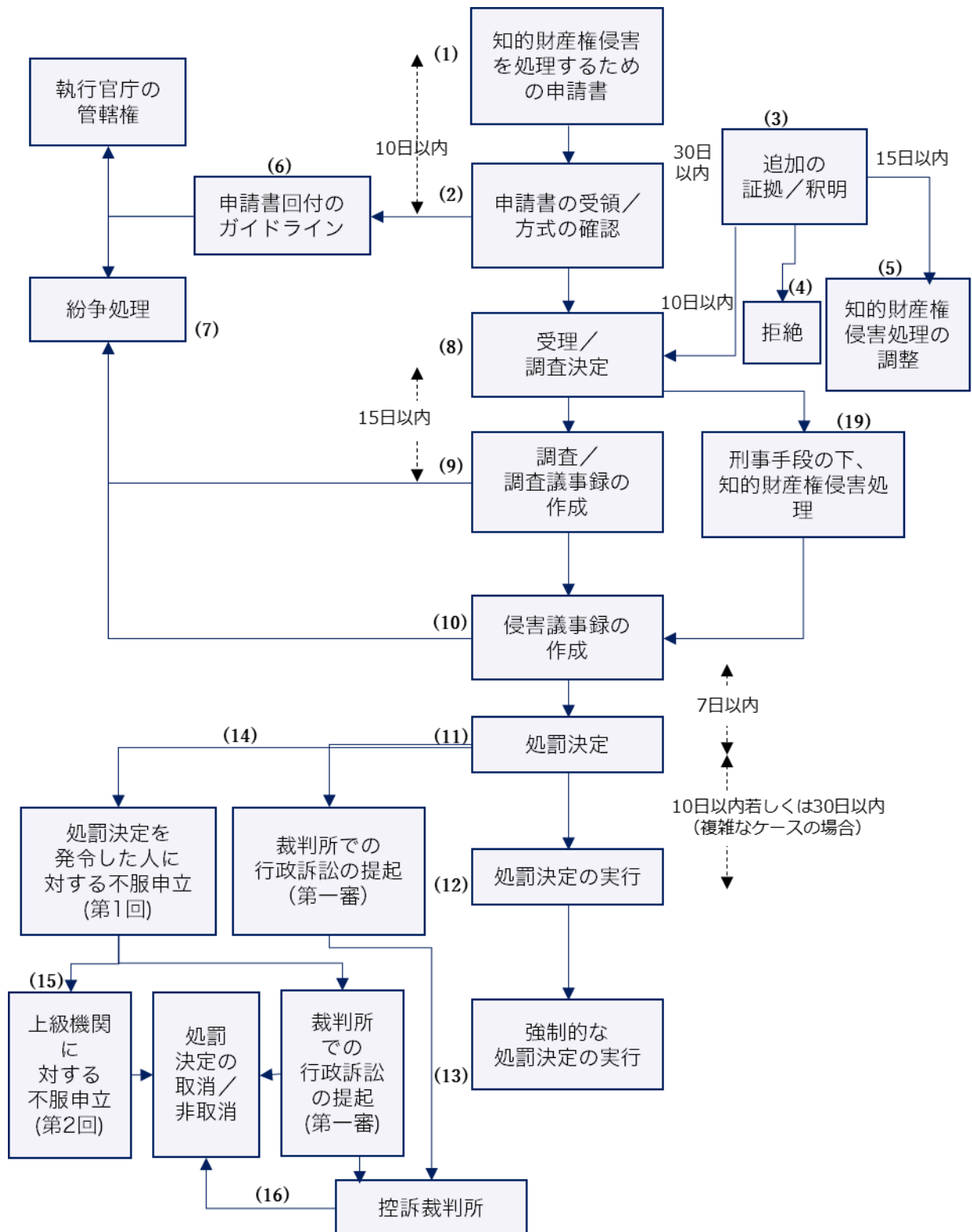


図 17 ベトナムの知的財産法に基づく知的財産権侵害の行政救済手続きの流れ

また、知的財産法では、輸出入における水際措置（税関手続の停止）が規定されている。地理的表示を含む知的財産権の権利者は、税関総局の税関監督部に対して 2 年間の税関監視を要求することができ、この期間はさらに 2 年間延長することができる。この措置は、ベトナムの全ての税関において、ベトナムに輸入される全ての被疑偽造品/侵害品（以下、侵害被疑品）を検出するために行われる。

ベトナム国内に輸入される侵害被疑品が検出された場合、地理的表示の権利者は、その侵害被疑品についての税関手続の一時停止を求める要求を当該税関支署に提出することができる。一時停止が適用されると、知的財産権所有者は侵害被疑品に対して権利行使及び差止請求が可能である。税関で検出された侵害被疑品に対しては、民事・刑事救済も適用され得るが、一般には行政的救済が適用されている。

水際措置フローは下図のとおり。

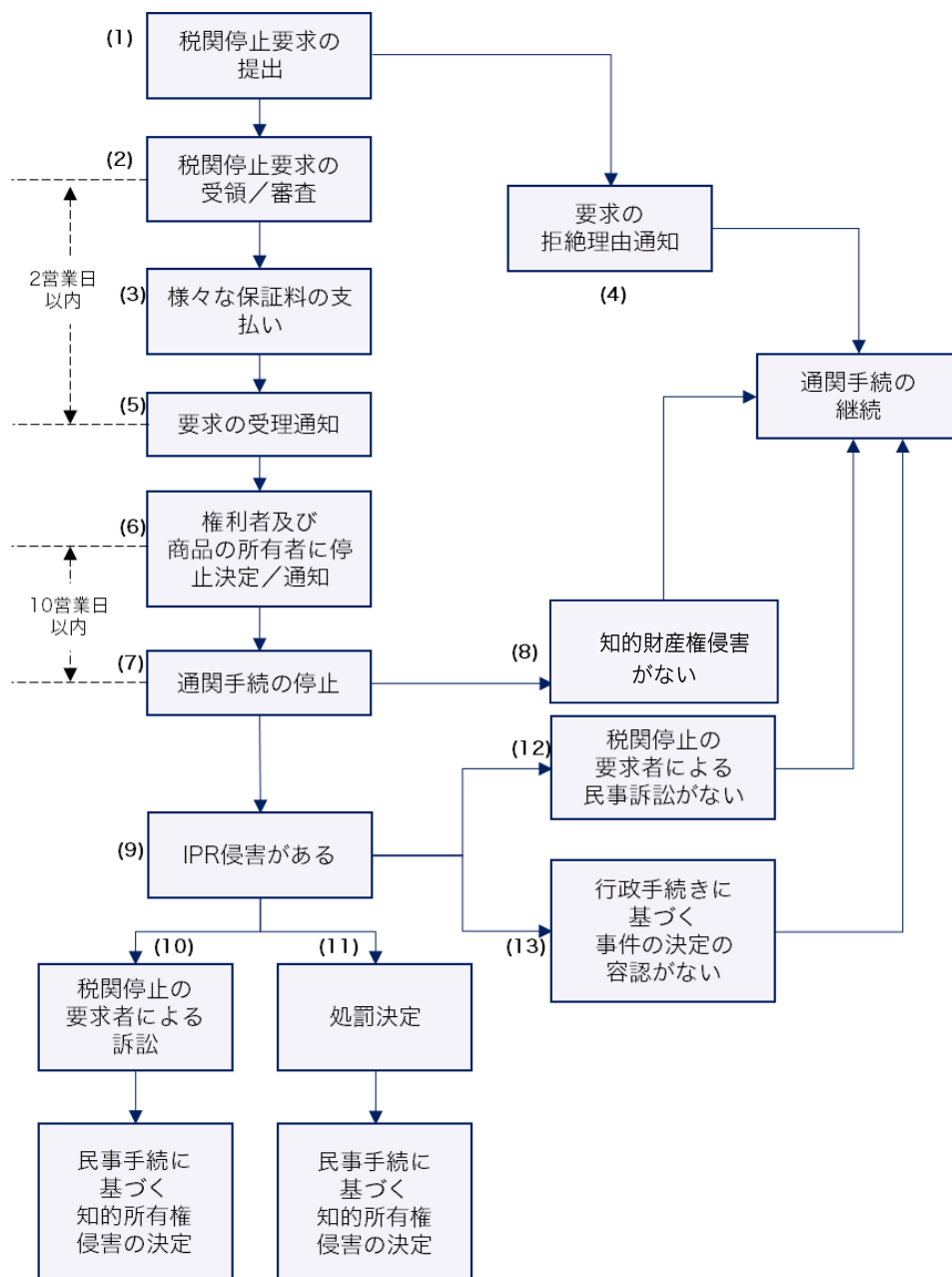


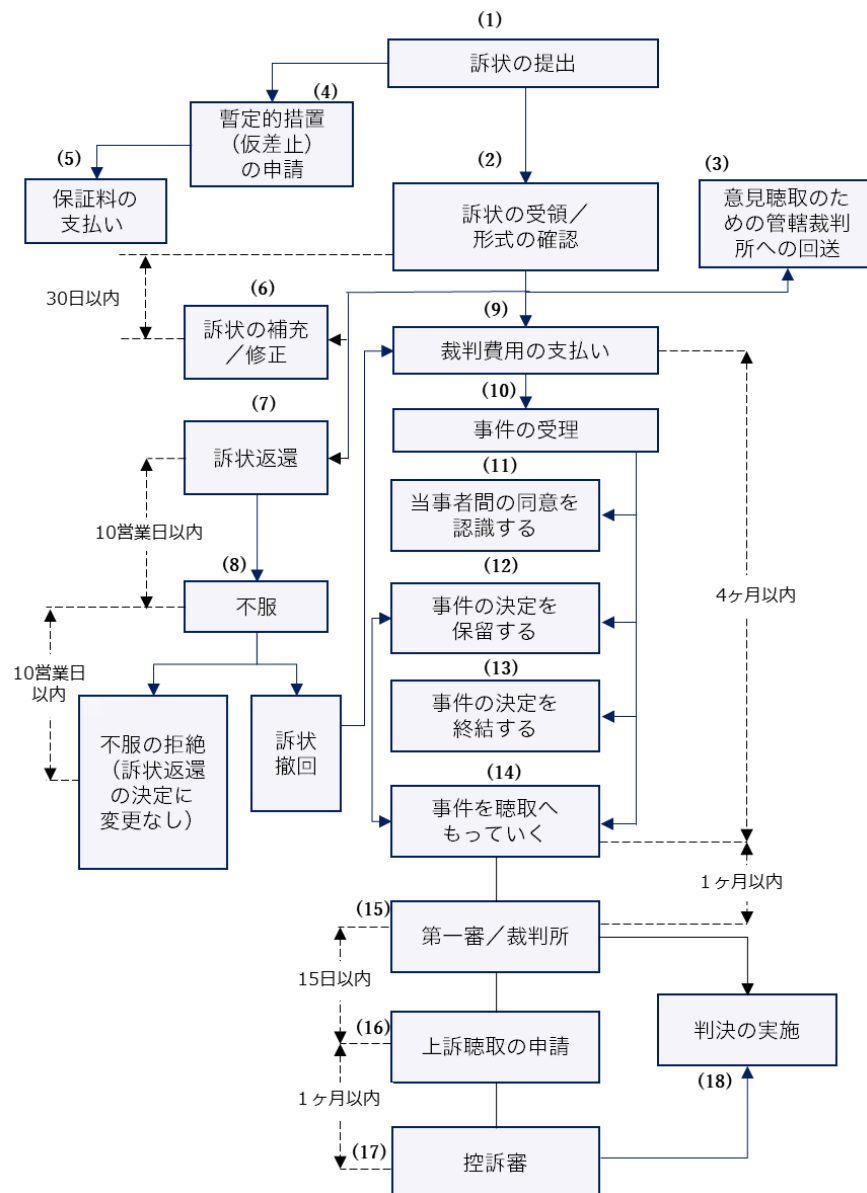
図 18 ベトナムの知的財産法に基づく水際措置（税関手続きの停止）の流れ

司法上の救済手段

地理的表示権を含む知的所有権への侵害に対し、権利者は地方裁判所に民事訴訟を提起し、差止め、評判の是正、謝罪、民事的義務の遂行、損害賠償、侵害品廃棄等の救済を求めることができる。また、侵害により回復不能な損害を被る恐れがある場合や、侵害容疑商品や関連証拠に散乱・廃棄の恐れがある場合には、裁判所に預託金を預けることによって、暫定的措置を請求することができる。

なお、知的財産権事件の場合、被告が居住地または勤務地を有し、または本社を有する地の地方裁判所において訴訟手続を開始しなければならないが、契約によらない損害に対する賠償に関する紛争の場合は、原告が住居地または勤務地を有し、または本社を有する地または侵害が生じた事件を知るに至った地の地方裁判所に提訴することができる（民事訴訟法第 40 条）。

民事訴訟手続きのフローは下図のとおり。



また、知的所有権侵害に対しては、刑事上の救済を受けることもできる。侵害行為を起こした者が個人の場合は 5,000 万～10 億ドン（約 2 千～4 万米ドル）の罰金若しくは 3 年の社会内刑（監視）または 6～36 か月の懲役刑が、組織の場合は 5～50 億ドンの罰金（約 2 万～2 百万米ドル）または 6～24 日間の業務停止が科される。

刑事訴訟手続きのフローは下図のとおり。

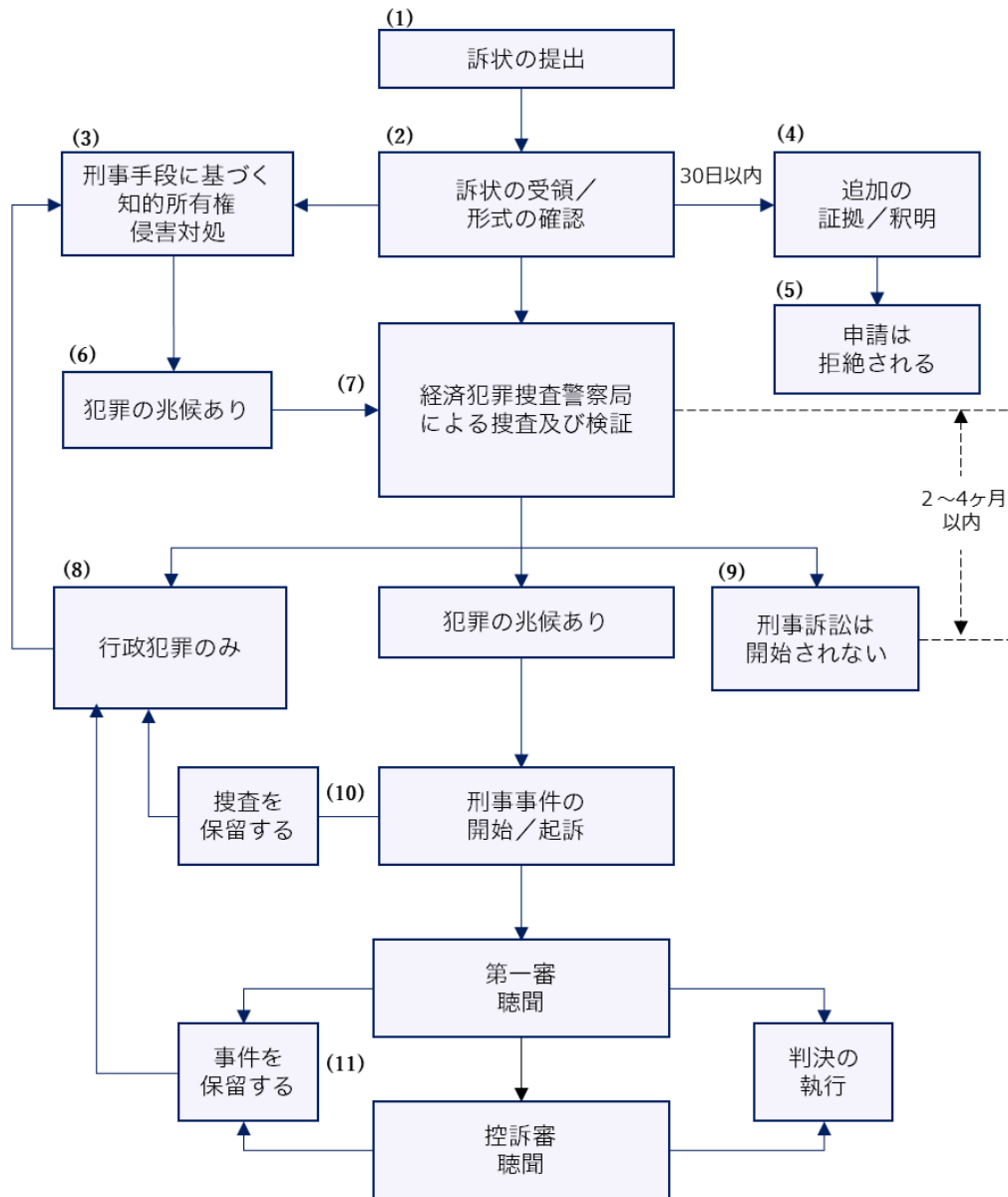


図 20 ベトナムの刑事訴訟の流れ

4.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

行政・司法手続きに要する弁護士費用は事案の複雑さにより異なる。弁護士費用は概ね 150~385 米ドル/時程度である。以下、料金の目安を示す（付加価値税（5%）、通信費等の実費を除く。）

行政上の手続き

通常の場合、一つの場所で生じた一つの知的財産権侵害を行政手続に従って処理する場合の弁護士費用は 6,000~10,000 米ドルの範囲である。

また、水際措置として税関総局に対して 2 年間の税関監視を申請し、事後処理・報告等を行った場合の弁護士費用は 2,000 米ドル程度である。侵害被疑品について、通関の一時停止を要求する場合の費用は預託金を除いて 5,000~6,000 米ドルである。

司法上の手続き

司法上の救済を受けるための弁護士費用は侵害の性質及び複雑さによって異なるが、通常の場合、民事訴訟・刑事訴訟共に各裁判所で判決を得るための料金は、12,000~18,000 米ドルの範囲内である。

なお、民事・商事紛争に係る裁判費用は次のとおり。

(i) 金銭的価値のない紛争事件

種類	裁判費用
民事紛争	30 万ドン
商事紛争	300 万ドン

(ii) 金銭的価値を有する紛争事件

係争中の資産の価値	裁判費用
民事紛争 600 万ドンまで 商事紛争 6,000 万ドンまで	30 万ドン 300 万ドン
民事紛争 600 万ドン – 4 億ドン 商事紛争 6,000 万ドン – 4 億ドン	係争中の資産の価値の 5%
4 億ドン – 8 億ドン	2,000 万ドン+係争中の資産の価値の 4%
8 億ドン – 20 億ドン	3,600 万ドン+係争中の資産の価値の 3%
20 億ドン – 40 億ドン	7,200 万ドン+係争中の資産の価値の 2%
40 億ドン以上	1 億 1,200 万ドン+係争中の資産の価値の 0.1%

4.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

ベトナムはこれまで、9つの多国間・二国間自由貿易協定を締結している。二国間協定としては、2014年1月2日に発効したベトナム・チリ自由貿易協定（VCFTA）¹¹¹で初めて地理的表示に係る規定を設けた。多国間協定としては、2018年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）で地理的表示を取り扱っている他、2019年6月30日に署名したEUベトナム自由貿易協定（EVFTA）¹¹²では初めて相互保護について規定した。EVFTAはベトナムと他国の間で近年署名された地理的表示に関する最も重要な国際協定である¹¹³。

また、日本との関係では、ベトナムの知的財産庁と農林水産省が2017年6月、地理的表示の相互保護に関する協力覚書に署名しており、両国における地理的表示保護を促進するため、相互の地理的表示保護制度に関する情報交換等の取り組みが進められている。

EVFTA 及び VCFTA における地理的表示の取り扱いは以下のとおり。

(1) EUベトナム自由貿易協定（EVFTA）

EVFTAの附属書12-Aでは、ベトナムで保護されるべきEU側のぶどう酒、蒸留酒、チーズ等169産品が保護の対象として指定された。一方、EUで保護されるべきベトナム側の地理的表示産品としては、魚醤、フルーツ、米、コーヒー等38産品が指定された。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

EVFTAでは、追加的保護の範囲を農産物及び食料品にまで拡大しており、製品の真正の原産地が表示されている場合や地理的表示が翻訳されている場合、若しくは「種類」「型」「様式」「模倣品」等の表現を伴う場合であっても、保護の範囲が及ぶ。

なお、現行のベトナムの知的財産法では地理的表示保護対象商品の種類に特段規定がないが、EVFTAでは地理的表示保護範囲を、ぶどう酒、蒸留酒、農産物及び食料品に限定している。

(2) ベトナム・チリ自由貿易協定（VCFTA）

VCFTAでは、第3.10条において地理的表示について規定し、締約国がそれぞれ地理的表示登録制度を整備し、相手国政府による仲裁を得ることなく、地理的表示の登録申請を受けることを要求している。同協定では相互保護に関するリストの取り交わしは行われていないが、ベトナムはチリ側の「Pisco（蒸留酒）」について、「チリ」や「チリ産」など原産国を示す表記を伴っている場合には、これを地理的表示として保護するとしている。ただし、これによってペルー産の「Pisco」を地理的表示として認める権利は妨げられない。

¹¹¹ 協定本文：http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_VNM/CHL_VNM_e/CHL_VNM_index_e.asp

¹¹² 協定本文：<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1437>

¹¹³ 2020年1月20日現在、協定は未発効で、ベトナム国会による批准承認と欧州議会による承認手続きを経て発効する。

4.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

4.5.1. 登録の状況

2019 年 12 月 15 日現在、ベトナムで登録されている地理的表示産品は 76 産品である。外国産品としては、Cognac（蒸留酒、フランス）、Pisco（蒸留酒、ペルー）、Scotch Whisky（蒸留酒、イギリス）、Isan Thai Lan Silk（シルク、タイ）、Kampong Speu Palm Sugar（ヤシ砂糖、カンボジア）、Kampot Pepper（胡椒、カンボジア）の計 6 品目が登録されている。

また、団体商標が 971 件、証明商標が 270 件登録されている。

これら登録のうち約 8 割が農産品であり、残りが地域の伝統的な手工芸品などとなっている。地域別ではメコンデルタ地域が最も多い 284 産品、次いで北中部が 279 産品、紅河デルタ地域 218 産品などとなっている。¹¹⁴

表 25 ベトナムの地理的表示及び証明商標・団体商標の登録数（2019 年 10 月 31 日現在）

保護の形態	登録数		
	農産物	その他	合計
1 地理的表示*	65	5	70
2 証明商標	258	12	270
3 団体商標	773	198	971
合計	1,096	215	1,311

出展）ベトナム知的財産庁

注）*地理的表示はベトナム産に限る。この他に、外国製品が 6 品目登録されている。

4.5.2. 紛争事例

ベトナムの判例検索サイト¹¹⁵では、地理的表示の案件は確認できなかった。インターネット検索に基づくベトナムの地理的表示にかかる主要な国際的な侵害・国際紛争事例としては、以下が挙げられる。

バンメトートコーヒー

バンメトート（ダックラック州）はベトナム最大のコーヒー産地で、バンメトートコーヒーは 2005 年

¹¹⁴ 知的財産庁 2019 年 12 月 25 日付記事「地理的表示、団体商標/証明商標の登録、管理と発展」

(http://www.noip.gov.vn/web/guest/hoat-ong-so-huu-cong-nghiep-tai-ia-phuong/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/thuc-trang-trong-xay-dung-quan-ly-va-phat-trien-chi-dan-ia-ly-nhan-hieu-chung-nhan-va-nhan-hieu-tap-the?inheritRedirect=false&redirect=http%3A%2F%2Fwww.noip.gov.vn%2Fweb%2Fguest%2Fhoat-ong-so-huu-cong-nghiep-tai-ia-phuong%3Fp_id%3D101_INSTANCE_7xsjBfqhCDAV%26p_p_lifecycle%3D0%26p_p_state%3Dnormal%26p_p_mode%3Dview%26p_p_col_id%3Dcolumn-1%26p_p_col_pos%3D1%26p_p_col_count%3D2)

¹¹⁵ www.caselaw.v

に地理的表示登録された。ダックラック州人民委員会及びバンメトートコーヒー協会は、中国・広州のコーヒー企業が 30 類でバンメトートを商標登録していることについて、中国当局に廃止を要請し、2014 年にこれが認められて中国企業による商標登録申請は廃止されている。¹¹⁶

コニャック

フランスのコニャックは、ベトナムで地理的表示登録されている外国産品の一つであるが、ベトナム企業が「Remus Fines Cognac」の商品名でオーストラリア産の蒸留酒を輸入・販売していたため、市場管理局が、コニャックの地理的表示の侵害に当たる可能性があるとしてこれを摘発した。同商品には、「オーストラリアから輸入されたアルコール及びレムス酒で作られた」という原産地に関する記載があったものの、知的財産法第 129 条第 3 項の追加的保護に関する規定に基づき、地理的表示コニャックの侵害に当たるとの判断が示された。¹¹⁷

4.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、ベトナムにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、地理的表示登録申請中が 6 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、ベトナムで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、不正利用があったと答えた団体は 2 団体であった。

(2) 商標登録状況の確認結果

また、商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、ベトナムにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは申請中のものも含め 5 産品である。権利者以外による商標登録は確認できなかった。

¹¹⁶ <https://vietnam-business-law.info/blog/2017/7/17/online-publication-of-courts-judgments-in-vietnam>
<https://english.vov.vn/economy/abolishing-chinas-buon-me-thuot-coffee-trademark-273778.vov>
<https://asia.nikkei.com/Economy/Vietnam-blows-hot-and-cold-over-intellectual-property>

¹¹⁷ <https://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/en/case-studies/case-study-2-geographical-indication-gi-cognac-vietnam>

表 26 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（ベトナム）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示 名称	団体名	登録有 (ベトナム)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 但馬牛、 但馬ビーフ (2014 年出願 2016 年登録)	
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有		一般商標 神戸ビーフ、 神戸牛、神戸肉 (2014 年出願 2015 年登録) ※神戸ビーフとして 35, 43 類での登録もある。	
13	市田柿	みなみ信州農業協同組合	地理的表示 登録申請中	事例有		一般商標 市田柿 (日本の個人が 2018 年出願・ 審査中、29, 30 類)
31	みやぎサーモン	みやぎ銀ざけ振興協議会	地理的表示 /商標登録 出願中			
41	プロシュット デイ パルマ	コンソルツィオ デル プロ ツシュット デ イ パルマ		事例有		
56	近江牛	一般社団法人 滋賀県畜産振 興協会			一般商標 近江ビー フ (2012 年出願 2013 年登録)	
58	鹿児島黒牛	鹿児島県肉用 牛振興協議会	地理的表示 登録申請中			

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>ベトナム国家知的財産庁 (NOIP) ウェブサイト 商標検索 <http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php>

5. タイ

5.1. 地理的表示を保護する制度

タイでは、地理的表示を 2003 年制定の地理的表示保護法で保護している。同法は 2004 年 4 月 28 日に発効し、2004 年より登録制度の運用が開始されている。登録商品には専用のロゴマークの使用が認められる。地理的表示保護法に基づき、外国の地理的表示についても登録によって保護を受けることができる。

表 27 タイの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連条例等	日本からの登録
地理的表示保護法に基づく保護	知的財産局		- 2003 年地理的表示保護法¹¹⁸ - 2004 年特定商品を指定し、また同一若しくは類似の地理的表示の使用の規則及び手順を定める省令¹¹⁹ - 2004 年登録申請、公示、異議申立て及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正又は取消に関する規則及び手続についての省令¹²⁰ - 2004 年地理的表示に関わる手数料率を定める省令¹²¹	○

地理的表示と商標の関係

タイでは商標法において団体商標/証明商標制度が定められているが、タイでは基本的には商標登録において地名は識別性を有しないとされているため¹²²、地名と一般品名を組み合わせただけの地理的表示では、一般商標及び団体商標/証明商標として登録できないと考えられている¹²³。また、地理的表示保護法に基づき、地理的表示が既に登録されている場合は、商標法第 8 条（12）により団体商標/証明商標として登録することは禁止される。¹²⁴ このため、本稿では団体商標/証明商標について扱っていない。

¹¹⁸ The Act on Protection of Geographical Indications B.E.2546

英語訳：<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/th/th023en.pdf> 日本語訳：付属資料参照

¹¹⁹ The Ministerial Regulation regarding the list of particular type of goods and rules and methods for using geographical indications which are similar or agreeable to each other, B.E. 2547 日本語訳：付属資料参照

¹²⁰ The Ministerial Regulation regarding criteria and registration process, announcement, objection and refutation against the registration, appeal, and correction or revocation of GI registration, B.E. 2547 日本語訳：付属資料参照

¹²¹ The Ministerial Regulation regarding the fees for GI, B.E. 2547 日本語訳：付属資料参照

¹²² タイでは、商標登録要件の識別性について、国、地域、州、都市、自治体、村、島、港、海、湖、山、川等の名称、その他公衆に広く認知されている地理的名称は、識別性を有しないとされている（商標法第 7 条第 2 項、及び関連する大臣告示、商務省声明(2016 年 7 月 21 日)）。商標法：2016 年改正、日本語訳：<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-shouhyou.pdf>

¹²³ ただし、マーク等と組み合わせて識別性を高めるなどした場合には、商標登録が認められる可能性がある

¹²⁴ 現地代理人聞き取り、及び JETRO バンコク事務所知的財産部 2017 年「アセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調

5.2. 登録の要件・手続・費用

タイの地理的表示保護法における地理的表示の登録要件は下表のとおりである。日本の地理的表示登録生産者団体も、地理的表示保護法に基づく地理的表示登録申請が可能である。

表 28 タイの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
地理的表示保護法	地理的表示登録	○	政府機関、法人格を持つ公的機関、地理的表示商品に関わる商業に関与する個人・団体・法人、消費者団体など	原産国での GI 登録必須	天然物・農産物（手工芸品・工業製品を含む）	無期限

5.2.1. 登録要件

登録/保護対象（法第 3 条、第 6 条）

対象商品は、「天然物であれ、農産物であれ、販売・交換・譲渡が可能な動産を意味し、手工芸品、工業製品を含む。」と定義されている。

また、外国の産品も登録の対象となるが、以下の二つの追加要件を満たすものでなければならない。

- (a) その地理的表示が当該国の法令の下で保護を受ける資格があることの明確な証拠
- (b) その地理的表示がタイにおける登録出願日まで継続して使用されてきていることの明確な証拠

品質特性（法第 3 条）

地理的表示保護法において、地理的表示は、「原産地の呼称または表現に使われる名称、記号またはその他の事物であり、当該の原産地に由来する商品について、その商品の特定の品質、社会的評価、または特性がかかる原産地に帰せられるものであることを識別可能とするようなもの」と定義されている。

出願人の要件（法第 7 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 政府機関、国家機関、国営企業、地方政府組織またはその他法人格を持つ公的機関であって、その管轄の及ぶ地域が当該商品の原産地を含むもの
- (b) 自然人、団体または法人であって、地理的表示が使用される商品に関わる商業に関与し、及び当該商品の地理的表示の地域に居住するもの
- (c) 地理的表示が使用される商品を消費する消費者により構成される集団または組織

査」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_asean_trademark_placename201703.pdf
 AIPPI 2006 “Relationship between trademarks and geographical indications”
<https://aippi.org/wp-content/uploads/committees/191/GR191thailand.pdf>

また、タイ国籍を有していない者が外国の地理的表示の登録申請を行う場合、次のいずれかの資格を有していなければならない。

- (a) タイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約または協定の締約国の国籍を有していること
- (b) タイ国内、またはタイ王国も加盟している地理的表示保護についての国際条約または協定の締約国内に、住所または実際の事業所を有していること

なお、法律には明確に規定されていないものの、知的財産局地理的表示課（Geographical Office）の通例によれば、外国の団体等がタイで地理的表示登録を申請する場合、母国において登録された出願人と完全同一の名の下に出願されなければならない。

対象地域

地理的表示保護法において、「原産地」とは、国、領土、地方及びその圏域にある場所を意味し、海、湖、川、水路、島、山、その他類似の性質を持つ地域も含むもの」とされている。

5.2.2. 登録手続

地理的表示を登録するには、商務省知的財産局または商務省傘下の県商務局に登録申請を行う。通常、出願から登録までは少なくとも 7 カ月を要する。

出願に当たっては、以下の内容を含む地理的表示登録申請書¹²⁵にタイ語で記入の上、出願人またはその代理人による署名を付して提出する。¹²⁶

- (a) 申請者についての詳細
- (b) 原産地を表すために用いる名称、記号またはその他の事物
- (c) 地理的表示が使用される商品の説明
- (d) 地理的表示が使用される商品の特定の品質、評判、性状または特性についての詳細
- (e) 地理的表示が使用される商品と当該原産地との関係を示す詳細
- (f) 原産地の所在についての詳細
- (g) 登録を意図する地理的表示の商品ラベルへの使用を示す詳細

また、申請に当たっては以下の書類を添付する。

- (a) 身分証明書の写し
政府機関等の場合：国家公務員の身分証若しくは機関の長としての任命状
法人の場合：出願日から 6 カ月以内に発効された法人設立証明書
個人・団体の場合：ID カード、政府が発行した身分証明書、パスポート等
- (b) その地理的表示を使用する商品の写真
- (c) その地理的表示を使用する製品ラベルの原本、複写または写真

¹²⁵ 知的財産局ウェブサイト（<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-008.html>）からダウンロード可能。

¹²⁶ 「登録申請、公示、異議申立て及び答弁書の提出、上訴、及び地理的表示登録の修正または取消に関する規則及び手続についての省令」及び知的財産局ウェブサイトを元に記載

外国の地理的表示については、上記に加え、その地理的表示が当該国の法令の下で登録され、保護されていることを示す明白な証拠（登録証等）を提出する必要がある。外国語の情報、書類、証拠を提出する場合には、翻訳者による真正な翻訳であることが宣誓されたタイ語訳を合わせて提出する。また、外国の団体等が代理人を通じてタイの地理的表示登録に申請を行う場合、署名・公証された委任状及び、代理人の身分証明証の写しの提出が必要である。

地理的表示登録の流れを下图に示す。

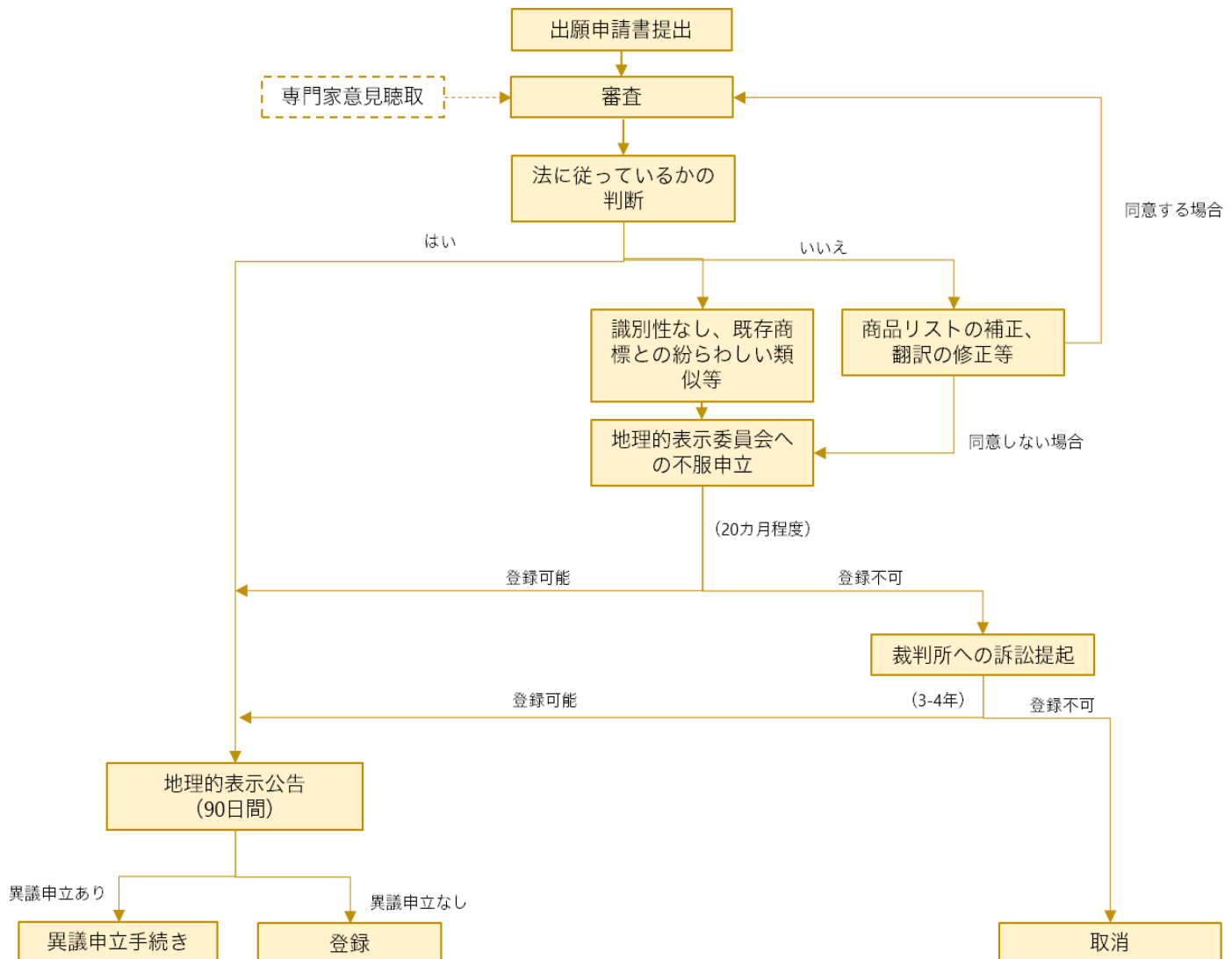


図 21 タイの地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

5.2.3. 登録費用

登録手数料

登録に係る手数料は以下のとおりとなっている¹²⁷。

- (a) 地理的表示の登録申請料 各 500 バーツ
- (b) 地理的表示の登録に対する異議申立料 各 500 バーツ
- (c) 登録官の命令または決定に対する申立料 各 500 バーツ
- (d) 地理的表示登録の修正の申請料 各 200 バーツ
- (e) 地理的表示登録の取消の申請料 各 200 バーツ
- (f) その他の申請料 各 200 バーツ

代理人費用

登録手続きが円滑に進行した場合の地理的表示保護法における登録のための代理人費用について、1 社が参考として挙げた費用を以下に示す。

項目	代理人費用(US\$)
出願準備及び出願	代理人費用: 400
	実費: 80
	付加価値税 7%: 33.6
	小計: 513.6
公告及び登録	代理人費用: 150
	実費: 60
	付加価値税 7%: 14.7
	小計: 224.7
合計費用	753.30, + 翻訳費用*

注) *参考翻訳費用：100 英単語当たり 15 米ドル+付加価値税 7%。

申請を受領した知的財産局の担当官は、出願人に対して証拠の追加提出または出願の修正を求める通知を発して審査期間の延長を図ることがほとんどである。こうした通知に対する対応に係る追加費用は以下のとおりである（翻訳代を除く）。

項目	代理人費用(US\$)
追加証拠書類提出・出願の修正への対応	代理人費用: 240
	実費: 60
	付加価値税(VAT)7%: 21
	小計: 321

¹²⁷ タイ知的財産局ウェブサイト (<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-007.html>)

5.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

タイでは知的財産権の侵害があった場合、まずは権利者若しくはその弁護士が侵害を行った者に対して警告状を送るのが一般的である¹²⁸。特に、侵害が必ずしも明確でない場合には、示談や調停による解決を図ることが有効とされる。警告状を送っても示談・調停に至らなかったり、侵害行為が継続した場合には、権利者は警察に告訴するか、裁判所に民事訴訟を提起することができる。一般的には、侵害品の差し押さえが可能で、訴訟に要する費用が低いことから、刑事訴訟が推奨される。

表 29 タイの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
地理的 表示保 護法	・ 原産地に関する不当表示 ・ 原産地・品質・評判・その他の 特性に関して誤認又は混同 を生じさせる地理的表示の使 用 など	商務省 知的財産局 警察	・ 罰金など	タイ中央知的 財産・国際取 引裁判所 警察	・ 民事訴訟に よる差止・ 損害賠償 ・ 刑事処罰

5.3.1. 不正使用の救済手段

侵害行為の定義

地理的表示保護法では、以下の行為が侵害行為とみなされる（法第 27 条）。

- 他者に対して、登録出願において指定された原産地に由来しない商品を、当該原産地に由来する商品であるかのように見せ、または誤認させるおそれがある地理的表示の使用
- 商品の原産地及び当該商品の品質、社会的評価またはその他の特性に関して誤認または混同を生じさせるおそれがある方法による地理的表示の使用で、その結果として他の業者に損害を与えるもの

特定商品として指定されている米、絹、ぶどう酒及び蒸留酒については、追加的保護が導入されており、登録申請において示された原産地に由来しないものに対する当該地理的表示の使用は、使用者がそれらの商品の真の原産地も併記している場合、または何らかの表現若しくは行為によりそれらの真の原産地を示している場合であっても、侵害とみなされる（法第 28 条）。

行政上の救済手段

地理的表示保護法では、不正使用に関する調査等の事後管理については特段の規定が設けられていない。

一般的には、模倣品に対する行政的救済は商務省知的財産局の知的財産権侵害予防・抑制課及びタイ警

¹²⁸ JETRO 2008 「模倣対策マニュアルタイ編」

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/11/23173335c79eb600f315208790a37040.pdf>

察の下に設立されたタイ経済警察が管轄している。

侵害があった場合、下記の知的財産局の通報センターに申告を行うことが可能で、知的財産局が仲裁を行う場合もある¹²⁹。

知的財産局 ホットライン

電話番号：1368

ウェブサイト：<https://www.ipthailand.go.th/en/contact.html>

一方、タイ経済警察は、権利者からの情報、要請または職権に基づき摘発・差押えを行う。また、タイ政府は模倣品等の取り締まりを行うため、2016年に省庁横断的な知的財産権侵害委員会を設置しており、同委員会の取り組みの一環としてタイ経済警察が著名なマーケットを中心に大規模な模倣品取り締まりを行っている。

なお、消費者保護法上の虚偽若しくは消費者を誤認させるおそれがある表示¹³⁰であれば、消費者保護委員会に苦情を申し立てることもできる。消費者保護委員会は、特別委員会を設置し、または、消費者の利益を保護するために必要と考えられる他の措置を講ずる。

司法上の救済手段

地理的表示の不正使用に対して、権利者は刑事訴訟または民事訴訟を提起することもできる。

刑事

刑事訴訟の場合、権利者による告訴若しくは警察の職権による摘発に基づき、タイ中央知的財産・国際取引裁判所における刑事裁判が行われる。権利者による告訴の場合、侵害行為に関する全ての証拠を警察に提出し、警察の合意を得なければならない。地理的表示の権利侵害への刑事罰は、懲役はなく、罰金の支払いとなる。地理的表示の不正使用に対しては、地理的表示法第 39 条及び第 40 条により、20 万バーツ未満の罰金に処される。判決までには通常約 6～9 カ月を要する。

民事

民事訴訟で認定される賠償額は訴訟に要する費用よりも低いことが多く、侵害者が多大な利益を得ている場合でない限り、民事訴訟は推奨されない。民事訴訟は、タイ中央知的財産・国際取引裁判所に提起し、差止めと損害賠償を求めることが可能である。損害賠償を求める場合、実際の損害を立証する必要がある。その際、原告は侵害者の売上に基づいて損害を立証することはできず、侵害により被った損害を立証しなければならない。判決まで通常約 16 カ月程度を要する。

¹²⁹ JETRO 2015 「タイにおける模倣品流通実態調査について」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20150703_5.pdf

¹³⁰ 消費者保護法（Consumer Protection Act B.E.2522 (1979)）は、虚偽もしくは消費者を誤認させるおそれがある表示を禁止しており、法第 31 条は、国内販売を目的として工場で生産される商品、販売のために発注、輸入される商品の表示は、以下の正しい情報を有するものでなければならないと定めている。

- (a) 真実の記述。当該商品に関する重要な事実について、誤認させるおそれがある他の記述を含まないこと。
- (b) 生産者または販売目的の輸入者の名称または商標
- (c) 生産地または輸入業務の営業場所
- (d) 当該商品が何であるか、輸入品の場合はその製造国名を示す記述

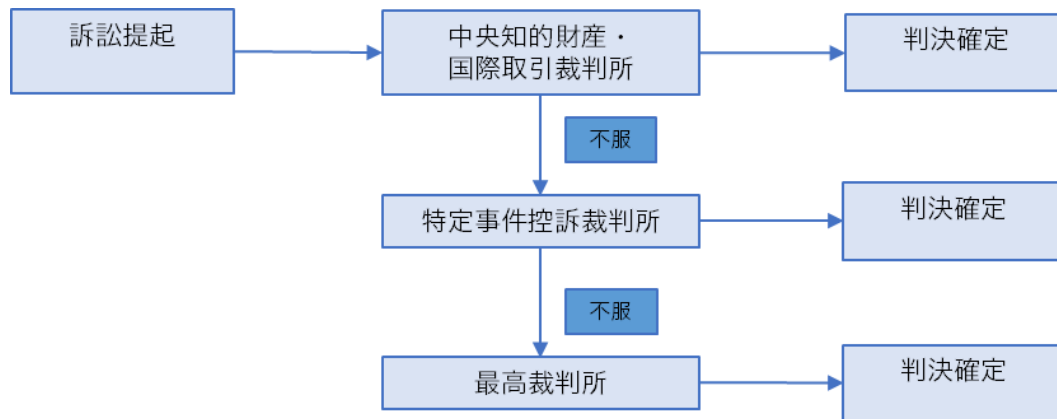


図 22 タイの司法救済手続きの流れ

5.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

刑事訴訟に要する費用は、時間当たり 250 米ドル程度の代理人費用に実費と付加価値税（7%）を加えた額となり、裁判所手数料は発生しない。刑事訴訟の場合、侵害事案の規模によって代理人費用が大きく変わってくる。例えば、バンコクにおいて侵害者が無実であると弁論したものの、複雑ではない搜索事例についての代理人費用は、小規模な事案で 800-1,200 米ドル、工場等の大規模な事案で最低 3,000 米ドルである。これには、警察への告訴、警察との調整、搜索逮捕令状の取得、捜査における警察への同行、及び権利者に有利となる侵害行為の証明等を含む。なお、刑事訴訟において裁判所手数料は発生しない。

知的財産・国際取引裁判所における民事訴訟に要する費用は、時間当たり 360 米ドル程度の代理人費用に実費、付加価値税（7%）及び裁判所に支払う手数料（損害請求額の 2%）を加えた額となる。地理的表示の侵害に対する民事訴訟の一般的な代理人費用は、和解や調停が行われないと仮定した場合、一件につき約 14,000-24,000 米ドルと見積もられる。特定事件控訴裁判所に控訴した場合の代理人費用の見積もりは、約 3,000-4,000 米ドルである。

一社が参考として示した刑事訴訟、民事訴訟の費用について、下表に取りまとめる。

種類	項目	代理人費用(US\$)	手数料(US\$)
刑事訴訟	- 小売店での搜索（商品数 10 以上） - 大規模な倉庫または貯蔵設備（商品数 100 以上） - 工場	800-1,200 2,000-3,000 3,000-	なし
民事訴訟	- 告訴準備・訴訟提起 - 審理前ヒアリング - 宣誓供述書作成、証拠提出、審理準備、ヒアリング出席等 - 判決の認証謄本取寄せ、ヒアリング	3,000-4,000 700 10,000-18,000 700 <u>計：14,000-24,000*</u>	損害請求額の 2% に相当する額

注）*付加価値税（7%）を除く

5.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

タイはこれまで 4 か国と二国間貿易協定を締結している。

2015 年に発効したタイ・チリ自由貿易協定¹³¹は、タイが締結した自由貿易協定として初めて地理的表示産品についての相互保護に関する規定を設けた（第 11.9 条）。同協定では、附属書 11.9 において相互に保護する産品を定め、タイ側の米、野菜・果物、その他食品、ぶどう酒、シルク、工芸品等 38 産品、チリ側のぶどう酒等 85 産品が保護の対象として指定されている。附属書のリストはいずれかの国の要請により追加・削除することができる。

また、タイ政府は 2007 年に日本政府との間で署名した日タイ経済連携協定¹³²において、自国の法令及び両国が締結している国際協定の規定により商品にかかる地理的表示を保護し、また地理的表示の保護に係る問題について意見を交換する旨定めた（第 134 条）。その後、2017 年にはタイ商務省知的財産局と日本農林水産省は地理的表示分野での協力を開始することに合意しており、1) 相互の地理的表示保護の法規や運用等についての意見交換、2) 地理的表示産地の相互訪問、及び 3) 地理的表示産品を相互に申請し保護する試行的事業の実施について協力を開始している。¹³³

5.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

5.5.1. 登録の状況

2019 年 10 月 18 日現在、タイでは 133 産品が地理的表示登録されている。このうち 16 産品は外国の団体によるものとなっている。国内の団体による登録では、米の他、果物・野菜、コーヒー等のその他食品、シルク等の手工芸品等の登録が多い。外国の団体等による登録では、イタリアやフランスなど EU の団体の他、カンボジアやベトナムなどアジアの団体による登録も見られる。タイ国内からの地理的表示の登録申請件数は近年やや増加の傾向が見られ、2019 年 7 月末時点で 163 件となっている。タイ政府は「一県一 GI 産品」イニシアチブを推進しており、積極的な啓発キャンペーンを展開するなど、地理的表示製品の育成と市場の拡大を目指している。

¹³¹ 協定本文： http://www.sice.oas.org/Trade/CHL_THA_Final/CHL_THA_Index_PDF_e.asp

¹³² 協定本文： <https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf>

¹³³ 農林水産省プレスリリース「タイの地理的表示（GI）分野での協力について」（平成 29 年 3 月 22 日）

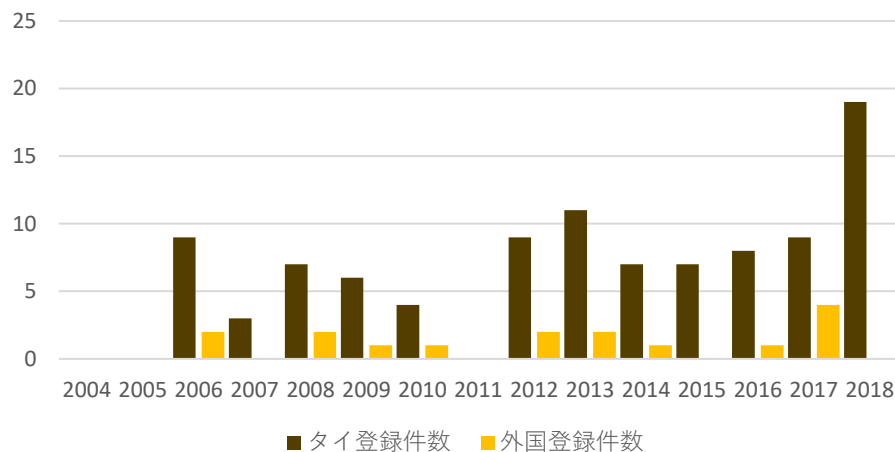


図 23 タイの地理的表示登録件数の推移（タイ・外国団体別）

出所）タイ知的財産局

5.5.2. 紛争事例

タイの最高裁判所ウェブサイト上の判例検索サイト¹³⁴では、地理的表示の案件は確認できなかった。また、文献調査でも紛争事例を見つけることができなかった。

5.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、タイにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 3 団体、商標登録申請中が 1 団体、地理的表示申請中が 5 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、タイで不正利用を確認したケースがあったかどうかという質問に対して、地理的表示の名称の一部についての不正利用があったと答えた団体が 3 団体であった。

(2) 商標登録状況の確認結果

商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、タイにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは 2 産品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による一般商標「Tajima Australian Grainfed Wagyu」、タイ企業による一般商標「Matsusaka Gyu」、「Omi Gyu」等の申請が確認できたが、いずれも審査中となっている。

¹³⁴ <http://deka.supremecourt.or.th/search>

表 30 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（タイ）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (タイ)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会	商標登録有			Tajima Australian Grainfed Wagyu  として豪州企業が 29 類で出願・審査中
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会	商標登録有			
4	夕張メロン	夕張市農業協同組合	商標登録出願中	事例有		
13	市田柿	みなみ信州農業協同組合	地理的表示登録申請中		一般商標 市田柿 (2017 年出願 審査中)	
25	特産松阪牛	松阪牛連絡協議会				Matsusaka Gyu MATSUSAKA GYU มีตสีชากะ กิว としてタイ企業が 35 類で出願・審査中
30	東根さくらんぼ	果樹王国ひがしね 6 次産業化推進協議会	登録出願中			
31	みやぎサーモン	みやぎ銀ざけ振興協議会		事例有		
41	プロシュット デイパルマ	コンソルツィオ デル プロシュット デイパルマ		事例有		
56	近江牛	一般社団法人滋賀県畜産振興協会				Omi Gyu OMI GYU โอมี กิว としてタイ企業が 35 類で出願・審査中
58	鹿児島黒牛	鹿児島県肉用牛振興協議会	地理的表示登録申請中			

出典) 聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

6. マレーシア

6.1. 地理的表示を保護する制度

マレーシアでは、地理的表示の保護制度として、①2000 年地理的表示法に基づく地理的表示保護制度と、②2019 年商標法に基づく団体商標/証明商標制度の二つが併存している。

マレーシアでは従来、地理的表示は詐称通用法、1976 年商標法、1999 年消費者保護法、1972 年取引表示法等の様々な法律に関わる形で保護されていたが、TRIPS 協定における地理的表示保護に係る義務履行のために、2000 年に地理的表示法が制定された。

また、2019 年 12 月にマドリッド協定議定書加盟に向けて 1976 年商標法を改正した新商標法が施行され、同法において、商品・サービスの原産地を指定するために団体商標/証明商標が利用可能とされた。

いずれも知的財産公社が管轄している。

表 31 マレーシアの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
地理的表示法に基づく保護	知的財産公社		地理的表示法 地理的表示規則 取引表示法	○ (保護を受けるために登録は必須ではない。)
商標法に基づく団体商標/証明商標の保護		なし	商標法	○

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

地理的表示法は、地理的表示を「商品の品質、社会的評価またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定付けられる場合に、商品に対して特定の国または地域、あるいは特定の国・地域の属する圏域/地方の原産であるとの識別をもたらす表示」と定義し（法第 2 条）、地理的表示登録制度を規定している。

地理的表示法に基づき地理的表示の保護を受けるためには、登録は必須ではない。（法第 3 条）。ただし、地理的表示の登録は、地理的表示が有効に存続しており、保護に値するものであると示す推定的証拠になるとされており（法第 20 条）、その点で登録の有用性があると考えられている。

表 32 地理的表示法に基づく地理的表示保護制度に係る主な現行の法令・規則等
(2019 年 10 月現在)

- 2000 年地理的表示法 (Geographical Indications Act 2000) ¹³⁵
- 2001 年地理的表示規則 (Geographical Indications Regulations 2001) ¹³⁶
- 2011 年取引表示法 ("The Trade Descriptions Act 2011") ¹³⁷

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度

マレーシアでは、2019 年 12 月 27 日に 1976 年商標法 (旧商標法) を刷新する 2019 年商標法¹³⁸ (新商標法) が施行した。新商標法では、旧商標法に基づく証明商標制度に加え、新たに団体商標制度が導入された。

新商標では一般に地理的名称を商標として登録できないが¹³⁹、団体商標に関する規則を定めた附則 1 (第 3 条 (1)) 及び証明商標に関する規則を定めた附則 2 (第 2 条 (1)) により、団体商標/証明商標はその制限から除外されており、商品若しくはサービスの原産地を指定するために地理的表示から成る団体商標/証明商標を登録することが可能である。

表 33 商標法に基づく地理的表示団体商標/証明商標に係る主な現行の法令・規則等
(2020 年 1 月現在)

- 2019 年商標法 (Trademarks Bill 2019) ¹⁴⁰

地理的表示と商標の関係

新商標法に基づき、地理的表示から成る商標を団体商標/証明商標として登録することは可能であるが、団体商標/証明商標の使用が、地理的表示法の下で先に登録された地理的表示と同一若しくは類似しており、登録済みの地理的表示と同一の原産地を有するという理由で、公衆に混同を生じさせる恐れがある場合には、登録は拒否される (附則 1 第 3 条 (e)、附則 2 第 2 条 (e))。すなわち、先に地理的表示登録がされている場合、登録は拒否される。

また、地理的表示法は、「商標が善意により出願または登録された、あるいは商標権が善意の使用を通じて取得されたのが (a) 本法の施行以前、または (b) 地理的表示がその原産国で保護される以前である場合、本法は、そのような商標が地理的表示と同一または類似していることを理由として、商標の登録における登録可能性または有効性、若しくは商標の使用権を害するものではない」と規定しており、地理的表示法の施行以前に登録された商標については先使用が認められる。

¹³⁵ 原文 : <http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/GEOGRAPHICAL-INDICATIONS-ACT-2000-ACT-602.pdf>
日本語訳 : 付属資料参照

¹³⁶ 原文 : <http://www.myipo.gov.my/wp-content/uploads/2016/09/GEOGRAPHICAL-INDICATIONS-REGULATIONS-2001.pdf>

¹³⁷ 原文 : <https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/my/my068en.pdf>

日本語訳 : https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/tradedescription2011_jp.pdf

¹³⁸ 原文 : http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20191209_815_BI_WJW014XXX%20BI.pdf

¹³⁹ 地理的起源を指定する標識または表示のみで構成される商標、国名のみから成る商標及び認知された地理的表示が含まれているか、認知された地理的表示から成る商標は登録できないと規定されている (法第 23 条第 1 項 (c)、第 4 項 (a) (b))。

¹⁴⁰ 原文 : <https://www.ngb.co.jp/files/pdf5e048516dd854.pdf>

地理的表示法における地理的表示と、商標法における商標権に与えられる権利は異なり、区別することができる。地理的表示は特定の場所に由来する商品を識別するもので、地理的表示法では、登録された地理的表示の使用権について、「登録簿に記載された地理的領域で活動を行う生産者のみが、事業過程において登録された地理的表示を使用する権利を有するものとする」（法第 21 条）と規定されている。つまり、定められた基準に従って商品を生産する当該地域の生産者ならだれでも、当該地理的表示を使用する権利を有し、地理的表示の所有者に排他的使用権を与えない。一方、商標は、特定の製造業者・提供者に由来する商品や役務を識別するもので、登録商標の所有者には、排他的使用権が与えられる。

6.2. 登録の要件・手続・費用

各法に基づく地理的表示の登録要件の概要は下表のとおりである。

表 34 マレーシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
地理的表示法	地理的表示登録	○ (登録は必須ではない)	生産者として活動している個人・団体・管轄当局・業界団体・協会	原産国での GI 登録必須	天然物、農産物、手工芸品及び工業製品	10 年 (更新可)
	団体商標	○	正式に登録された組織 (会社を除く)			
商標法	証明商標	○	証明する商品/サービスの提供に関わるビジネスを営んでいない	-	商品・サービス	10 年 (更新可)

6.2.1. 登録要件

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

登録対象（法第 2 条、第 4 条）

天然物、農産物、手工芸品及び工業製品が登録の対象となる。

外国産品の場合は、原産国・地域において地理的表示が保護されており、廃止されていないことが必要である。

出願人の要件（法第 11 条）

出願人の要件については以下のとおり規定されている。

- (a) 出願書で指定された商品に関して、出願書で指定された地理的領域で生産者として活動を行っている個人、またはそのような個人の団体

- (b) 管轄当局
- (c) 業界団体若しくは協会

上記要件における「生産者」は次のように定義されている（法第 2 条）。

- (a) 農産物の生産者
- (b) 天然産物を利用する者
- (c) 手工芸品または工業製品の製造者
- (d) (a) (b) または (c) に記載されている商品のいずれかを扱う取引業者

また、「管轄当局」は「政府に代わり、または政府の認可により、政府の職分を実行する任意の政府または法定機関¹⁴¹」である（法第 2 条）。

品質特性（法第 2 条）

地理的表示の定義として、「ある商品の品質、社会的評価またはその他の特性が本質的にその地理的起源により決定付けられる」ことが必要である。

対象地域

地理的表示法では、対象地域の特定方法に関する特段の定めはない。

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度

登録対象

対象は商品またはサービスで、種類に特段制限がない。

出願人の要件

団体商標、証明商標それぞれ以下の規定がある。

- 団体商標：団体（Association）とは、設立に関する法律に基づいて正式に登録された組織で、会社に関連する法律によって法人化されておらず、法人化されたクラブ(Club)、労働組合(Trade Union)、協会（Society）を含む（附則 1 第 1 条）。
- 証明商標：証明商標の所有者が、証明する商品/サービスの提供に関わるビジネスを営む場合、当該証明商標は登録されない（附則 2 第 2 条）。

品質特性

本質的にその地理的起源に由来する商品/サービスの品質、社会的評価またはその他の特性を有するこ

¹⁴¹ 例えば、政府によって設立された商品もしくは地域に関連する消費者協会、マレーシア第一次産業省の下に設立された国策機関であるマレーシア・コショウ委員会（Malaysian Pepper Board）（地理的表示“Sarawak Pepper”を所有）、ペントン地区農業事務所（Pejabat Pertanian Daerah Bentong）（地理的表示“Bentong ginger”を所有）等がこれに当たる。

とが必要である。

対象地域

特段地域の指定方法等について規定はない。

6.2.2. 登録手続¹⁴²

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

地理的表示法における登録申請は、知的財産公社の長官に宛てて行う。審査は方式審査のみで、実体審査は行われない。円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は 8～12 カ月である。登録官は申請内容が方式要件を満たし、その地理的表示が公序良俗に反しないことを確認した後、その申請を官報に掲載することによって出願を公告する。2 カ月の異議申立期間を経て、登録官は地理的表示を登録し、出願者に所定の書式の登録証明書を発行する。地理的表示の登録期間は 10 年で、申請により更新可能である。

外国産品も登録の対象となるが、出願人がマレーシアで居住または事業を行っていない場合は、代理人を任命することとしている。代理人は、マレーシアに居住または定住しているか、マレーシアの法律に基づいて設立された企業であって、主にマレーシアで事業または業務を行っている必要がある。

申請には以下の情報が求められる。使用言語はマレー語若しくは英語で、これ以外の言語の場合には、認証付き翻訳文書を添付する必要がある。

- (a) 出願人の名前、住所、国籍、居住地、資格等
- (b) 代理人の詳細（代理人を立てる場合）
- (c) 登録を申請する地理的表示、地理的範囲及び商品进行特定する情報（範囲を示す地図や図形を添付）
- (d) 地理的表示が使用される商品に関する、品質、評判、または他の特性についての詳細で、他の地理的領域の同種産品との識別性を示す情報
- (e) 原産地の証明
- (f) 当該原産地と、地理的表示が使用される商品の特定の品質、評判または他の特性の間の因果関係
- (g) その地理的領域における特定の生産工程に関する情報

地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは次頁図のとおりである。

¹⁴² 地理的表示規則を元に記載。

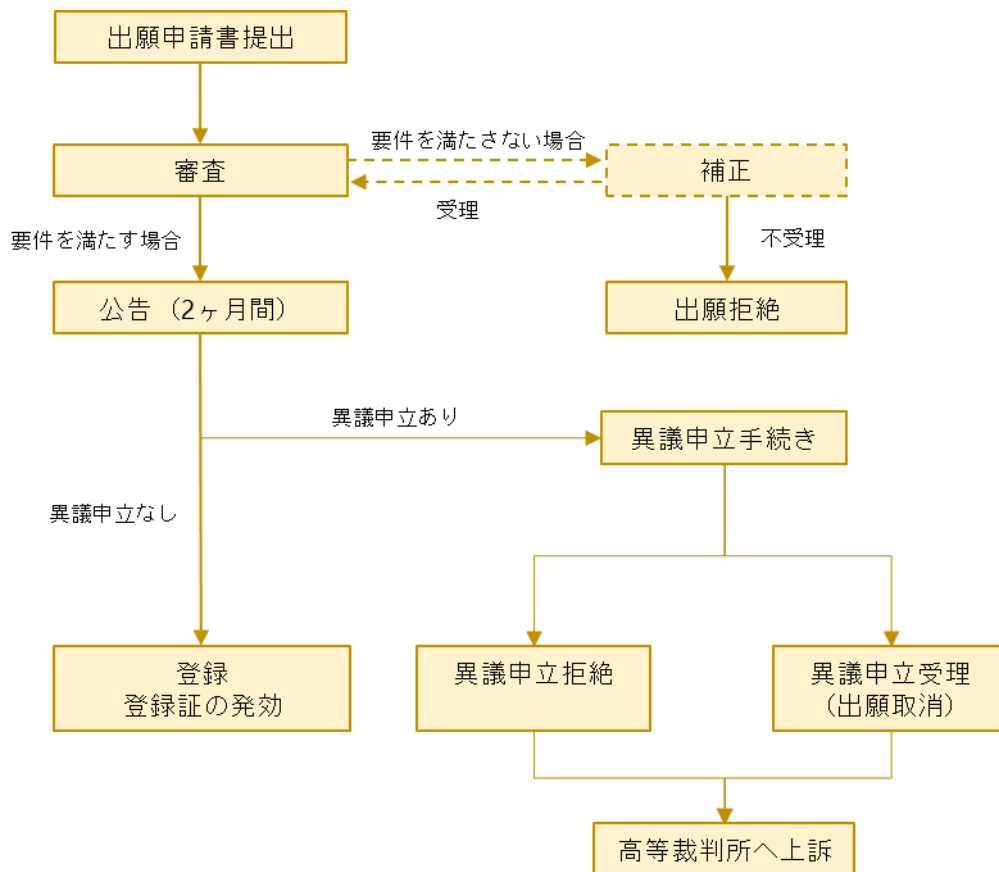


図 24 マレーシアの地理的表示法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度¹⁴³

団体商標/証明商標の登録手続きは、通常の商標登録と同様である。出願手続きが円滑に進行した場合、申請から登録までに要する期間は約 12～18 カ月である¹⁴⁴。早期審査制度もある。出願が方式要件を満たしていると判断された場合、識別性や先行商標登録等に関する実態審査が行われる。公告期間 2 か月間を経て、商標登録証が発行される。商標権の存続期間は登録日から 10 年で、更新可能である。

出願に当たっては、以下の書類を知的財産公社に提出する。団体商標/証明商標に関しては、使用管理規則を届け出る必要がある（附則 1、附則 2）。電子出願も可能。

- (a) 出願申請書（Form TMA2）2 部
- (b) 商標見本（10cm×10cm）
- (c) 所定の費用
- (d) 公証された宣誓書（外国人の場合）

使用管理規則（以下を含む）：

- (a) 商品/サービスの原産である国、地域または地方

¹⁴³ 2020 年 1 月現在、新商標法に関する規則は未制定のため、本節は 2011 年施行の商標規則に基づく。

¹⁴⁴ <https://iclg.com/practice-areas/trade-marks-laws-and-regulations/malaysia>

- (b) 本質的にその地理的起源に由来する商品/サービスの品質、評判またはその他の特性
- (c) 原産国、地域または地方における、地理的表示の既存の保護または登録
- (d) 原産国、地域または地方における地理的表示の使用

団体商標/証明商標として地理的表示を登録する手続きの流れを下図に示す。

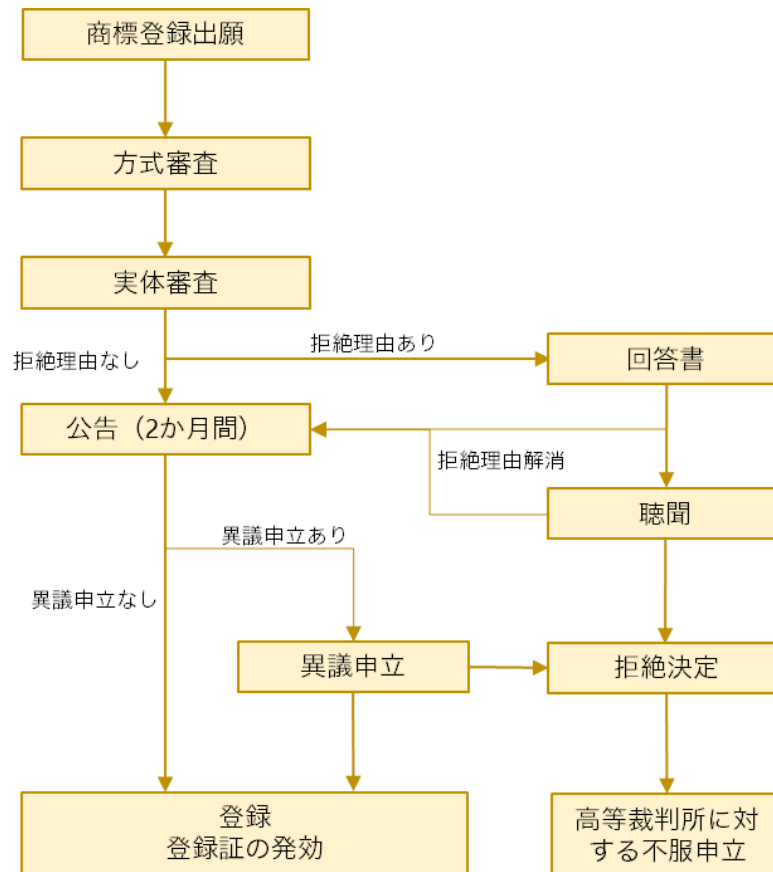


図 25 マレーシアの商標法に基づく団体商標/証明商標登録手続きの流れ

6.2.3. 登録費用

(1) 地理的表示法における地理的表示保護制度

地理的表示法における登録について、1 社が参考として示した費用の例を以下に挙げる。

項目	代理人費用*	印紙代
出願（1 件）	2,000 リギット / 500 US\$	280 リギット / 68 US\$
公告	800 リギット / 200 US\$	450 リギット / 110 US\$
登録証の確認・送付	500 リギット / 123 US\$	-

注）*実費、付加価値税、翻訳費用を除く。

(2) 商標法における団体商標/証明商標保護制度

商標登録のための一般的なオフィス費用は下表のとおりである。

項目	印紙代
事前相談	250 リンギット / 63 US\$
出願（1 件）	950-1,100 リンギット* / 238-275 US\$
使用管理規則の届出 （団体商標/証明商標）	300 リンギット / 75 US\$
早期審査申請	1,000 リンギット / 250 US\$

注）*事前承認リストに記載のある区分の商品/サービスについては 950 リンギット、記載のない場合は 1,100 リンギット。

6.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示法においては、不正使用に対する行政上の救済手段について特段の規定がないが、2011 年取引表示法に基づき、国内取引・消費者委員会に対して侵害を訴えることが可能と考えられる。また、2019 年に施行された新商標法においては、商標の偽造等に対する刑事罰に関する規定が新たに設けられ、団体商標/証明商標の侵害行為に対しては、刑事処罰が科される可能性がある。

また、地理的表示法及び商標法いずれにおいても侵害行為に対して訴訟を提起することが可能である。マレーシアにおける知的財産権の侵害訴訟は通常、高等裁判所が管轄している。

表 35 マレーシアの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
地理的 表示法	- 地理的原産地について公衆を誤認させるおそれがある地理的表示の使用 - ぶどう酒・蒸留酒については、種類「型」「様式」「模造品」等の表現を伴って地理的表示を使用する行為 など	国内取引・消費者省	取引表示法に基づく強制捜査、侵害品の押収、刑事処罰	高等裁判所	- 差止め - 損害賠償
商標法	- 同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用 - 商標の偽造 など	国内取引・消費者省	刑事処罰	高等裁判所	- 損害賠償 - 逸失利益の補償

6.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 地理的表示法に基づく保護制度

侵害行為の定義

地理的表示法では、以下の行為が、地理的表示の不正使用とみなされる（法第 5 条）。

- (a) 商品の地理的原産地に関し、かかる商品が正しい原産地以外の地理的場所を原産としてい
ると公衆を誤認させるおそれがある方法によって表示または示唆するような、任意の事業
過程における商品の呼称または提示での使用
- (b) 事業過程における、パリ条約第 10 条 2 の意味における不正な競争行為に該当する使用
- (c) 事業過程における、商品の原産地としての国、地域、圏域若しくは地方という点において
は文言として正しいものでありながらも公衆に対し異なる国、地域、圏域若しくは地方の
原産品であると偽って見せかけるような地理的表示の使用
- (d) 事業過程における、ぶどう酒または蒸留酒の正しい原産地が表示されている、または地理
的表示が翻訳された形で使用されている、あるいは「種類」「型」「様式」「模造品」等の
表現を伴っているとしても、ぶどう酒の識別に使われる地理的表示のその地理的表示によ
り示される場所の原産ではないぶどう酒への使用、または、蒸留酒の識別に使われる地理
的表示のその地理的表示により示される場所の原産ではない蒸留酒への使用

行政上の救済手段

地理的表示法及び地理的表示規則には、行政上の救済手段は特段規定されていない。

ただし、商標権侵害に対する法の執行について規定した 2011 年取引表示法に基づき、侵害を国内取引・消費者省に訴えることが可能と考えられる。国内取引・消費者省は、模倣品の取り締まりや虚偽取引表示の監視を行う機能を有しており、権利者からの申し立てに基づき、あるいは主体的措置として強制捜査、侵害品の押収、刑事的処罰（罰金の支払い）の実行を担う¹⁴⁵。

国内取引・消費者省には以下の代表ホットラインの他、各地方の事業所にもホットラインが設けられている。

国内取引・消費者省 ホットライン

代表電話：1-800-886-800

各事業所の連絡先については <https://www.kpdnhep.gov.my/en/hubungi-kami/hotline> 参照

国内取引・消費者省に訴えを起こした場合、刑罰の決定に係る所要時間はケースバイケースであるが、

¹⁴⁵ JETRO 2013 「模倣品対策マニュアル マレーシア編」 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/my/ip/pdf/2012_man.pdf

捜査から 12 カ月以上かかる場合もある。手続きのフローは以下のとおり。

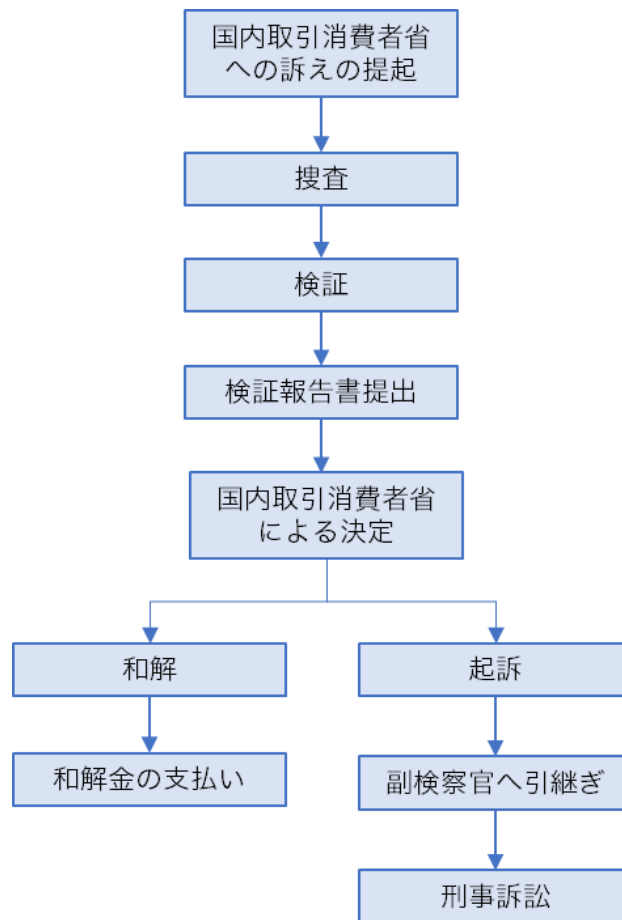


図 26 マレーシアの取引表示法に基づく救済手続きの流れ

司法上の救済手段

民事

地理的表示法では、利害関係者であればだれでも、地理的表示の不正使用に対し、差止め、損害賠償、その他の適切な法的救済措置を求めて裁判所に民事訴訟を提起することができる（法第 5 条）。民事訴訟は高等裁判所に対して提起する。

刑事

また、地理的表示法には規定されていないが、マレーシアにおける地理的表示の不正使用に対しては、2011 年取引表示法に基づいて刑事訴訟を起こすことが可能と考えられる。侵害を行ったものは以下の罰金に処される場合がある（取引表示法第 5 条）。

- (a) 法人の場合、5 万リングット以下の罰金。再犯・累犯の場合は、50 万リングット以下の罰金
- (b) 法人でない場合、10 万リングット以下の罰金若しくは 3 年以下の禁錮またはその両方。再犯・累犯の場合は、25 万リングット以下の罰金若しくは 5 年以下の禁錮またはその両方。

(2) 商標法における登録商標の侵害提起

侵害行為の定義

商標法では、以下の行為が商標権を侵害したとみなされる（法第 54 条）。

- ① 取引の過程において、権利者の同意なしに、登録されたものと同一の商品/サービスに関して、同一の標章を使用する行為
- ② 取引の過程において、権利者の同意なしに、登録されたものと類似の商品/サービスに関して、同一の標章を使用する行為であって、消費者を誤認させるおそれがある場合
- ③ 取引の過程において、権利者の同意なしに、登録されたものと同一または類似の商品/サービスに関して、類似の標章を使用する行為であって、消費者を誤認させるおそれがある場合

行政上の救済手段

商標法に基づく団体商標/証明商標についても、行政上の救済手段は特段規定されていない。ただし、上述のとおり、国内取引・消費者省が模倣品の取り締まりや虚偽取引表示の監視を行っている。

司法上の救済手段

民事

登録商標に対して侵害があった場合、権利者は裁判所に対して訴えを起こすことができる（法第 56 条）。商標侵害に対する救済としては、1976 年の旧商標法では、損害賠償か逸失利益の補償のいずれかしか与えられていなかったが、新商標法では、裁判所は損害賠償に加えて、逸失利益の補償も命じることができるようになっている。

刑事

また、新商標法では刑事罰に関する新たな規定が設けられた（法第 15 章）。これにより、権利者の同意なく、真の登録商標を欺くまたは改ざんすることを目的として、登録商標と同一または類似の商標を偽造した場合には、100 万リングット以下の罰金または 5 年以下の懲役、またはその両方を科される場合がある（法第 99 条）。この他にも、登録商標の不適切な使用、偽造商標を適用するための商品の製造・保持、偽造商品の輸入等についても罰金・懲役等の罰則規定が設けられている。

6.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

地理的表示の不正使用及び刑事手続きに係る代理人費用について、以下に例を挙げる。

項目	代理人費用 (リンギット)	代理人費用 (US\$)
訴状及び陳述書の提出、 弁論のとりまとめ	20,000-25,000	4,900-6,100
審理前書類のとりまとめ (弁論まとめ、合意事実陳述書等)	45,000-50,000	11,000-12,000
面接及び証拠の陳述書作成・交換	25,000-30,000	6,100-7,400
陳述書の精査、反対尋問準備、審理	30,000	7,400
審理手続きに係る謄本の精査 (外部専門家による)	2,500	610
裁判所への謄本提出、書類提出、口 頭説明のための裁判所出席	50,000	12,300
賠償額に関する書類提出準備、口頭 説明のための裁判所出席	10,000-15,000	2,500-3,700
決定を聞くための裁判所出席	2,000	500

和解のための交渉に係る代理人費用は 15,000 リンギット程度であるが、和解が成立するまでに要する期間等によって異なる。

また、取引表示法に基づき国内取引・消費者省に対し訴えを提起する場合の代理人費用の一例を以下に上げる。

項目	代理人費用 (リンギット)	代理人費用 (US\$)
国内取引・消費者省への訴えの提起 捜査準備・同行・報告書	1,350/1 か所	330/1 か所
物証の検証準備、検証出席、検証報 告書準備・提出	800/件	200/件

6.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

マレーシアはこれまで 7 つの二国間自由貿易協定及び 6 つの多国間自由貿易協定を締結している。この中で、地理的表示に関する規定を設けているのは以下の 3 つである。

(1) マレーシア・チリ自由貿易協定

マレーシアは 2010 年 11 月、3 年間の交渉期間を経てチリ政府と「マレーシア・チリ自由貿易協定

(MCFTA)¹⁴⁶」に署名し、同協定は 2012 年 2 月に発効した。交渉の中でチリ政府はピスコ (Pisco)¹⁴⁷ を地理的表示として保護することを要求し、協定 3.13 条はマレーシアに対し、その国内法に則って、ペルーの地理的表示であるピスコ (Pisco) を認める権利を害することなしに、チリの地理的表示ピスコを認めることを要求している。

(2) ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド 自由貿易協定

2004 年 11 月 30 日にラオスで開催された ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドサミットにおいて、各国は包括的な「ASEAN-オーストラリア-ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)¹⁴⁸」を締結することに合意し、この協定は、2010 年 1 月 1 日に発効した。

同協定は「第 13 章知的財産」の第 7 条において、商標権に対して高い品質の保護を確保することを締約国に対して要求し、同時に地理的表示は商標制度を通じて保護できることを定めている。第 7 条はまた、地理的表示より前に登録された商標について、国内法及び TRIPS 協定に従って保護することを要求している。

(3) 環太平洋パートナーシップ協定 (CPTPP)

マレーシアは、地理的表示保護の規定のある環太平洋パートナーシップ協定 (「CPTPP」)¹⁴⁹に署名し、批准している。CPTPP は、地理的表示を商標、独自の制度またはその他の法的手段によって保護できることを認め (第 18.30 条)、第三者による地理的表示の保護・認証に対する異議申立てを含む包括的な地理的表示の枠組みを提供している (CPTPP 第 18.32 条)。

6.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

6.5.1. 登録の状況

2020 年 2 月 3 日現在、マレーシアでは 86 産品が地理的表示登録されている。外国の産品としては、Scotch Whiskey (蒸留酒、イギリス)、Pisco (蒸留酒、ペルー)、Parmigiano Reggiano (チーズ、イタリア)、Cognac (蒸留酒、フランス)、Champagne (ぶどう酒、フランス)、Barolo (ぶどう酒、イタリア)、Tequila (蒸留酒、メキシコ) が登録されている。なお、マレーシアにおける地理的表示の登録申請件数は、登録が始まってから 2019 年 6 月までの合計で国産品が 115 件、外国産品が 11 件で、3 割程度は登録が却下されている。

¹⁴⁶ 協定本文： <https://fta.miti.gov.my/miti-fta/resources/Malaysia-Chile/MCFTA.pdf>

¹⁴⁷ 葡萄酒を原料とした蒸留酒

¹⁴⁸ 協定本文： <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/asean-australia-new-zealand-free-trade-agreement-aanzfta/aanzfta-text/>

¹⁴⁹ 協定本文： <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/cptpp/comprehensive-and-progressive-agreement-for-trans-pacific-partnership-text-and-resources>

協定日本語訳： https://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/tpp_text_yakubun.html

一方、証明商標については 363 件が登録されているが、団体商標についてはまだ登録実績はない。¹⁵⁰

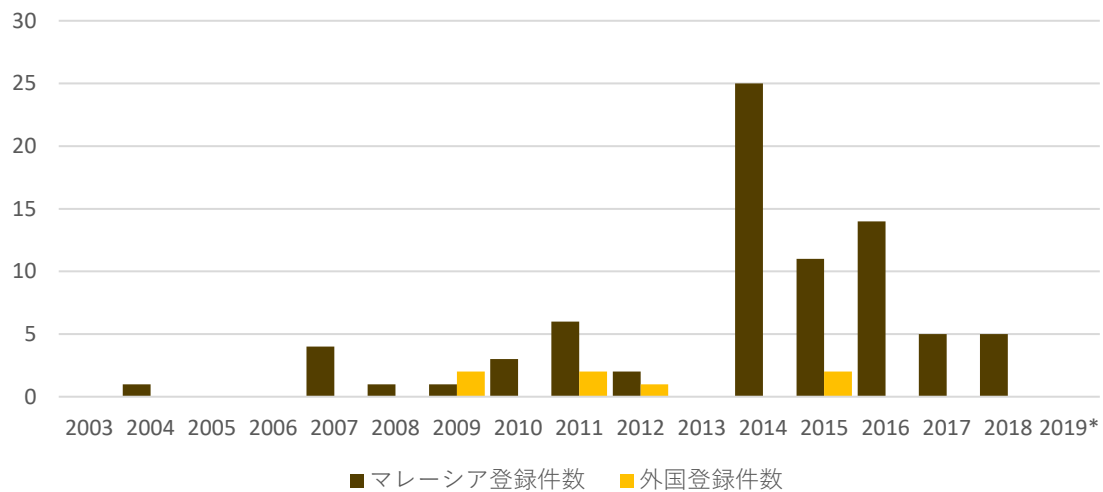


図 27 マレーシアの地理的表示登録件数の推移（マレーシア・外国団体別）

出所）マレーシア知的財産公社

注）*2019 年は 6 月まで

6.5.2. 紛争事例

マレーシアにおける著名な紛争事例としては以下が挙げられる。

スイスチョコレート¹⁵¹

スイスのチョコレート生産協同組合及びそのメンバーであるスイスのチョコレート製造業者（原告）は、2005 年、マレーシアのチョコレート生産会社（Maestro Swiss）（被告）が、その商品に「Maestro SWISS」というブランド名をつけて販売したことに対し、同社のチョコレートがスイスで生産されているかのように消費者を誤認させるおそれがあるなどとして、詐称通用に基づいて訴訟を提起した。原告はまた、被告による同ブランドの利用は、地理的表示は商標として使用できないとする地理的表示法にも違反していると訴えた。高等裁判所での判決では、「Maestro SWISS」というブランド名は、同商品に使用されるチョコレートがスイスを原産とすることを示しているとは言えないとして、原告の訴えを退けた。

これに対し、チョコレート生産協同組合は上訴し、2016 年 3 月、連邦裁判所は「Maestro SWISS」という文字は同商品がスイスで生産されていると公衆を誤認させるおそれがあるとして、詐称通用を認めて原告の請求を認める判決を下した。

¹⁵⁰ マレーシア知的財産公社ウェブサイト商標検索に基づく（2020 年 2 月 20 日時点）

¹⁵¹ Tay Pek San 2017 “Legal Protection of Geographical Indications as a Means to Foster Social and Economic Development in Malaysia” JETRO 2017 「アセアン主要国における日本の地名等の商標登録実態調査（2016 年改訂版）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20170524_2.pdf

6.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、マレーシアにおける商標や地理的表示等の登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 1 団体、地理的表示の出願準備中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、マレーシアで不正利用を確認したケースは報告されなかった。

(2) 商標登録状況の確認結果

商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、マレーシアにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは 1 産品である。権利者以外による類似の商標登録としては、マレーシア企業による「Kobe Beef」の 29 類での申請が審査中となっている。

表 36 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（マレーシア）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (マレーシア)	不正使用	地理的表示権利者等による出願	その他の個人/企業等による出願
3	神戸ビーフ	神戸肉流通推進協議会				Kobe Beef 神戸ビーフ KOBE BEEF としてマレーシア企業が 29 類で出願、審査中
13	市田柿(いちだがき)	みなみ信州農業協同組合	地理的表示登録申請中			

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

マレーシア知的財産公社ウェブサイト 商標検索 <https://iponline2u.myipo.gov.my/myipo/www/>

7. インドネシア

7.1. 地理的表示を保護する制度

インドネシアでは、「商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法令 2016 年第 20 号（以下、商標及び地理的表示法）」によって地理的表示を保護している。

法務人権省知的財産総局が管轄しており、専用のロゴマークが設定されている。外国の地理的表示の登録も認めている。

表 37 インドネシアの地理的表示を保護する制度の概要

タイプ	主管当局	マーク	根拠法・主な関連規則等	日本からの登録
商標・ 地理的 表示法 による 保護	法務人権省 知的財産総 局		- 商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法令 2016 年第 20 号¹⁵² - 地理的表示に関するインドネシア共和国法務人権大臣令 2019 年 12 号¹⁵³ - インドネシア共和国地理的表示に関する政令 2007 年第 51 号（2007 年 9 月 4 日制定・施行）¹⁵⁴	○

インドネシアは、1997 年改正商標法（第 14 号改正）により、初めて地理的表示の概念を導入、地理的表示の定義や登録要件等の基本的なルールを定めた。次いで、2001 年改正商標法（第 15 号改正）で、地理的表示の登録手続きを別途政令で定めると示し、これに基づき 2007 年に地理的表示規則を制定し、地理的表示登録制度の運用を開始した。

その後、インドネシアは、グローバル化する経済の中で公正な企業競争、消費者保護及び国内産業保護を図るためには、標章及び地理的表示の分野におけるより充実した法規が必要であるとして、2008 年に商標法の改正案を公表。同改正案は商標及び地理的表示法として、2016 年 10 月に国民議会で可決され、同年 11 月に発効した。同法に基づき、2019 年 6 月に新たに法務・人権大臣令として地理的表示規則が制定された¹⁵⁵。

¹⁵² Law of the Republic of Indonesia No. 20 of 2016 on Marks and Geographical Indications

原文：http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/merek/uu_pp/UU%20no%2020%20tahun%202016%20tentang%20Merek1.pdf

英語訳：http://ditjenpp.kemendikham.go.id/arsip/terjemahan/38.pdf

日本語訳：付属資料参照

¹⁵³ 原文：https://dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/indikasi_geografis/PERMEN%20INDIKASI%20GEOGRAFIS.pdf

日本語訳：付属資料参照

¹⁵⁴ Government Regulation of the Republic of Indonesia Number 51 Year 2007 on Geographical Indications

英語：

http://www.ecap3.org/sites/default/files/IP_leg_geo_ind/Government%20Regulation%20No.%2051%20of%202007%20regarding%20Geographical%20Indications.%20State%20Gazette%20of%202007%20No.%20115..pdf

日本語訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/indonesia-chiri.pdf

¹⁵⁵ なお、同規則公布前の申請で登録が完了していないものについては、引き続き 2007 年地理的表示規則が適用される。

地理的表示と商標の関係

商標及び地理的表示法には、団体商標の制度も定められている。一般名称と地名を組み合わせた標章が団体商標として登録できるかどうかについて、法律上に明記はない¹⁵⁶。本稿では、団体商標については取り上げていない。商標の出願及び保護制度については、以下の資料参照のこと。

日本貿易振興機構 2018 年 3 月「模倣対策マニュアル インドネシア編」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/manual_201803.pdf

なお、商標及び地理的表示法第 21 条第 1 項の規定により、標章が登録済みの地理的表示に実質的に類似するか、または同一である場合、申請は拒否される。ただし、第 68 条の規定により、地理的表示の登録申請に先立ち、またはその最中に登録の権利を持たない第三者によって、当該標示が善意により使用される場合、その善意の第三者はその地理的表示の登録日から 2 年間、その使用を続けることができる。また、当該標示が既に商標として登録されている場合、法務人権大臣は、その標示の商標としての登録日から 2 年の期間経過後に、全部または一部の商品種別に対して当該の商標登録を取り消し、これを削除することができる。

7.2. 登録の要件・手続・費用

インドネシアの地理的表示保護法における地理的表示の登録要件は下表のとおりである。日本の地理的表示登録生産者団体が、インドネシアでの保護を望む場合、商標・地理的表示法に基づく地理的表示の登録申請が可能である。

表 38 インドネシアの地理的表示を保護する制度の登録要件等

根拠法	登録	日本からの登録	出願人の要件	海外出願	登録品目	有効期間
商標・地理的表示法による保護	地理的表示	○	生産団体を代表する任意の主体 州政府、県・市町村政府	原産国での GI 登録必須	天然物、手工芸品、工業製品	無期限

7.2.1. 登録要件

登録/保護対象（法第 53 条第 3 項）

商標及び地理的表示法では、地理的表示について天然物、手工芸品、工業製品が登録・保護の対象となる。なお、天然物とは、動植物及び微生物のような生物的要素のみに限らず、石油、天然ガス、鉱物各種、水及び土のような非生物的要素も含む。また、工業製品とは、中部ジャワ織やシッカ織のような原料を製

¹⁵⁶ 地理的表示を団体商標として登録できるかどうかについて、少なくとも地理的表示は団体商標としては登録しないとの運用がされているようである。団体商標制度の下での商標出願自体、過去 5 年間実績がない。

品に変質させる人間の活動の産物を意味する¹⁵⁷。

外国からの地理的表示の登録は、その原産国において有効な規定に従って承認及び/または登録されている場合にのみ登録することができる（規則第 19 条第 2 項）。

出願人の要件（法第 53 条）

特定の地理的領域において、天然物、手工芸品、工業製品のいずれかを生産する団体を代表する任意の主体、若しくは州政府、県・市町村政府が申請者となり得る。

品質特性（法第 1 条第 5 項）

同法は地理的表示を「商品及び/または製品の原産地を示す標識であり、自然的要因、人的要因またはそれらの組合せを含むその地理的環境要因により、そこで生産される商品及び/または製品に特定の社会的評価、品質、及び特性¹⁵⁸を与えるもの」としている。

次に該当する地理的表示の申請は登録されない。

- a. 国家のイデオロギー、法規、道徳、宗教、品位及び公序に反するも
- b. 社会的評価、品質、特性、原産、製造工程、及び使用方法の全部または一部について、公衆を誤認させるまたは欺くもの。
- c. 類似の地理的表示の要素を示すべく用語が追加されている場合を除いて、植物の品種においてこれまでに使用されておりかつ類似の植物品種に用いられている名称をなすもの。

対象地域

対象地域の設定方法について特段の定めは無い。

7.2.2. 登録手続¹⁵⁹

登録申請は、知的財産総局商標地理的表示局 (Directorate of Trademark and Geographical Indications) に提出する。書面での申請の他、知的財産総局のウェブサイトを通じた電子申請が可能である。海外からの出願人は、代理人/知財コンサルタントを選任しなければならない。知的財産総局での方式審査、実体審査を経て、登録に至るが、円滑に進んだ場合、申請から登録に要する期間は約 1 年である。登録によって得られる地理的表示に関する権利は、保護が与えられる根拠となった社会的評価、品質、特性が維持されている限り有効である。

出願用紙にはインドネシア語で記入し、以下を添付しなければならない。

¹⁵⁷ 実際に地理的表示登録されている工業製品としては、木製家具（地理的表示“Mebel Ukir Jepera”）、シルク織物（地理的表示“Tenun Sutra Mandar”）、銀細工（地理的表示“Kerajinan Perak Celuk Gianyar Bali”）、タバコ（地理的表示“Tembakau Mole Sumedang”）等がある。

¹⁵⁸ 法律の英語訳では“a given reputation, quality and characteristics”となっている。

¹⁵⁹ 2019 年地理的表示規則 第 2 章「地理的表示の登録要件及び手続」、第 3 章「外国からの地理的表示の登録」、第 4 章「地理的表示専門家チーム」参照

- (a) 出願の手数料納付の受領書
- (b) 地理的表示のラベル 2 枚 (2 cm×2 cm～9 cm×9 cm)
- (c) 要件記載書 (Buku Persyaratan) の要約または概要
- (d) 外国から地理的表示を出願する場合は、原産国で承認及び/または登録されたことを証明できる証明証または合法的証拠書類の写し
- (e) 委任状 (代理人を通じて出願する場合)
- (f) 要件記載書
- (g) b～f までの電子データ

上記(f)の要件記載書には以下の情報が含まれる必要がある。海外からの出願の場合は、要件記載書はインドネシア語に加え、英語版の提出も求められる。

- (a) 出願の対象となる地理的表示の出願人のデータ
- (b) 出願の対象となる地理的表示の名称
- (c) 地理的表示により保護される製品の名称
- (d) 特定の商品と同種の他の商品から区別する特性及び品質に関する説明
- (e) 生産される商品の品質または特性に影響を与える地理的環境及び自然的要因、人的要因が一体化されたものの説明
- (f) 地理的表示の対象となる地方及び/または地域地図の境界線の説明
- (g) その地域で生産される商品を指定するうえでの地理的表示に関係する歴史及び伝統の概要。これには公衆による当該地理的表示の認識の説明が含まれる
- (h) 生産者が当該地域に関連する商品を生産、処理、または製造することができる生産方法、処理及び製造方法の説明
- (i) 生産される商品の品質を確認するために使用される試験方法の説明、及び商品に使用され、地理的表示が記載されているラベル

商標及び地理的表示法に基づく地理的表示登録の流れは以下のとおりである。

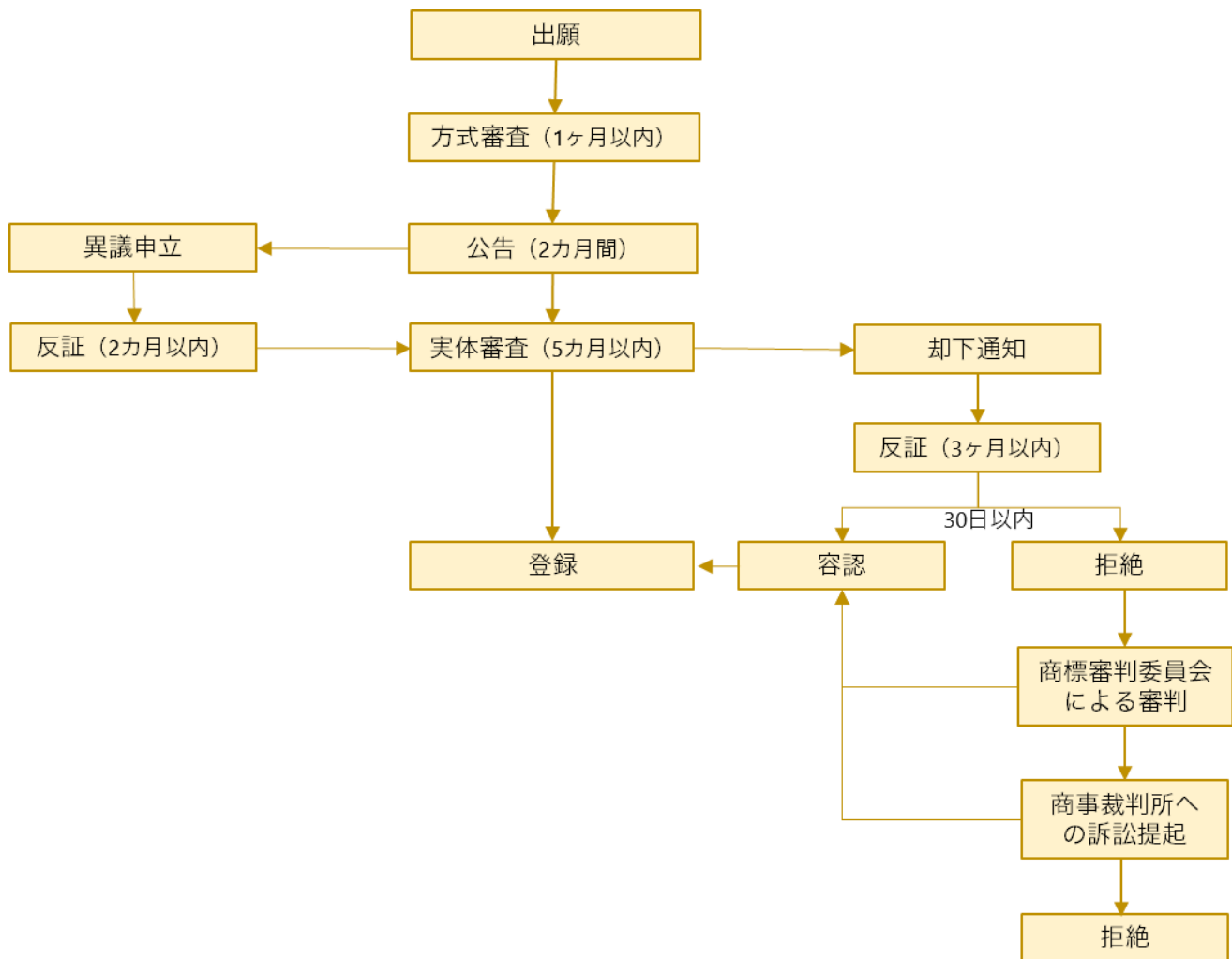


図 28 インドネシアの商標及び地理的表示保護法に基づく地理的表示登録手続きの流れ

7.2.3. 登録費用

登録手数料

登録に係る主要な手続きに係る手数料は以下のとおりとなっている¹⁶⁰。

項目	手数料	
	ルピア	US\$
登録申請	(電子申請) 450.000	(電子申請) 33
	(書面申請) 500.000	(書面申請) 37
申請データの変更	200.000	15
実体審査請求	750.000	55
地理的表示の使用登録出願	750.000	55

¹⁶⁰ インドネシア知的財産権総局ウェブサイト (<http://en.dgip.go.id/tarif-indikasi-geografis>)

項目	手数料	
	ルピア	US \$
異議申立	1.000.000	73
控訴	3.000.000	220

代理人費用

以下は、登録のための代理人費用として 1 社が参考として挙げた費用の例になる。

項目	代理人費用* US \$
登録申請	550
実体審査請求	220
オフィスアクションへの応答	300-800

注) *翻訳費用を除く。英語からインドネシア語への翻訳が必要な場合、1 ページ当たり 40 米ドル程度。

7.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

インドネシアにおける地理的表示の不正使用については、主に以下のような救済手段がある。

地理的表示の不正使用に対する行政上の救済手段については、地理的表示規則に定められており、知的財産総局や警察が管轄して侵害内容の調査や勧告、刑事処罰等を行う。また、商事裁判所に民事訴訟を起こすことも可能。

表 39 インドネシアの地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の 対応機関	行政的保護の 内容	司法的保護の 対応機関	司法的保護の 内容
商標・ 地理的 表示法	・ 要件記載書の内容に合致しない商品や製品に使用 ・ 原産地・品質について公衆を誤認させるおそれがある地理的表示の偽造・乱用など	知的財産総局 地方政府 警察	侵害内容の調査、勧告、侵害品の没収、刑事処罰	商事裁判所	・ 民事訴訟による侵害行為停止、損害賠償

7.3.1. 不正使用の救済手段

侵害行為の定義

商標及び地理的表示法では、以下の行為が地理的表示の侵害に当たる（法第 66 条）。

- 要件記載書の内容に合致しない商品や製品への、地理的表示の直接的または間接的な使用
- 次に掲げる目的のための、保護されている商品や製品であるかいないかを問わず、特定の地理

的表示意匠文字の、直接的または間接的な使用

1. 特定の商品や製品が、品質面において、地理的表示として保護されている商品や製品と同等であると示す
 2. 当該使用から利益を得る
 3. 当該地理的表示の社会的評価から利益を得る
- (c) 当該商品の地理的起源について、公衆を誤認させる潜在的な恐れのある地理的表示の使用
- (d) 登録済み地理的表示の非使用権者による、地理的表示の使用
- (e) 商品や製品の原産地または商品や製品の品質について誤認を招きうるような、以下媒体上での偽造または濫用
1. 包装材及び梱包材
 2. 広告における記述
 3. 商品や製品についての文書での記述
 4. 特定の梱包の原産に関わる誤認を招く情報
- (f) 商品や製品の真の原産地について、公衆を誤認させるおそれがあるその他の行為

行政上の救済手段

商標及び地理的表示法第 71 条は、中央政府及び地方政府は、その各々の権限に従って地理的表示の管理を行うべきことを定めている。この管理は、地理的表示登録の基礎を形成した評価、品質及び特性が存在することを保証すること、及び、地理的表示の不正使用を防止することを目的として行われる。

地理的表示の適正な使用を監督し、不正使用を摘発する役割は、知的財産総局商標地理的表示局の下で編成される地理的表示監督チーム、当該地理的表示を管轄する地方政府及び一般市民が担う（規則第 34 条）。地理的表示監督チームは、地理的表示の不正使用を発見した場合、若しくは、地方政府や一般市民からその報告があった場合、その内容を検証・協議し、知的財産権総局を通じて当該地理的表示の権利者及び/または地方政府に勧告を行う（規則第 35～37 条）。

また、地理的表示の権利者は不正使用を知的財産総局または警察に告発し、侵害者に対して刑事罰を求めることもできる。知的財産総局は、商標の不正使用に関して調査し、犯罪の証拠となる商品を没収するなどの権限を与えられている（法第 99 条）。

刑事罰について、他者が権利を有する類似の商品や製品についての地理的表示にその全体が類似する標示、若しくは登録された商品や製品と同一の標示を不法に使用する者は全て、4 年以下の懲役若しくは 20 億ルピアの罰金、またはこの両方が科される（法第 101 条第 1 項）。また、類似の商品や製品についての他者の地理的表示と本質的に類似する表示、若しくは登録された商品や製品と同一化する標示を不法に使用する者は全て、4 年以下の懲役若しくは 20 億ルピアの罰金、またはこの両方が科される（法第 101 条第 2 項）。さらに、その商品及び/または役務及び/または産品が第 100 条及び第 101 条に引用された犯罪行為にあたることを知りながら、または知っていたであろうことを合理的に疑われるような商品及び/または産品を取引した者は、最長 1 年の懲役刑及び/または最高 20 億ルピアの罰金刑に処される（法第 102 条）。

司法上の救済手段

地理的表示の権利者は、地理的表示の侵害行為があった場合、商事裁判所に民事訴訟を提起し、損害賠償と侵害行為停止を求めることができる（法第 67 条）。権利者とは、地理的表示の使用権を持つ生産者及び/または特定の地理的地域のコミュニティを代表し、権限を付与された者をいう（法第 68 条）。インドネシアには 5 つの異なる市（ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン、マカッサル）に商事裁判所があるが、外国法人等が関係している場合にはジャカルタの商事裁判所に提訴する必要がある。なお、商事裁判所の決定に不服がある場合、最高裁判所に控訴することが可能。

商事裁判所に訴訟を提起した場合の手続きの流れは以下のとおり。

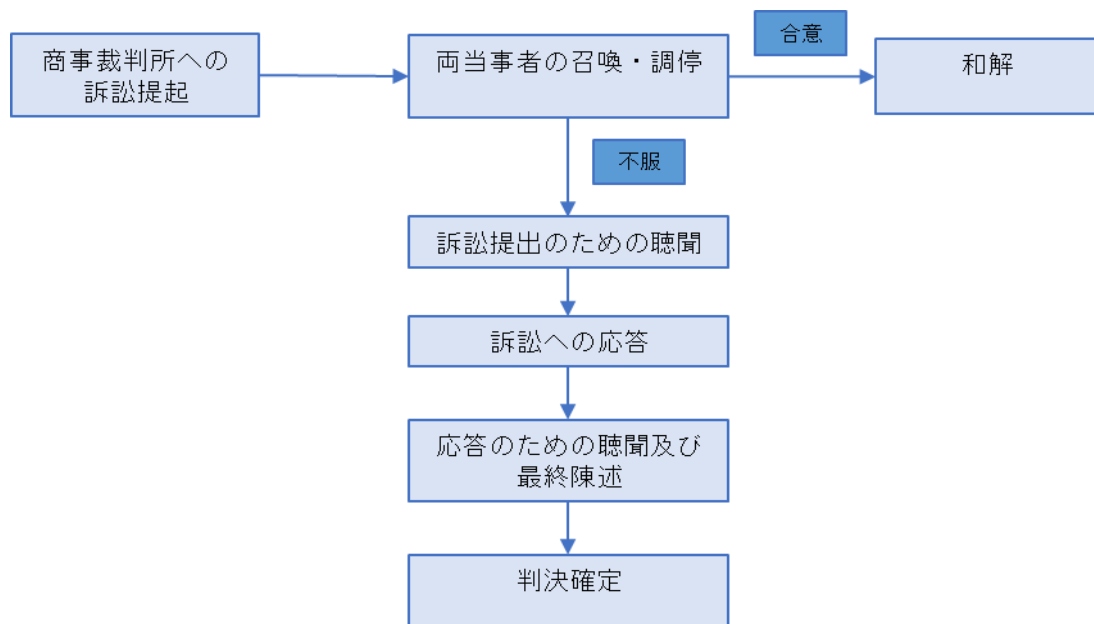


図 29 インドネシアの司法救済手続きの流れ

7.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

不正使用に対する民事訴訟及び刑事訴訟に係る手数料及び代理人費用の例を以下に示す。

項目	手数料		代理人費用 (US\$) *
	US\$	ルピア	
商事裁判所	550	3.700.000	8,450 (成功報酬別途 5,000)
最高裁判所	700	5.000.000	4,300 (成功報酬別途 3,000)
警察への告訴	-		5,000
(警察の) 強制捜査	-		10,000-45,000

注) *翻訳費用を除く。英語からインドネシア語への翻訳が必要な場合、1 ページ当たり 40 米ドル程度。

7.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

インドネシア政府は近年積極的に包括的経済連携協定の締結を進めており、2019 年 10 月に発効した「インドネシア・チリ包括的経済連携協定（IC-CEPA）」¹⁶¹では、同国の経済連携協定としては初めて、地理的表示の相互保護に関する規定を設けた。附属書 3.10-A/B によれば、チリにおいて保護の対象となるインドネシア側の農産物、工芸品は計 56 産品、インドネシアで保護されるチリ側の産品は、ぶどう酒を中心とした計 137 産品となっている。

また、2018 年 12 月に欧州自由貿易連合（EFTA）¹⁶²との間で署名した包括的経済連携協定では、締約国における地理的表示の保護について定めている。附属書 17¹⁶³は、原産地について消費者を誤認させるおそれがあるような、当該産地に由来しない地理的表示の使用を防ぎ、少なくとも農産物及び食品については、同一または同等の商品であっても、当該産地に由来しない商品には地理的表示の使用を防止する措置を講じることを締約国に求めている。

この他、インドネシア政府は 2016 年より EU との包括的経済連携協定締結に向けた協議を継続しており、これまでの協議結果によれば地理的表示に関してもなんらかの取り決めが行われることが見込まれる。¹⁶⁴

7.5. 当該国における知財侵害及び原産地表示違反の現状・紛争事例

7.5.1. 登録の状況

2019 年 12 月 26 日現在、インドネシアでは 88 産品が地理的表示登録されている。特にコーヒーが多く登録されており、地理的表示産品としてのコーヒーは認知度は比較的高いが、他の製品については認知度は高くない。

外国の産品としては、Cognac（蒸留酒、フランス）、Champagne（ぶどう酒、フランス）、Pisco（蒸留酒、ペルー）、Parmigiano Reggiano（チーズ、イタリア）、Lamphun Brocade Thai Silk（シルク、タイ）、Tequila（蒸留酒、メキシコ）、Grana Padano（チーズ、イタリア）、Scotch Whiskey（蒸留酒、イギリス）、Modena/Di Modena（ぶどう酒、イタリア）が登録されている。

7.5.2. 紛争事例

文献調査を行ったが紛争事例を確認することができなかった¹⁶⁵。

¹⁶¹ 協定本文： <https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/indonesia/fta-indonesia-main-agreement.pdf>

¹⁶² スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの 4 か国

¹⁶³ <https://www.efta.int/sites/default/files/documents/legal-texts/free-trade-relations/indonesia/fta-indonesia-annex17-intellectual-property-rights.pdf>

¹⁶⁴ https://eeas.europa.eu/delegations/guinea/53277/eu-indonesia-cepa-negotiations_hu

¹⁶⁵ インドネシアの商事裁判所の決定は公表されていない。

7.5.3. 違反等の状況

(1) 国内ヒアリング結果

日本の地理的表示登録団体（86 団体）に対して、インドネシアにおける商標や地理的表示等の出願/登録状況について聞き取りを実施したところ、商標登録ありと回答した団体が 1 団体、地理的表示申請中が 1 団体あった。また、日本で登録された地理的表示について、インドネシアで同名の商標登録申請があることを確認したケースが 1 件報告された。

(2) 商標登録状況の確認結果

商標登録状況を確認したところ、日本で地理的表示を取得している産品について、インドネシアにおいて権利者または関連団体等による商標登録が確認できたのは 1 産品である。権利者以外による類似の商標登録としては、豪州企業による「Tajima Australian Grainfed Wagyu」の 29 類での申請が審査中となっている他、「Kagoshima Kurogyu」の 29 類での申請が審査中となっている。

表 40 国内地理的表示登録生産者団体聞き取り及び商標検索結果等のとりまとめ（インドネシア）

登録状況			聞き取り調査結果		商標検索結果（2020 年 1 月 8 日現在）	
番号	地理的表示名称	団体名	登録有 (インドネシア)	不正使用	地理的表示権利者等 による出願	その他の個人/企業等 による出願
2	但馬牛	神戸肉流通推進協議会				Tajima Australian Grainfed Wagyu  として豪州企業が 29 類で出願、審査中
41	プロシュット ディ パルマ	コンソルツィオ デル プロシュット ディ パルマ			一般商標 プロシュット ディ パルマ (2018 年出願 審査中)	
56	近江牛	一般社団法人滋賀県畜産振興協会			一般商標 近江姫和牛 (2018 年出願 審査中)	

58	鹿児島黒牛 (くろうし)	鹿児島県肉用 牛振興協議会		事例有	Kagoshima Kurogyu  としてインドネシア在 住個人が 29 類で出 願、審査中
----	-----------------	------------------	--	-----	--

出典)

聞き取り結果：株式会社メロスによる電話での直接聞き取り

商標検索結果：ASEAN 商標検索 <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

インドネシア知的財産権総局 商標検索結果：<https://pdki-indonesia.dgip.go.id/>